第3次茨城県環境基本計画









平成 25 年 3 月



茨 城 県

はじめに



今日の私たちは、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失といった地球規模での環境問題に加え、東日本大震災や原発事故に伴う災害廃棄物の処理や放射性物質への対応など、新たな問題にも直面しています。

一方,本県には,筑波山や霞ヶ浦をはじめとする緑豊かな山並みや親水空間が残されており,私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えるこれらの自然環境を保全し,次世代に引き継いでいくことも大切な使命です。

県では、こうした様々な課題に的確に対応し、環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに、「第3次茨城県環境基本計画」(計画期間:平成25年度~34年度)を策定いたしました。

第3次となる今回の計画では、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築、河川・湖沼の水質改善など、複雑かつ長期的な課題に引き続き取り組むとともに、平成20年に制定された「生物多様性基本法」に基づく生物多様性に関する施策の充実や、事故由来放射性物質に対する環境汚染対策など新たな社会情勢にも適切に対応してまいります。

さらには、石油等資源の枯渇やエネルギー安定供給の確保の観点から、再生可能エネルギーや省エネルギーへの期待が高まる中、本県に集積する最先端の科学技術を活かしたグリーン・イノベーションを推進することにより、環境・エネルギー分野での革新的技術の研究・開発を促進するなど、環境と経済が調和した低炭素社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいります。

この計画では、「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」を本県の目指すべき環境の将来像としています。

その実現に向けて、県や市町村、事業者や各種団体などあらゆる主体が、連携・協働しながら積極的に取り組んでいくことはもとより、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題としてとらえ、身近なところから環境保全活動を着実に実践することが重要です。

緑豊かな住みよいいばらきを、次の世代につないでいくため、県民の皆様の積極的な参画を期待いた します。

平成25年3月

目次

第1章 計画策定の基本的事項	
第1節 計画策定の背景	2
第 2 節 計画策定の基本的考え方	
第3節 計画の性格と役割	
第4節 各主体の役割	
第5節 計画の構成	
第 6 節 計画の期間	
第2章 基本目標	
第1節 環境の将来像	10
第 2 節 基本目標	
第3章 施策の推進	
第1項 施策体系	
第2項 個別施策の展開	
第1節 地球温暖化対策の推進	
1-1 地球温暖化の防止	
1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進	
第 2 節 地域環境保全対策の推進	
2-1 大気環境の保全	
2-2 水環境の保全 2-3 土壌·地盤環境の保全	
2-3 工壌・地盤環境の保生2-4 化学物質の環境リスク対策	
2-4 化子物員の環境9ペラ対象2-5 放射性物質による環境汚染対策	
第3節 湖沼環境保全対策の推進	
3-1 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策	
3-2 涸沼·牛久沼の水質保全対策	
第 4 節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	
4-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	
4-2 廃棄物の適正処理	
4-3 不法投棄等の防止	43
第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用	45
5-1 生物多様性の保全	45
5-2 自然公園等の保護と利用	48
5-3 森林·平地林·農地の保全	
5-4 河川等水辺環境の保全と活用	52
第6節 快適で住みよい環境の保全と創出	
6-1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出	
6-2 歴史的環境 自然景観の保全と活用用	
6-3 自然災害への対応	58

第 7 節 各主体が学び協働することによる環境保全活動の抽	隹進60
7-1 環境教育·環境学習等の推進	60
7-2 各主体の環境保全活動と協働取組の促進	64
7-3 国際的な視点での環境保全活動の促進	67
第8節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進	68
8-1 環境情報の収集· 管理· 提供	68
8-2 グリーン・イノベーションの推進	70
8-3 総合的な環境保全対策の推進	72
第3項 いばらきエコ・プロジェクト	75
1 県民総ぐるみによる温暖化対策推進エコ・プロジェクト	·
2 泳げる霞ヶ浦実現エコ・プロジェクト	
3 循環型社会形成エコ・プロジェクト	
4 緑を育むエコ・プロジェクト	
5 自然と生きものを守るエコ・プロジェクト	
6 グリーン・イノベーション推進エコ・プロジェクト	
7 環境教育推進エコ・プロジェクト	88
第2節 進行管理の仕組み	94 98
資料編	
資料 1 茨城県環境基本計画(前計画)の点検結果	エラー! ブックマークが定義されていません。
資料 2 2011 年茨城県環境保全に関するアンケート調査系	吉果.エラー! ブックマークが定義されていません。
資料 3 県政世論調査(震災後の環境意識)結果	エラー! ブックマークが定義されていません。
資料 4 茨城県環境基本計画の構成(前計画と第3次計画	〗の対照図) エラー! ブックマークが定義されてい
ません。	
資料 5 茨城県環境基本計画の施策体系(前計画と第3次	ζ計画の対照図). エラー! ブックマークが定義され
ていません。	
資料 6 策定の経緯	
資料 7 茨城県環境審議会 委員名簿	
資料 8 茨城県環境基本計画策定小委員会 委員名簿	
資料 9 茨城県環境基本条例	
資料 10 用語解説	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画策定の基本的事項



第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本県では、深刻かつ複雑化した環境問題に適切に対応し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、平成8年6月に「茨城県環境基本条例」を制定しました。平成9年3月には、この条例に基づき「茨城県環境基本計画」(計画期間:平成8~17年度)を策定し、環境の保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、京都議定書の採択等による地球温暖化対策の進展やリサイクル関連法の整備、ダイオキシン類等化学物質管理の推進など、社会情勢の変化に対応するため平成 15 年 3 月に同計画を見直し、「茨城県環境基本計画(改定)」(以下「前計画」という。)(計画期間: 平成 15~24 年度)として、運用してきました。

この間,国では、地球温暖化対策として「温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)比で平成32年(2020年)までに25%削減」という国際公約と、その実現に向けた様々な取組がなされました。また、生物多様性についても、平成20年に制定された「生物多様性基本法」やこれに基づき策定された生物多様性国家戦略、平成22年に日本で開催されたCOP10などを契機に、生物の多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められてきたところです。

このような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では多くの県民が被災したことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生は、電力不足による経済活動の停滞や放射性物質による環境汚染など新たな環境問題を引き起こしました。その一方で、こうした震災を契機として、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーや節電・省エネルギーなどの普及が加速され、環境分野における技術革新による環境配慮型の経済発展を目指すグリーン・イノベーションを推進する動きが一層高まることとなりました。

また,前計画が平成 24 年度に目標年次を迎えることから,これまでの成果や課題を検証するとともに,この計画の上位計画にあたる「茨城県総合計画(改定)」(以下「県総合計画」という。)を平成 24 年 3 月に改定したことや,国においても同年 4 月に「第四次環境基本計画」が閣議決定されたことから,こうした 10 年間の社会情勢の変化や,東日本大震災により生じた状況等も踏まえ,環境に係る次の 10 年の将来像とその具体的施策を掲げた「第 3 次茨城県環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

第2節 計画策定の基本的考え方

これまで、前計画において設定した、県の目指す環境の将来像と、それを達成するための3つの基本目標に基づき、環境の保全と創造のための施策を、10年にわたり、総合的かつ計画的に推進してきました。

この間,二酸化いおうなどの大気質については全ての測定局で環境基準を達成するなど環境の保全が図られましたが,一方で,温室効果ガスの一層の削減や湖沼の水質改善など依然として課題が山積していることから,引き続き主要な施策として環境保全の取組の強化を図る必要があります。

また、東日本大震災がもたらした今日の状況やグリーン·イノベーションを通じた持続可能な 社会づくりなど、次に掲げる近年の国内外における環境を取り巻く大きな変化等を踏まえ、長期 的な展望に立った本県の環境政策の方向性を提示することとします。

🥏 地球温暖化対策

「温室効果ガスの排出量を平成 2 年(1990 年)比で平成 32 年(2020 年)までに 25%削減する」との国の中期目標(閣議決定)を踏まえ、平成 23 年 4 月に県地球温暖化対策実行計画を策定しましたが、同年 3 月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を受け、国がエネルギー・環境政策の見直しを進めていることから、県では、これらも踏まえた地球温暖化対策を講じます。なお、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画において、国では、平成 62 年(2050 年)までに温室効果ガス排出量を 80%削減することを目指すとしています。

● 地域環境保全対策

大気質や水質のほとんどの項目で環境基準を達成していますが、光化学オキシダント濃度や河川・湖沼における COD 等一部の項目で環境基準を達成できていない状況にあり、自動車騒音についても、環境基準が一部未達成となっています。これらの問題の解消に向けて対策を強化するとともに、特に大気中の微小粒子状物質(PM2.5)に新たに環境基準が制定されたことから、微小粒子状物質についても対応を講じます。

● 湖沼環境保全対策

森林湖沼環境税を活用した高度処理型浄化槽の普及などにより、陸域からの汚濁負荷量の 削減に努めていますが、湖内の COD や流入河川の窒素やりんなどは、依然として高い濃度 で推移しています。

水質浄化対策を効果的に行うため、河川·湖沼の水質データを引き続き収集·分析し、汚濁機構の解明をさらに進めるとともに、霞ヶ浦(西浦·北浦·常陸利根川)に係る湖沼水質保全計画をはじめ、涸沼や牛久沼の水質保全計画など個別計画に基づき、各種施策を積極的に推進します。

🥏 資源の有効利用と廃棄物の適正処理

各種リサイクル法の推進により、一般廃棄物の排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、再生利用率は全国値を下回ることから、引き続き「いばらきゼロエミッション」の推進を図るため、県廃棄物処理計画や国の循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種施策を展開します。

🧔 生物多様性

茨城県希少野生動植物保護指針や茨城県鳥獣保護事業計画などに基づき、生物多様性の保全を図ってきましたが、里山の手入れ不足や土地の改変、外来生物の定着や気候変動などによる生態系への影響が懸念されており、総合的な保全対策が必要となっています。生物多様性基本法や平成 24 年 9 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2012-2020 を踏まえ、本県における生物多様性地域戦略を新たに策定し、多様な主体と連携・協働しながら生物多様性

の保全に向けた各種施策を推進します。

🥏 環境教育·環境学習

様々な分野にわたる環境問題を解決するためには、県民をはじめとする各主体が協力·連携しながら環境保全の取組を進める必要があることから、子どもから大人までライフステージに応じた環境教育の推進を図っています。これらの施策に加え、体験活動の機会の提供、協働取組の仕組みづくりなど、平成 23 年に改正された環境教育等促進法を踏まえた施策を推進します。

🧔 グリーン・イノベーション

国の第四次環境基本計画では、持続可能な社会の実現のためには環境配慮型の経済活動を 進め、それによって経済発展を実現し、社会の在り方に変革をもたらす、いわゆる「グリーン・イノベーション」の推進が重要であるとしています。

このため、県においても、産学官の連携を強化し、環境保全型技術の開発や環境産業の育成を図るなど国の動向を踏まえ、各種施策を推進します。

東日本大震災後の対応

東日本大震災により発生した膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することに加えて、事故由来放射性物質による環境汚染など様々な環境リスクが明らかになったことから、モニタリング等監視体制の強化を図るとともに、自然災害など大規模災害の発生を想定した環境リスク管理の仕組みについても検討を行います。

第3節 計画の性格と役割

- ●本計画は、県環境基本条例第9条に定める、良好な環境の保全と創造に関する基本的な計画として、同条例の基本理念を受け、県民、民間団体、事業者及び行政が各々の役割分担と協力のもと、豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため、長期的な目標、施策の大網、施策の推進方策等を明らかにするものです。
- ●本計画は、県総合計画の部門計画として位置づけられ、県総合計画の目標に掲げた「住みよいいばらき」の将来像の一つである「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するものです。
- ●本計画は、本県における環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すものであり、 県における環境の保全と創造に関する各種個別計画や施策は、本計画に基づいて策定・実施されます。また、県環境基本条例第 10 条第 2 項に基づき、環境に影響を及ぼす各種個別計画や施策については、本計画と整合を図り、環境への負荷の低減を図るよう策定・実施されます。
- 本計画は、行政としての取組に加え、県民や民間団体、事業者など各主体を計画の目標の実現や推進に関わる主体として位置づけ、各主体の役割や責務、期待される取組の方向を示します。

第4節 各主体の役割

今日の環境問題の解決には、社会を構成する全ての主体が、自らの日常的な活動に環境が深く 関わっていることを認識し、自主的かつ積極的な取組を進めることが重要です。

本県の環境を保全・創造し、豊かな環境を将来へと継承するためには、県のみならず、地域づくりに関わる全ての主体が、それぞれの責任と役割を果たしつつ、互いの連携・協力のもと、地域における深刻化・複雑化する環境問題の解決に努める必要があります。

本計画では、県のほか、県民、民間団体、事業者及び市町村も計画に関わる主体として位置づけ、各主体に期待される役割や取組について明らかにします。



🧼 県民の役割

今日の環境問題の多くは、県民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷の増大が要因の一つと言われています。このため、県民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについてより理解を深め、環境への影響に配慮した生活様式に見直すことが大切です。

例えば、ごみの発生を抑制し、適切に分別して出す、炊事や洗濯の節水を心がける、冷暖 房の適切な温度設定を行う、また、自動車の利用を控え公共交通機関を利用するなどといっ た省エネルギー・省資源活動に取り組むほか、身近な自然に関心を持ち、環境の保全を行う など、より積極的な活動が求められています。これらの取組によって、環境への負荷が低減 され、このような活動や意識が周囲に広がることで、さらなる相乗効果が生みだされていく ことが期待されます。

また、県民は地域の環境を担う重要な主体として、民間団体や事業者、市町村、県といった各主体との協力·連携のもと、地域における清掃活動やリサイクル活動などの環境保全活動の場へ積極的に参加することで、より一層の地域環境の保全が図られることが期待されます。

🧼 民間団体の役割

県民や事業者等により組織された環境保全活動を目的とする民間団体は、資源回収や緑化運動、動植物の保護、環境教育・環境学習など幅広い活動に主体的・組織的に取り組み、地域における環境の保全と創造のための活動を積極的に推進するとともに、各主体の協力・連携の調整役として、その役割はますます重要になっています。

地域を担う多様な主体と行政が協働して公共サービスを提供する「新しい公共」の考え方なども踏まえ、その担い手として、民間団体が活動分野をさらに拡げ、環境保全運動の推進 母体として、行政と互いに連携・協働して地域の深刻化かつ複雑化する環境問題の解決に努めることが期待されます。

また、環境保全活動を目的としない民間団体においても、環境分野により関心を持ち積極的な活動がなされることが期待されます。

🧼 事業者の役割

事業者は、ISO14001、本県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「茨城エコ事業所登録制度」等を導入するなどして、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが求められています。

また、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産·販売、環境保全サービスの提供などにより、環境と調和した持続可能な事業活動を進めることが大切です。

さらには、事業者も地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との協力・連携を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが期待されます。

🧼 市町村の役割

市町村は、最も身近な行政機関として、住民、民間団体及び事業者と日常的に深い関わりをもっているとともに、環境の保全と創造に向けた取組は地域特性に応じた展開が多いことから、地域における環境保全を進めるうえで重要な役割を担っています。

このため、住民、民間団体、事業者及び県との協力・連携のもと、地域における環境保全への取組の目標・方向等を設定・提示し、各種制度等の基盤づくりや各主体の行動の促進等の施策の展開を図るとともに、市町村立学校や関係機関、団体等による地域の教育活動全体を通じて、環境教育を計画的に推進することが求められています。

また市町村は、住民等各主体が取り組む環境保全活動や各主体間の連携を促進するなどして、地域における環境保全活動の担い手づくりに取り組むことも期待されます。

さらには、市町村自らも、事業活動に伴う省エネルギー·省資源活動の実施や環境配慮製品の購入など、環境の保全と創造に向け、率先して取り組むことが期待されます。

🥏 県の役割

県は、本計画の基本目標の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

県民,民間団体,事業者,市町村,近隣県,国等と連携を図り,各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう,役割や取組の方向などを明らかにします。

また,各主体のもつ技術·知識·ノウハウ等を収集·活用する仕組みの整備,各主体間のネットワーク構築などを図り,総合的に環境保全対策を推進するとともに,県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや社会資本の整備,環境情報の提供,環境教育,普及啓発など,環境の保全と創造に関する活動の基盤づくりを行います。

さらには、県自らも、事業活動に伴う省エネルギー·省資源活動の実施や環境配慮製品の 購入など、環境の保全と創造に向けた取組を率先して実行します。

第5節 計画の構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景 第4節 各主体の役割 第2節 計画策定の基本的考え方 第5節 計画の構成 第3節 計画の性格と役割 第6節 計画の期間

第2章 基本目標

第1節 環境の将来像 第2節 基本目標

第3章 施策の推進

第1項 施策体系

第2項 個別施策の展開

第1節 地球温暖化対策の推進

第2節 地域環境保全対策の推進

第3節 湖沼環境保全対策の推進

第4節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用

第6節 快適で住みよい環境の保全と創出

第7節 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

第8節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第3項 いばらきエコ・プロジェクト

第4章 計画の推進

第1節 推進体制 第4節 財政的措置

第2節 進行管理の仕組み 第5節 環境基本計画と各種個別計画との関係

第3節 環境指標

資料 1 茨城県環境基本計画(前計画)の点検結果

資料 2 2011 年茨城県環境保全に関するアンケート調査結果

資料 3 県政世論調査 (震災後の環境意識) 結果

資料 4 茨城県環境基本計画の構成(前計画と第3次計画の対照図)

資料 5 茨城県環境基本計画の施策体系(前計画と第3次計画の対照図)

資料 6 策定の経緯

資料 7 茨城県環境審議会 委員名簿

資料 8 茨城県環境基本計画策定小委員会 委員名簿

資料 9 茨城県環境基本条例

資料10 用語解説

第6節 計画の期間

本計画では、平成 25 年度を初年度として、今後 10 年間(平成 34(2022)年度まで)の施策の方向を明らかにします。

第 2 章 基本目標



第2章 基本目標

第1節 環境の将来像

本県は、これまで、鹿島地域や筑波研究学園都市などの大規模開発に加え、高速道路やつくばエクスプレスの開通、茨城空港の開港による広域交通ネットワークの整備や企業誘致などによる産業大県づくりを進めてきましたが、平成 24 年に改定した県総合計画では、引き続き産業大県づくりに取り組みながらも、その成果を活かし、県民一人ひとりが質の高い生活環境のもとで安全・安心、快適に暮らすことができる「生活大県」づくりを目指していくことを県総合計画の基本理念としています。

本県には、筑波山や霞ヶ浦をはじめとする、豊かな山並みや河川·湖沼の親水空間、また、里山·里海が織り成すふるさとの原風景が数多く残っており、県民の生活にうるおいとやすらぎを与え、県民にいこいの場を提供する貴重な資源にもなっています。

本計画では、県総合計画の環境に関する部門計画として、この理念に基づき、本県の豊かな自然を守り育て、美しい環境を未来に引き継ぐとともに、環境と経済活動との調和を図りながら安全で快適な生活環境を確保し、県民が、楽しくうるおいのある生活を営むことができる茨城県を目指すこととします。

このため、 県総合計画の環境に関する将来像である

「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」

を本計画における環境の将来像とします。

第2節 基本目標

環境の将来像の実現に向け、4つの基本目標を設定します。



● 低炭素社会の実現

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、温室効果ガス排出量の削減に向けて県民一人ひとりのライフスタイルの転換や、事業者の省エネルギー対策を支援するなど、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進します。また、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、本県に蓄積された科学技術を活かし、グリーン・イノベーションを推進することで低炭素社会の実現を目指します。

さらに、森林吸収源対策として、計画的な間伐や平地林·里山林の整備など、二酸化炭素を吸収する健全な森林の育成を図ります。

🧼 循環型地域社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを改め、物質循環を出来る限り確保したシステムへと転換を図るとともに、限りある資源の効率的利用を進めることで、次の世代へ自然の恵みが継承できる、環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会を構築します。これにより、大気汚染や水質汚濁などの原因となる私たちの社会経済活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然のもつ再生・浄化能力を高め、私たちの生活に欠かすことができない大気や水、土壌の環境を保全します。

● 自然と共生する社会の創出

私たちが自然環境の恵みを享受しながら、それらをより豊かなものとし、次の世代へ引き継ぐことができるよう、地域で生息する様々な動植物などを保全・保護するとともに、県土に分布する森林や平地林、水辺などの自然環境を保全し、地域における生態系の健全性の維持・回復を図ります。

また,日常生活や事業活動,余暇活動等の様々な場面で,自然と人間とのふれあいを保ち, 自然と人間との共生を確保します。

さらに、親しみのある水辺空間や緑の創出など、都市と自然が融合したゆとりある生活空間を確保し、地域固有の歴史や文化などの特性を踏まえ、個性豊かな都市景観の形成と快適な環境を創出します。

● みんなが参画する持続可能な社会の実現

これらの「低炭素社会」「循環型地域社会」「自然と共生する社会」を実現するには、県民、民間団体、事業者、市町村及び県等の各主体が、環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した事業活動や日常生活を実践することが大切です。各主体が、地域の環境保全活動に参画するなど、それぞれの役割分担のもとに連携・協力しながら、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組み、行動することで、持続可能な社会の実現を目指します。

第 3 章 施策の推進



第3章 施策の推進

第1項 施策体系

4 つの基本目標を実現するため、8 つの施策の柱を設け、それぞれの柱ごとに施策を展開します。

●基本目標●

低炭素社会の実現 循環型地域社会の構築 自然と共生する社会の創出 みんなが参画する持続可能な社会の実現

施策の柱 施策の展開 1-1 地球温暖化の防止 1. 地球温暖化対策の推進 1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進 2. 地域環境保全対策の推進 2-1 大気環境の保全 2-2 水環境の保全 2-3 土壌・地盤環境の保全 2-4 化学物質の環境リスク対策 2-5 放射性物質による環境汚染対策 3. 湖沼環境保全対策の推進 3-1 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策 3-2 涸沼・牛久沼の水質保全対策 4-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 4. 資源の有効利用と廃棄物の適正処理 の推進 4-2 廃棄物の適正処理 4-3 不法投棄等の防止

施策の柱 施策の展開 5. 生物多様性の保全と持続可能な利用 5-1 生物多様性の保全 5-2 自然公園等の保護と利用 5-3 森林・平地林・農地の保全 5-4 河川等水辺環境の保全と活用 6. 快適で住みよい環境の保全と創出 6-1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出 6-2 歴史的環境・自然景観の保全と活用 6-3 自然災害への対応 7-1 環境教育・環境学習等の推進 7. 各主体が学び協働することによる環境 保全活動の推進 7-2 各主体の環境保全活動と協働取組の促進 7-3 国際的な視点での環境保全活動の促進 8-1 環境情報の収集・管理・提供 8. 環境の保全と創造のための基本的施策 の推進 8-2 グリーン・イノベーションの推進 8-3 総合的な環境保全対策の推進

第2項 個別施策の展開

第 1 節

地球温暖化対策の推進

主な関連計画

茨城県地球温暖化対策実行計画 茨城県森林・林業振興計画 いばらき科学技術振興指針

1-1 地球温暖化の防止

現状と課題

本県の平成 21 年度の温室効果ガス排出量は 4,934.4 万 t-CO₂であり、平成 14 年度以降 4,800 万~5,000 万 t-CO₂台と、概ね横ばいで推移しています。また、温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が 4,760.9 万 t-CO₂(平成 21 年度)と、全体の約 96.5%を占めています。二酸化炭素の排出量を部門別にみると、産業部門からの排出が約 7 割を占め、続いて運輸部門、民生家庭部門となっています。本県は、鉄鋼や石油化学製品の生産県であるため、産業部門からの排出割合が全国の約 2 倍となっており、産業部門の構成比が高いことが特徴です。

本県では、平成 18~22 年度までを計画期間とする県地球温暖化防止行動計画に基づき、県民、事業者等との連携・協力のもと、地球温暖化対策を推進してきましたが、この間、国において平成 32 年までに温室効果ガス排出量を平成 2 年比で 25%削減するという新たな目標が掲げられ、一層の取組が求められるようになりました。こうした情勢を踏まえ、県では、平成 23 年度を計画の初年度とする県地球温暖化対策実行計画を策定しました。東日本大震災を契機として、国では新たなエネルギー・環境政策を検討していることから、本県においては、そうした動向も踏まえつつ同計画に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村など、様々な主体との連携・協働を図りながら、県民総ぐるみによる対策を推進していく必要があります。

また,フロン等をはじめとするエネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガスの排出削減対策についても、廃棄物処理やノンフロン製品の普及などを進めていく必要があります。

施策展開の方向

県地球温暖化対策実行計画に基づき、本県の温室効果ガス排出削減を進めるうえで重要な産業部門における対策をはじめとして、民生業務、民生家庭、運輸、廃棄物の各部門において省エネルギー対策を推進するなど、温室効果ガスの排出の抑制に努めます。

また,「緑の循環システム」を確立し,森林を適切に管理することにより,森林の温暖化防止機能の維持·向上に努めます。

施策の展開にあたっては、エネルギー·環境政策に係る今後の国の動向を踏まえながら対応します。

第3章

具体的施策

温室効果ガスの排出抑制対策

- 県民一人ひとりのライフスタイルの転換や,事業者の省エネルギーへの積極的な取組を 促進するなど, 県民や事業者等が主体となった温室効果ガスの排出抑制対策をより一層 推進し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を展開します。
- 地球温暖化防止活動推進センター等と連携した広報活動や,家庭や事業者等を対象とし た省エネキャンペーンの実施、エコドライブの推進等、地球温暖化の現状や対策に関す る普及啓発に引き続き取り組むとともに,省エネの実践行動を支援する取組の充実を図 ります。
- 事業者の省エネ等の取組を推進するため、県独自の環境マネジメントシステムである 「茨城エコ事業所登録制度」を普及するとともに、ISO14001 やエコアクション 21 の 認証取得を促進します。
- トラックなどの自動車輸送を地球にやさしく大量輸送が可能な船舶輸送に転換するモ ーダルシフトの促進や. 路線バスや鉄道など公共交通機関を基軸としたコンパクトな市 街地の構築を目指すことで、運輸部門における温室効果ガスの削減を図ります。
- 電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るため,融資制度の拡充や支援制度等の情 報提供を充実させるとともに, 電気自動車の普及に不可欠な急速充電設備等インフラ整 備を、市町村等と連携しながら促進します。
- 地球温暖化対策の実行計画の策定支援や,優れた取組事例の情報提供などにより,市町 村等による温室効果ガス削減対策を促進します。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破 壊法)等に基づき、フロン類回収業者等の登録及び指導を徹底し、フロン類の回収及び 適正処理を推進するとともに、 県内の大気環境中のフロン濃度調査を継続して実施し、 実態の把握に努めます。

二酸化炭素の吸収源対策

- 森林が持っている二酸化炭素吸収・固定機能を最大限に発揮させるため、木を植え、育 て、伐採し、木材を有効活用する「緑の循環システム」を確立し、計画的な間伐・除伐 や平地林・里山林の整備等の適切な森林整備を推進します。
- 地域住民やボランティアなどによる森林づくり活動を支援するとともに、子供たちへの 森林環境教育を強化するなど、県民参加の森林づくりを推進します。

地球温暖化への適応策

● 地球温暖化による健康、農業、防災などさまざまな分野への影響を把握するため、県内 における温暖化の影響に係る総合的な調査を実施し、各分野における適応策を検討・実 施します。

環境指標

●「地球温暖化の防止」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現 況	目標
温室効果ガス排出量	4,934.4 万 t-CO ₂	4,601.4 万~4,264.9 万 t-CO ₂
うち二酸化炭素	4,760.9 万 t	(H2 年度比▲8.5%~▲15.2%)
	(H21 年度)	[県地球温暖化対策実行計画:H32 年度]
森林面積	186,878ha	
うち民有林	141,901ha	適正な森林面積を確保し多様で質の
うち国有林	44,977ha	高い森林の育成に努める
	(H24 年度)	
大気環境中のフロン環境濃度		
CFC-11	0.26ppb	 全ての主体が一体となってフロン類の
CFC-12	0.52ppb	大気中への排出抑制に努める
CFC-113	0.084ppb	人名[中 (の)]作田]が同語の
	(H23 年度)	
フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量	96,804 kg	 排出フロンの全量回収に努める
(CFC, HCFC, HFC)	(H23 年度)	近四ノロンの土里四根に分の句

各主体に期待する取組

●「地球温暖化の防止」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

<u> </u>	近が が 付けているが。
	● 一人ひとりがライフスタイルを見直すとともに,他者や他の主体にも働きかけ,県民総ぐるみによ
県民	る地球温暖化対策に向けた低炭素型のライフスタイルの定着を目指す。
民間団体	● 省エネルギー型機器の購入・使用に努める。
	● 冷暖房の適正な温度設定や家電の適切な利用等により,消費電力の削減に努める。
	●「茨城エコ事業所登録制度」の登録や ISO14001·エコアクション 21 の認証等の取得を促進し,
	温室効果ガスの排出抑制に努める。
事業者	● 輸送効率の向上や,適切な輸送機関の選択·利用,低公害車の導入等により,輸送に伴う環
	境への負荷の低減に努める。
	● 省エネルギー型機器等への転換に努める。

1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進

現状と課題

本県内では、近年、住宅用太陽光発電設備の導入が進むとともに、大規模太陽光発電施設(メガソーラー)や国内初の洋上風力発電所、国内最大級の木質バイオマス発電施設など、民間事業者などによる大規模再生可能エネルギー施設の導入が進んでおり、古くからエネルギー供給源として活用されてきた水力発電も含めると、発電設備容量で約 24 万キロワットの再生可能エネルギーが導入されています(平成 25 年 1 月現在)。

東日本大震災以降,国のエネルギー政策について 議論が進められている中,大気環境の保全,特に温 室効果ガスの削減に有効な再生可能エネルギーへ の転換を図ることが求められています。

今後も環境負荷の少ない低炭素社会の実現に向けて,より一層の再生可能エネルギーの利用の促進に取り組んでいく必要があります。



施策展開の方向

国におけるエネルギー政策の動向を踏まえ、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの積極 的な導入を図るため、県の新たなエネルギープランを策定し、多様な主体による再生可能エネル ギーの利用に向けた様々な取組について促進と支援に努めます。

具体的施策

1 公共施設等における再生可能エネルギーの利用の促進

- 公共施設等における太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの率先導入に努めます。
- 防災拠点となる県内の公共施設等において,災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するため,市町村と連携して再生可能エネルギーや蓄電池の導入を推進し,「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めます。

2 再生可能エネルギーの導入促進

- 県内に立地する多様なエネルギー施設の見学や視察を通して,県民等の再生可能エネルギーなどの次世代エネルギーに対する関心を高め、理解の促進を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入コストの低廉化や発電効率の向上等の技術革新の状況を踏まえながら,民間事業者によるメガソーラー等の大規模再生可能エネルギー施設の導入を促進します。
- 地域におけるバイオマス資源の有効利用や各種水路を活用した小水力発電など,再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を支援します。

環境指標

●「再生可能エネルギーの利用と導入促進」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
再生可能エネルギーの発電設備容量	約 244,000kW ※	導入量を増やしていく方向
		(検討中)

※ 平成 25 年 1 月現在(企画部科学技術振興課調べ)

各主体に期待する取組

●「再生可能エネルギーの利用と導入促進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	● 再生可能エネルギーについて関心・理解を深める。● 住宅における太陽光発電等再生可能エネルギーの利活用に努める。
事業者	● 再生可能エネルギーの積極的な導入に努める。

第2節

地域環境保全対策の推進

主な関連計画

鹿島地域公害防止計画 生活排水ベストライン 茨城県家畜排せつ物利用促進計画

2-1 大気環境の保全

現状と課題

大気汚染の状況については,一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において 24 時間連 続測定し、その結果を中央監視局で常時監視しています。

本県の大気環境は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、 環境基準を達成していますが,光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成で きていない状況にあります。

また、森林や湖沼の生態系等への影響が懸念されている酸性雨については、現時点では、植生 衰退等の生態系被害や土壌の酸性化は認められていないものの,長期的にモニタリングを行うこ とが必要です。

今後も、大気汚染の状況や酸性雨の監視を継続するとともに、引き続き原因物質となるいおう 酸化物や窒素酸化物等の排出削減に努める必要があります。

さらに、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、大気中濃 度の状況や原因物質の実態把握が必要となっています。

自動車騒音や航空機騒音については、環境基準が一部未達成となっていることから、対策を強 化するとともに、継続して実態調査を実施する必要があります。

大気汚染,騒音,振動及び悪臭については,引き続き原因となる発生源への対策を徹底する必 要があります。特に騒音及び振動は県民の日常生活の中でも発生する生活公害でもあることから、 静穏な音環境に関する県民意識の高揚を図ることも重要です。

施策展開の方向

大気汚染については、光化学オキシダントが環境基準未達成となっていることから、工場・事 業場等の固定発生源や自動車等に対して、発生源のそれぞれの特性に応じて揮発性有機化合物 (VOC)などの原因物質の排出抑制対策を推進します。

また、微小粒子状物質(PM2.5)についても、監視体制の充実を図るとともに、調査·研究を推進 し、その成果を踏まえて必要な対応を実施していきます。

騒音, 振動についても, 静かな生活環境の保全に向け, 監視・観測体制の充実を図り, 発生源 に対する規制を徹底し積極的に対策を推進します。

具体的施策

工場・事業場等の固定発生源対策

大気監視施設整備計画に基づき、測定局の適正配置や機器の更新を行い、大気環境の監 視測定網の整備を図るとともに,大気汚染防止法,茨城県生活環境の保全等に関する条 例及び公害防止協定に基づき、工場·事業場に対し立入検査や指導を徹底し、ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物(VOC)等の排出抑制に努めます。

- 光化学オキシダント濃度が一定の基準を超える場合には、光化学スモッグ注意報等を発 令し一般県民に周知するとともに、緊急時協力工場・事業場に対して光化学オキシダン トの原因物質である窒素酸化物等の削減措置の要請を行い、被害の未然防止を図ります。
- 微小粒子状物質(PM2.5)等については、常時監視や成分分析を実施し、地域ごとの濃度 や原因物質の実態把握に努めるとともに、近隣都県市等と連携して広域的な調査・研究 を推進します。
- 酸性雨については、全国環境研協議会・酸性雨広域大気汚染調査研究部会における共同 調査により、原因物質の実態調査の把握等に努めます。

2 自動車等の移動発生源対策

- 交通量が多い交差点付近に設置した自動車排出ガス測定局において,自動車排出ガスに 含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の常時監視を実施し,環境基準の達成状況を把握します。
- 「いばらきエコドライブ推進協議会」を設置し、官民一体となってアイドリングストップ等を含むエコドライブの普及促進に引き続き努めます。また、環境負荷の少ない低公害車の利用を促進し、自動車排出ガス対策を推進します。
- ノーマイカーデーの展開や移動手段を公共交通機関等の利用に切り替えるモビリティ・マネジメントを推進します。トラック以外の貨物輸送手段への切替えを促進するとともに、交通渋滞対策等による二酸化炭素排出量や大気汚染物質の削減に努めます。

3 騒音·振動対策

- 騒音に係る環境基準の達成・維持に努めるとともに、騒音規制法や振動規制法及び生活環境の保全等に関する条例に基づいた規制の徹底を図ります。
- 自動車騒音については、幹線道路において常時監視を行うとともに、道路整備を推進し、 併せて自動車利用のマナー向上に向けた普及啓発を行います。
- 航空機や新幹線、高速道路による騒音・振動については、実態調査を行い、調査結果に基づき関係機関に対し騒音・振動防止対策の推進を要請します。

4 悪臭対策

- 悪臭防止法に基づく規制基準遵守の徹底を図るとともに、発生源の規制・指導に努めます。
- 市町村を対象に測定方法等の研修を行い悪臭防止対策の推進を図ります。
- 家畜排せつ物については,堆肥化処理施設における悪臭防止の指導に努めます。

環境指標

●「大気環境の保全」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
(一般環境大気測定局)		
二酸化いおう(SO2)	100%	100%
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
オキシダント(Ox)	0%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
微小粒子状物質(PM2.5)	_	100%
	(H23 年度)	(H27 年度)
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
(自動車排出ガス測定局)		
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
	(H23 年度)	
光化学スモッグ注意報発令日数	2 日	0 日
	(H23 年度)	
低公害車等導入台数		
県公用車	130 台	台数を増やす
県全体	61,725 台	ロ奴と指じり
	(H23 年度)	
騒音に係る環境基準の達成率		
自動車(面的評価)	92.1%	100%
航空機	90.6%	100%
	(H23 年度)	
酸性雨測定結果(降雨 pH 県年間平均値)	pH 4.97 (H23 年度)	原因物質の排出抑制に努める

各主体に期待する取組

●「大気環境の保全」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

ノる収価へ	別 付これより。
県民	● 地域のコミュニティ活動の中で、生活騒音等に対する自主的なルールづくりに努める。
民間団体	エコドライブに心がける。
区间凹冲	● ノーマイカーデーを検討し、公共交通機関や自転車を活用する。
	● 工場・事業場における大気汚染物質防除施設の導入・点検を進め、大気汚染物質の排出量の
	把握に努める。
事業者	● 従業員に対し、バスや電車など公共交通機関や自転車等の利用を呼びかける。
尹未行	● 事業に使用する車の運行管理を計画的に行う。
	● 輸送効率の向上や適切な輸送機関の選択·利用,使用車両の定期的な点検·整備,低公害車
	の導入等により,輸送に伴う環境への負荷の低減に努める。

2-2 水環境の保全

現状と課題

本県は、利根川、鬼怒川等の河川をはじめ、全国 2 位の面積を有する広大な霞ヶ浦(西浦·北浦·常陸利根川)、さらには豊富な水産資源の恵みを育む海域など、豊かな水環境を有しています。

これらの水域における水質常時監視においては河川や海域の生活環境項目の環境基準の達成率は長期的にみれば改善傾向にありますが、一部では改善が十分でない河川もあります。

湖沼については、各水質保全計画に基づく対策等により水質改善に一定の効果が得られている ものの、富栄養化などによりいずれの湖沼においても環境基準の達成には至っていない状況にあ ります。

水質汚濁の主な原因には生活排水がありますが、平成 23 年度末における、県全体の汚水処理 人口普及率は 78.4%と全国平均を下回る状況にあります。

このため、良好な水環境の保全に向けて、工場·事業場排水の規制·指導にも努めるとともに、 県民の生活排水対策を一層推進する必要があります。また、地下水の水質保全や水資源として豊富な水量が保たれるよう、水循環の確保にも努める必要があります。

施策展開の方向

河川·湖沼等の水質汚濁状況や環境基準の維持達成状況を把握するため、水質測定計画を策定し、水質の監視観測を実施します。

また、水質汚濁を未然に防止するため、工場·事業場に対しては排出水の排水基準の遵守について指導を強化します。畜産業者に対しては家畜排せつ物の管理基準が遵守されるよう指導します。さらに、生活排水対策については、市町村と連携を図り下水道等の整備を促進するとともに、下水道等への早期接続や浄化槽の適正な管理など、県民の浄化意識を高める取組を進めます。

水源地域に関しては、間伐等の森林整備を進め、森林の水源かん養機能の維持を図るとともに、 雨水の地下浸透等の水循環及び資源としての水の保全·確保を推進します。

具体的施策

1 水質の監視観測・調査研究

- 河川、湖沼、海域等の公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の維持達成 状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、BOD、COD等の生活環境 項目について水質の監視測定を行います。
- 水質汚濁の機構や原因について解明調査・研究等を進め、その成果を活用するなどして 水生植物や水辺地が有する自然の浄化能力を活用した水質浄化に努めます。

2 工場・事業場等の排水対策

水質汚濁防止法,生活環境の保全等に関する条例,霞ケ浦水質保全条例及び公害防止協定に基づき,工場·事業場に対しては,施設に関する届出の事前指導や立入検査,排出水の水質検査等を実施するとともに,排出水の適正処理等の指導を行い,公共用水域及び地下水の水質の保全に努めます。

- 水質汚濁防止法,生活環境の保全等に関する条例または霞ケ浦水質保全条例の排水基準 が適用されない小規模事業場に対しては,条例の規則や指導要綱に基づき,排出水を適 正に処理して放流するよう指導します。
- 畜産業者に対しては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に 基づく管理基準を遵守するよう指導します。

3 生活排水対策

生活排水による河川・湖沼等の水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施主体である市町村と連携して、下水道、農業集落排水施設等の整備促進、単独処理浄化槽に代わる合併処理浄化槽の普及を図るとともに、啓発パンフレット等を作成し、下水道等への早期接続や浄化槽の適正な管理など県民の水質汚濁負荷低減に関する意識の向上を図ります。

4 森林等による水質保全と水の有効利用

- 間伐等の適切な森林整備等により、森林が有する保水、水質浄化機能の向上を図り、水 源かん養機能の維持に努めます。
- 水田等の有する保水、水質浄化機能の維持向上を図り、地域における健全な水循環の確保を目指します。

環境指標

●「水環境の保全」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
公共用水域の環境基準の達成率		
河川(BOD)	78.4%	100%
海域(COD)	72.7%	100%
湖沼(COD)	0.0%	100%
	(H23 年度)	
生活排水処理総合普及率	78.4%	88.0%
下水道普及率	57.9%	64.2%
農業集落排水施設普及率	5.5%	6.5%
合併処理浄化槽普及率	14.6%	17.0%
コミプラ等	0.4%	0.2%
	(H23 年度)	[生活排水ベストプラン:H27 年度]

各主体に期待する取組

●「水環境の保全」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

▼水道·農業集落排水への速やかな接続,合併処理浄化施設の設置と適切な維持·管理等の
必要性について理解を深める。
● 洗剤の適正使用等の生活排水対策等,日常生活に伴う水環境への負荷の低減に努める。
工場·事業場における排水の適正処理に努め,排水基準を遵守する。

2-3 土壌・地盤環境の保全

現状と課題

土壌汚染は、そのほとんどが事業活動に伴い排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水、ばい煙、廃棄物などが原因といわれています。一度汚染されると除去が難しく、長期間にわたり影響が残るため、有害物質による土壌汚染の未然防止とともに人への曝露を防ぐ対策が必要となります。

地盤環境に関しては、地盤沈下が最も大きな問題となっており、地下水の過剰な汲み上げによってその水位が低下し粘土層が収縮することが原因とされています。主に県南及び県西地域で生じていましたが、東北地方太平洋沖地震等の影響を受けたと考えられる平成 23 年度の測定結果を除くと、年間 2cm 以上沈下する地域の面積は減少傾向にあります。今後も引き続き適切な地下水の利用と、地下水量の確保を促進する必要があります。

施策展開の方向

土壌環境については、土壌汚染の監視・観測の充実を図り、関係法令に基づき有害物質の適切な使用・管理の指導を行い汚染の未然防止を推進するとともに、土壌汚染の調査や事業所からの調査報告をとりまとめ、基準を超える汚染が確認された際には、浄化対策等を指導し拡散防止を図ります。

地盤環境に関しては、従来の対策と同様、地下水の過剰な汲み上げを規制し、地下水位等の監視:観測を行うことで、地盤沈下防止の対策を推進します。

さらに、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震等に伴う地殻変動の影響も考慮しながら、地盤環境の保全を推進します。

具体的施策

1 土壌環境の保全対策

- 土壌汚染対策法に基づき、土地所有者が実施する土壌汚染の状況調査などの結果により、 基準に適合しない土地については、指定区域として指定し公示するとともに、汚染の除 去等を求めるなど必要な措置を行います。
- 土壌汚染の拡大を未然に防止するため、平成22年度に施行された土壌汚染対策法の一部を改正する法律に基づき、形質変更される土地の土壌汚染の状況の把握、搬出汚染土壌の適正処理の確保等に努めます。

2 地盤環境の保全対策

- 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全地域及び観測地域に指定された県南県西地域を中心に、精密水準測量による沈下量の観測を実施し、地盤沈下の状況を把握します。
- 土壌を通じた自然の浸透過程における浄化作用を受けた良質の水資源である地下水は、 地盤沈下を生じさせないように適正に利用し、地下水の採取の適正化に係る条例などに よる揚水の規制、指導を行うほか、関東の他県と協力して広域的な対策を推進します。

● 地盤沈下の監視観測を継続します。

環境指標

●「土壌·地盤環境の保全」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
土壌汚染に係る要措置区域の件数	4 件 (H23 年度末)	土壌汚染対策を進める
地盤沈下面積(2cm 以上沈下)	2.28 km(H22 年度) 305.41 km(H23 年度)※	各主体が一体となって、改善を図る

[※] H23 年度の数値は東北地方太平洋沖地震等の影響を受けたものと考えられる。 H23 年度以前の過去データは概ね良好に減少傾向に推移している。

各主体に期待する取組

●「土壌·地盤環境の保全」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、 次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	● 庭や家庭菜園における化学肥料の適正利用に努める。
事業者	有害物質が地下に浸透しないよう,適切な管理を行う。敷地内の土壌の汚染状況を把握し,その調査内容の情報を公開する。地盤沈下を生じさせないように,適正な地下水揚水量の維持に努める。

2-4 化学物質の環境リスク対策

現状と課題

化学物質には非常に多種多様なものが存在し、その特性を生かして私たちの日常生活や事業活動に幅広く利用されています。その一方で、化学物質が環境中に漏出した場合に、人の健康や自然の生態系に大きな影響を与える心配があります。

県では環境中の化学物質の調査を毎年行っており、有害大気汚染物質のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。

水質の健康項目の結果についても、全ての河川·湖沼等の測定地点において全項目で環境基準 を達成しています。

また、ダイオキシン類等についても環境中の存在状況等の調査を行っていますが、公共用水域の一部の地点の水質を除いて環境基準を達成しています。

人や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つ化学物質については,適切な管理・ 使用により、環境への排出量を減らし、環境リスクを総体的に低減させていくことが必要です。

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)により,事業者による自主的な化学物質の環境中への排出削減を進めており,年々排出量は削減していますが,なお多くの化学物質が環境中に排出されており、より一層の削減を進めることが求められています。

アスベスト(石綿)については、その多くが建築材料として使用されており、今後、それらの建築物が解体の時期を迎えることから飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

施策展開の方向

環境リスクの低減を目指し、化学物質の大気や水質への排出と廃棄物処理に係る規制を徹底するとともに、事業場からの移動の実態を把握し、化学物質の取扱者に対して適切な使用・管理を指導徹底します。また、国の研究機関との連携による環境リスク情報の収集・検討を行い、その結果を踏まえて、必要な化学物質の総合的なリスク対策を強化していきます。

有害大気汚染物質や公共用水域,地下水中の有害物質についても,環境基準達成状況等の確認のために,引き続き測定を実施するとともに,工場·事業場に対し,従来の排出規制に加え,水質汚濁防止法の改正により新たに規定された有害物質貯蔵指定施設等の構造基準等について指導し,有害物質の地下浸透の未然防止を推進します。

また、ダイオキシン類やアスベストについては、関連する法令に基づき適切な対策を推進します。

PRTR 法の対象物質についても、事業者の負担を考慮しつつ、一層の排出抑制を促していきます。

さらには、汚染調査や報告等により基準を超える汚染が確認された際には、人の健康を損なわないよう関係機関と連携を図り、飲用指導等の適切な対策·管理を行うことで、被害の拡散防止を図ります。

具体的施策

1 化学物質の総合的なリスク対策

- 化学物質による環境リスクを低減するため、事故の未然防止対策及び事故発生時の措置等を規定した化学物質適正管理指針に基づき、工場・事業場への指導・啓発に努めるとともに、PRTR法の円滑な運用を図り、必要な情報を提供することで、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進します。
- 国及び他の地方自治体との連携・協力を図り、環境リスク対策を推進します。

2 ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境監視·調査を実施するとともに、工場· 事業場に対し、立入検査や指導を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めます。
- 県民,事業者及び行政の連携のもとに、ごみの減量化・リサイクルの促進と併せて、ダイオキシン類発生源対策の推進を図ります。

3 有害物質対策

- 有害大気汚染物質による健康影響の未然防止を図るため,有害性や大気環境濃度からみて健康リスクが高いとされる優先取組物質について監視を継続するとともに,大気汚染防止法等に基づき,排出を抑制する対策を推進します。
- 水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき,有害物質の排出規制や地下浸透規制等を徹底し、湖沼や河川、地下水の水質汚染防止対策を推進します。

4 アスベスト対策

- 大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づき,労働基準監督署 など関係機関とも連携を図りながら,吹付けアスベスト等の特定建築材料が使用されて いる建築物の解体・改造・補修を行っている作業現場等への立入検査を実施し,作業基準 等の遵守状況の確認や指導を行い,飛散防止対策を徹底します。
- アスベスト廃棄物の適正な処理の徹底を図ります。
- 一般大気中のアスベスト濃度の調査を引き続き実施します。

環境指標

●「化学物質の環境リスク対策」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
ダイオキシン類の環境基準の達成率		
大気(測定地点)	100%	100%
土壌(測定地点)	100%	100%
公共用水域水質(測定地点)	95.3%	100%
公共用水域底質(測定地点)	100%	100%
地下水(測定地点)	100%	100%
	(H23 年度)	
河川, 湖沼及び海域等公共用水域の	100%	100%
環境基準の達成率(健康項目)	(H23 年度)	
有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100%	100%
	(H23 年度)	
有害大気汚染物質の指針値の超過率	0%	0%
	(H23 年度)	
PRTR 法による	16,905,465kg	化学物質の排出量・移動量の削減に
化学物質の排出量・移動量の総量	(H23 年度)	努める

各主体に期待する取組

●「化学物質の環境リスク対策」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民	● ダイオキシン類の削減を図るため、ごみの減量化とリサイクルの推進に努める。	
民間団体	● 化学物質による環境リスクに関する理解を深めるよう努める。	
	● 化学物質の適正管理を進める。	
事業者	● PRTR 制度を利用して,化学物質の管理の改善に努める。	
	● ダイオキシン類を始めとする有害物質の環境への排出を規制する法令等の基準を遵守する。	

2-5 放射性物質による環境汚染対策

現状と課題

本県では、東海·大洗地区の原子力施設の立地に伴い、同地区及びその周辺における環境放射線の常時監視を行い、住民の安全確保や環境への影響把握に努めてきました。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生以降は、これまでの監視対策に加え、北茨城市、高萩市、大子町、鹿島港湾事務所に可搬型モニタリングポストを設置したほか、モニタリングカーの活用等により県内全市町村での定点サーベイを実施して空間線量率を測定・公表するとともに、河川や海水、土壌等の放射能の分析測定を行ってきました。

さらに、39 地点にモニタリングポストを新たに整備し、平成24年4月から県内全市町村における地上1mの空間線量率の常時監視を実施し、放射線監視体制の強化に努めています。

また,事故由来の放射性物質による県内の環境汚染を着実に低減することが大きな課題となっており,国は,平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)を制定し,平成24年1月から本格施行しています。この特措法では,航空機モニタリング等で,空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を「汚染状況重点調査地域」として,指定することになっており,本県では20の市町村が国から指定されました。

この結果,指定を受けた市町村は,子どもの生活環境である学校や公園等を優先に毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の区域単位または施設単位で除染実施計画を策定し,本計画に基づき除染活動を進めています。

さらに、県では、市町村の除染活動が円滑に進むように、除染の手引きを作成するなどの技術的支援や「除染に係る市町村情報連絡会議」を開催し、各市町村での除染実施計画の進捗状況などの情報交換などを行うとともに、除染実施計画に位置付けられた県管理施設(学校・公園・道路等)について、市町村と一体となって、除染を進めています。

また、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000 ベクレルを超える、いわゆる指定廃棄物については、特措法で国が責任を持って処分することとされており、国は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において処理を行うことを基本方針として、最終処分場の整備に向けて候補地の選定等を進めています。

なお、県では、福島第一原子力発電所事故をふまえ原子力特集を掲載した茨城県広報紙「ひばり」臨時号の県内全戸配付、市町村との共催による講演会の開催、放射線アドバイザーの派遣、 県政出前講座、ラジオ広報等の実施により県民の放射線に対する不安解消や原子力に係る基礎知 識の普及に努めています。

施策展開の方向

県内全市町村における空間線量率の測定を継続し、国や県のホームページ等で公表することにより、県民不安の解消に努めます。

また,「除染に係る市町村情報連絡会議」の開催などにより, 市町村の除染実施計画に基づく 除染活動を支援するとともに, 除染実施計画に位置付けられた県管理施設の除染を進めます。

さらに、県民の放射線に対する不安解消や原子力に係る基礎知識の普及のために、引き続き広

報活動を推進します。

具体的施策

1 放射線モニタリングの充実

- 県内全域において環境放射線の常時監視等を行うとともに、環境試料のモニタリングを 実施し、測定結果を県民に公表します。
- 緊急時には環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携を 図り、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努めます。

2 放射能の除染等の実施及び支援

● 国や市町村との役割分担のもと, 特措法に基づき放射性物質の除染や除去土壌等の適切な処理を推進します。

3 放射線に対する不安の解消等

- 県民を対象とした健康相談や県ホームページ等を活用した情報提供,説明会の開催を行い、放射線及び放射性物質の健康影響等に対する不安の解消に努めます。
- 各地域へ専門家を派遣する講演会の開催,広報誌や副読本の発行等を通じて,原子力や 放射線等に関する正しい知識の普及を図ります。
- 農林水産物や加工食品等については、引き続き、きめ細かな放射性物質の検査を徹底し、 食の安全・安心の確保に努めます。

環境指標

●「放射性物質による環境汚染対策」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
除染実施計画を策定した市町村(※)のうち	0 市町村	19 市町村
除染活動を終了した市町村数	(H24 年度)	

[※] 指定を受けた 20 市町村のうち鉾田市は、調査の結果、除染実施計画対象区域内は全て空間線量率 が毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回ったため、計画を策定していません。

各主体に期待する取組

●「放射性物質による環境汚染対策」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	● 原子力や放射線に関する知識や緊急時の正しい対処方法の習得に努める。
事業者	● 出荷する食品や製品について,放射性物質に関する積極的な情報の公開と提供に努める。

第3節

湖沼環境保全対策の推進

主な関連計画

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 涸沼水質保全計画 牛久沼水質保全計画

3-1 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策

現状と課題

霞ヶ浦(西浦·北浦·常陸利根川)は、茨城県を始め、栃木県及び千葉県の一部を流域とする全国第2の面積を有する湖沼です。面積が広いうえに水深が浅く、また湖水の交換日数が約200日かかることなどから、元来水質が汚濁しやすい湖であり、近年の経済発展などに伴い、汚濁が加速しました。

このため、昭和 57 年度に茨城県霞ケ浦の富栄養化の防止に関する条例を制定したほか、昭和 60 年度に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されて以来、湖沼水質保全計画に基づく総合的な取組を進めてきました。

さらに、平成 19 年には、上記条例を全面改正し、茨城県霞ケ浦水質保全条例として、流域の全ての生活者・事業者が適切に排水処理を実施することを規定したほか、平成 20 年には森林湖沼環境税を導入し、これを財源とした新たな水質保全活動への補助制度を創設するなど、各種対策を強化してきました。

この結果,流入河川の水質に改善傾向が見られるものの,湖内の水質は,COD,全窒素,全りんともに,依然として高いレベルで推移しており,近年では,再びアオコの大発生が見られるようになっています。このため,今後もより一層霞ヶ浦の総合的な水質保全対策を推進していく必要があります。



施策展開の方向

湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策や工場·事業場排水対策、農地·畜産対策などに取り組み、これまで以上に大幅な汚濁負荷の削減を図ります。

また、平成 17 年 4 月に開設した霞ケ浦環境科学センターを拠点として、環境学習·啓発活動の 更なる充実や霞ヶ浦の水質保全に関する調査研究の一層の促進を図ります。

それにより、汚濁機構のさらなる解明を進め、その成果を踏まえて、随時、対策の見直し·強 化を図りつつ、霞ヶ浦の総合的な水質保全対策を推進します。

具体的施策



長期ビジョンの実現

● 霞ヶ浦の水質保全に関する長期ビジョンである「泳げる霞ヶ浦」(霞ヶ浦がにぎわっていた昭和40年代前半の状況)及び「遊べる河川」を実現するため、概ね平成32年度に全水域の平均値でCOD5mg/L台前半の水質を目指すこととし、工場・事業場排水対策だけでなく生活排水対策や畜産対策、さらに農地・市街地等からの流出水対策等、流域の全ての汚濁発生源で例外なく、より一層の排出負荷の削減に取り組みます。

2

重点対策

- 流入河川から依然として高い濃度の窒素・りんの供給が続いていることから、生活排水 対策等によるりんの削減を重点的に進めるとともに、窒素の汚濁負荷の多い畜産、農地 からの負荷削減対策等を進め、流入河川及び湖内の全窒素・全りん濃度の改善を図ります。
- 霞ヶ浦について楽しく学びながら学習し、身の回りの環境を大切にする心を育むことができるよう、霞ケ浦環境科学センターの展示室等を活用した体験型の環境学習や、霞ヶ浦の湖上において、直接、霞ヶ浦を体感できる学習に取り組むとともに、霞ヶ浦周辺の自然観察会や野外講座等、幅広い年代が参加できる環境学習事業を実施するなど、霞ヶ浦を身近に感じることのできる機会を提供します。

3

調査·分析

● 霞ヶ浦に流入する負荷量や地中に蓄積されていると考えられている窒素などの実態の 把握や計画に位置付けた施策の効果検証を継続的に実施し、より効果的な対策を実行す るため、引き続き河川や湖内の水質データの集積や負荷量に関する調査・分析に取り組 みます。また、これらの調査・分析の成果を、随時、反映させる形で対策の見直しを進 めていきます。

環境指標

●「霞ヶ浦の総合的な水質保全対策」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
霞ヶ浦の水質(COD:年平均値)		
西浦	8.2mg/L	7.3mg/L
北浦	9.1mg/L	7.6mg/L
常陸利根川	9.2mg/L	7.6mg/L
全水域平均	8.7mg/L	7.4mg/L
	(H22 年度)	(H27 年度)
霞ヶ浦の水質(全窒素)		
西浦	1.3mg/L	1.1mg/L
北浦	1.6mg/L	0.99mg/L
常陸利根川	1.1mg/L	0.89mg/L
全水域平均	1.3mg/L (H22 年度)	1.0mg/L (H27 年度)
霞ヶ浦の水質(全りん)	(1122 平皮)	(1127 +/x)
一西浦	0.090mg/L	0.088mg/L
北浦	0.13mg/L	0.096mg/L
常陸利根川	0.10mg/L	0.072mg/L
	0.10mg/L	0.084mg/L
全水域平均	(H22 年度)	(H27 年度)
下水道整備普及率		
西浦	63.6%	71.7%
北浦	12.6%	14.2%
	(H22 年度)	(H27 年度)
農業集落排水施設整備人口	63.3 千人	67.7 千人
	(H22 年度)	(H27 年度)
高度処理型浄化槽整備基数	6,576 基	15,654 基
	(H22 年度)	(H27 年度)
特殊肥料生産·販売業者届出数	432 件	582 件
	(H22 年度)	(H27 年度)
霞ヶ浦北浦湖岸の水生植物帯(ヨシ)	51,596 m ²	72,748 m²
造成面積	(H12~22 年度累計)	(H12~27 年度累計)
外来魚回収量(霞ヶ浦)	569t/年	800t/年
	(H22 年度)	(H27 年度)

※ 環境指標についてはすべて「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」による

各主体に期待する取組

●「霞ヶ浦の総合的な水質保全対策」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

	● 高度処理型浄化槽の設置や下水道等への接続を行う。
	● 定期的に浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を行う。
県民	● 霞ヶ浦の水質保全について理解を深め,汚濁負荷の排出を抑制するライフスタイルを実践す
民間団体	న్ <u>.</u>
	● 水辺における清掃活動や環境保全活動への積極的に参加する。
	■ 工場・事業場などの排水について法規制の遵守と水質管理を徹底し、環境負荷の少ない事業
事業者	活動に努める。
尹未日	● 水質浄化に関する技術開発への参画を図る。
	● 化学肥料, 農薬などの適正利用など, 環境にやさしい農業を行う。

3-2 涸沼・牛久沼の水質保全対策

現状と課題

涸沼は、西浦、北浦に次いで県内第3位の広さをもつ湖であり、海水と淡水が交じり合う汽水湖として多くの生物が生息しており、レクリエーションや漁業の場として活用されています。しかし、富栄養化等により水質改善が進まないことから平成12年3月にCODに係る環境基準を見直すとともに、窒素・りんに係る環境基準の類型指定を行い、さらに、同年、涸沼水質保全計画を策定し、これまで3期にわたり汚濁負荷削減対策に取り組んでいます。

牛久沼は、昭和 55 年度にアオコの発生が見られ、その後も富栄養化による水質汚濁の進行が みられたことから、平成 11 年 2 月に類型を河川から湖沼に見直し、平成 15 年 2 月に牛久沼水質 保全計画を策定し、これまで 3 期にわたり総合的な水質保全対策を進めています。

涸沼及び牛久沼の水質に関して、COD、りんは長期的には改善方向に向かっていますが、全窒素は横ばいで推移しており、いずれも環境基準の達成には至っていません。

今後も、引き続き下水道等の生活排水対策や畜産対策、工場·事業場排水対策等を進めるとともに、湖沼や流入河川の浄化対策を推進し、自然の水質浄化機能の維持·向上を図るなど、涸沼及び牛久沼流域の総合的な環境保全に努める必要があります。

施策展開の方向

涸沼水質保全計画及び牛久沼水質保全計画に基づき総合的な水質保全対策を推進します。また, 地域住民や市民団体等が取り組む浄化実践活動を支援するとともに, 霞ケ浦環境科学センターに おいて, 涸沼及び牛久沼の水質保全に関する調査研究に取り組みます。

具体的施策

1

涸沼の水質保全対策

- 涸沼水質保全計画に基づき総合的に水質保全対策を推進していくため涸沼·牛久沼水質 保全計画推進連絡会議を開催し、事業を推進します。
- 地域が一体となった浄化実践活動を推進するため、県民、団体、事業者及び行政で構成する「クリーンアップひぬまネットワーク」を中心として、水質保全に向けた普及啓発や自主的な水質保全活動の促進に努めます。

2

牛久沼の水質保全対策

- ◆ 牛久沼水質保全計画に基づき総合的に水質保全対策を推進していくため、涸沼·牛久沼 水質保全計画推進連絡会議を開催し、事業を推進します。
- 地域が一体となった浄化実践活動を推進するため、流域市等で構成される牛久沼流域水質浄化対策協議会の活動を支援し、水質保全に向けた普及啓発や自主的な水質保全活動の促進に努めます。

環境指標

●「涸沼·牛久沼の水質保全対策」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
涸沼の水質 COD: 年平均値 全窒素: 年平均値 全りん: 年平均値	5.9mg/L 1.8mg/L 0.060mg/L (H23 年度)	5.5mg/L 1.4mg/L 0.060mg/L [涸沼水質保全計画∶H26 年度]
涸沼流域下水道普及率	40.6% (H23 年度)	48.7% [涸沼水質保全計画:H26 年度]
涸沼流域農業集落排水施設処理人口	12.6 千人 (H23 年度)	17.1 千人 [涸沼水質保全計画:H26 年度]
牛久沼の水質 COD: 年平均値 全窒素: 年平均値 全りん: 年平均値	7.5mg/L 1.4mg/L 0.062mg/L (H23 年度)	7.2mg/L 1.3mg/L 0.059mg/L [牛久沼水質保全計画 : H28 年度]
牛久沼流域下水道普及率	76.0% (H23 年度)	85.4% [牛久沼水質保全計画:H28 年度]
牛久沼流域農業集落排水施設処理人口	0.6 千人 (H23 年度)	0.6 千人 [牛久沼水質保全計画: H28 年度]

各主体に期待する取組

●「涸沼·牛久沼の水質保全対策」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民		•	涸沼・牛久沼の水質保全について理解を深め,汚濁負荷の排出を抑制するライフスタイルを実
	· 民間団体		践する。
	民间凶冲	•	水辺における清掃活動や環境保全活動への積極的に参加する。
		•	工場·事業場などの排水について法規制の遵守と水質管理を徹底し,環境負荷の少ない事業
	事業者		活動に努める。
		•	化学肥料,農薬などを適正に利用し,環境にやさしい農業を行う。





第4節

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

主な関連計画

茨城県廃棄物処理計画

4-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

現状と課題

3Rとは、廃棄物を削減し循環型社会を形成していくための3つのキーワード「リデュース(排出抑制)」「リユース(再利用)」「リサイクル(再資源化)」の3つの頭文字を並べたものです。3Rの考え方は、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法に導入され、今日では広く一般に浸透するようになりました。

本県では、一般廃棄物の排出抑制は順調に続いており、平成 22 年度の 1 人 1 日当たり排出量は 946g と、同年度の全国平均(976g)や、「第 3 次茨城県廃棄物処理計画」(以下「県廃棄物処理計画」という。計画期間:平成 23~27 年度)で掲げた平成 27 年度の数値目標(949g)を下回る水準に達しています。産業廃棄物についても排出量の抑制傾向が続いており、県内総排出量は、平成 15 年度の 10,860 千 t に対し、平成 20 年度は 10,838 千 t となっています。

一方,一般廃棄物のリサイクル率は近年横ばい傾向にあり,平成22年度は18.0%となっています。これは、同年度の全国平均である20.8%を3%近く下回り、県廃棄物処理計画で掲げた平成27年度の数値目標である23%には遠く達しない水準にあります。産業廃棄物のリサイクル率については、平成20年度は63%に達し、同年度の全国平均である54%と大きく上回っています。

このように、本県においては、持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を総合的に推進していくなかで、引き続き排出抑制に努めるとともに、特に一般廃棄物のリサイクル率の向上を重点的に進めていく必要があります。

施策展開の方向

循環型社会の形成に向けて、低炭素化·自然共生に向けた温室効果ガス排出抑制·バイオマス利活用に関する取組や循環型社会に向けた地域づくりと連携しながら、県廃棄物処理計画に基づき、3Rの総合的な推進を図ります。

特に、廃棄物の循環利用を進めるとともに廃棄物自体の発生を限りなく減らしていこうとする「いばらきゼロエミッション」の実現に向け、排出者(県民·事業所)や廃棄物処理事業者、行政の連携体制の構築を図ります。また、県民の循環型社会に対する意識の更なる向上を推進します。

具体的施策

1

廃棄物の排出規制

● 一般廃棄物については、「環境にやさしい買い物運動」やエコ・ショップ制度の普及などにより、家庭や事業所におけるごみの排出抑制を推進するとともに、分別収集の拡大等、 市町村が実施する 3R 推進施策への支援を積極的に行います。 • 産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者による減量化計画の作成 指導等を通し、事業者における自主的な排出抑制への取組を促進します。

2 総合的なリサイクルシステムの確立

- ごみ処理施設へのリサイクルセンターの設置等,市町村等が行うリサイクル関連施設の 整備を支援するとともに、焼却施設への熱回収設備の設置を推進します。
- 建設リサイクル法に基づく建設副産物の分別・再資源化の推進、食品リサイクル法に基づく食品バイオマスの再生利用の促進、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の再資源化・適正処理の推進、各リサイクル法に基づく家電や小型家電、容器包装等のリサイクルを行う市町村への支援等、各種法令に基づくリサイクルシステムの円滑な運用を推進します。

3)いばらきゼロエミッションの推進

● ゼロエミッションの実現に向け、廃棄物の排出抑制や循環利用を進めるため、「茨城県リサイクル製品認定制度」によるリサイクル製品認定、茨城県廃棄物再資源化指導センターによる排出事業者への助言、「ごみの散乱防止と 3R を進めるためのポスター・標語コンテスト」の実施、エコ・ショップ制度の推進、市町村におけるごみ散乱防止条例の制定支援等各種事業を推進します。



茨城県リサイクル認定製品

環境指標

●「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

9 0		
環境指標項目	現況	目標
ごみ排出量(1人1日当たり)	946g/人/日	949g/人/日
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
一般廃棄物資源化率	18.0%	23%
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物発生量	10,838 千 t	10,838 千 t
	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物資源化率	64%	65%
	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
建設廃棄物リサイクル率	97.2%	98%
コンクリート塊	99.5%	100%
アスファルト・コンクリート塊	99.6%	100%
建設発生木材	97.7%	97%
建設汚泥	92.2%	98%
	(H20 年度)	[県建設リサイクル推進行動計画:H27 年度]
建設発生土リサイクル率	86.7%	92%
	(H20 年度)	[県建設リサイクル推進行動計画:H27 年度]
下水汚泥リサイクル率	52.0%	100%
	(H23 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]

^{※「}ごみ排出量」については H22 年度時点で、また、「建設廃棄物リサイクル率のうち建設 発生木材」については H20 年度時点で、数値目標(H27 年度)を達成している。

各主体に期待する取組

●「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに 推進していくために、次のような取組が期待されます。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
県民	● ごみの分別回収や地域における集団回収に努める。
*****	● マイバッグの利用等によるごみの排出抑制に努める。
民間団体	● リサイクル製品や環境への負荷の少ない商品を選択するグリーン購入に取り組む。
	● 廃棄物の発生抑制やリサイクルに努める。
	● 長期使用や再利用・リサイクルを前提とした環境負荷の少ない製品の開発・製造・流通・販売に
事業者	努める。
	● 事業者間での連携を図り、総合的なリサイクルシステムの構築に努める。
	● リサイクル製品や環境への負荷の少ない商品を選択するグリーン購入に取り組む。

4-2 廃棄物の適正処理

現状と課題

本県の廃棄物対策については、県民·事業者·市町村等の各主体の取組により、排出量の抑制やリサイクル率の向上、最終処分量の削減など一定の成果を上げてきました。今後も更なる排出量や最終処分量の削減を図るため、平成 23 年に策定した県廃棄物処理計画のもとで取組の強化を図っています。

私たちが社会経済活動を行う限り、将来においても一定量の廃棄物の排出は避けられませんが、 廃棄物の不適正処理は、環境負荷の増大などさまざまな問題につながることから、廃棄物の適正 処理を確保するための施策を引き続き推進する必要があります。また、最終処分場については、 埋立終了後も潜在的な環境負荷源となるため、跡地の情報管理を徹底する必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、1kg 当たり 8,000 ベクレルを超える放射性セシウムに汚染された焼却灰などのいわゆる「指定廃棄物」については、適正に保管、処分を行っていく必要があります。

施策展開の方向

一般廃棄物については、分別の促進や回収体制の充実強化、廃棄物処理施設の整備など、市町 村等における処理体制の整備促進を図ります。

産業廃棄物については、排出者責任を徹底するとともに、処理施設に対する立入検査·指導の 実施、優良な処理業者の育成等により、適正処理の徹底を図ります。

また、最終処分場跡地等が、土地の掘削等形質の変更によって生活環境の保全に支障が生じないよう、最終処分場跡地の指定を行うこと等により情報管理を徹底します。

なお、本県の最終処分率は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに全国値より低く、良好に推移しているものの、最終処分場の残余容量には限りがあることから、3R を推進することにより最終処分量をできる限り削減し、最終処分場の延命化を図ります。また、財団法人茨城県環境保全事業団が設置する県関与公共処分場「エコフロンティアかさま」は、安全・安心を最優先とした施設運営を行い、本県の廃棄物処理におけるモデル的な施設として、循環型社会の形成に向けた廃棄物の適正処理を推進します。

指定廃棄物については、県民の不安を払拭し、適正に処分されるように努めます。

具体的施策

1) 廃

廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物については、市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理施設整備計画の作成支援と、循環型社会形成推進交付金制度の活用に関する助言・指導を行います。
- 産業廃棄物については、処理施設に対する立入検査等により、施設の構造基準や維持管理基準の遵守状況を監視・指導します。特に焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類の測定・分析を行い、その結果に基づき指導の強化に努めます。これらに加え、排出事業者等に対する講習会や県外からの産業廃棄物の県内搬入に関する事前協議制度等により、適正処理の一層の推進を図ります。

- 廃棄物処理法に基づき、最終処分場跡地等の指定区域の指定を進め、指定区域台帳を整備して、情報管理を徹底します。
- 指定廃棄物については、国が責任をもって処分することとなっており、具体的な最終処分の手順や県民への説明方法等を国と調整し、安全性の確保と県民の不安解消に努めます。

2 廃棄物の処理施設の確保

- 一般廃棄物については,市町村のごみ焼却施設の広域化やリサイクルセンターの整備等を計画的に推進するよう,市町村への指導・支援を図ります。
- 県関与公共処分場「エコフロンティアかさま」について、安全·安心を最優先とした施 設管理を行うとともに、県民の信頼確保に努めながら最終処分場の確保を図ります。

環境指標

●「廃棄物の適正処理」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
一般廃棄物最終処分量	109 千 t	94 千 t
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物最終処分量	185 千 t	163 ∓ t
(石炭火力の港湾埋立量除く)	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]

各主体に期待する取組

●「廃棄物の適正処理」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	● 有害·危険ごみの分別排出の実施, ごみステーション等の維持·管理に協力する。
事業者	排出事業者は,適正な自社処理を行うか,処理業者への委託を適正に行う。処理業者は,施設等の適正な維持管理を徹底するとともに,処理状況に関する情報を積極的に公開する。

4-3 不法投棄等の防止

現状と課題

本県の産業廃棄物の不法投棄等の新規発見事案件数は、平成 15 年度の 351 件をピークに、平成 18 年度までは 300 件台で推移しましたが、その後減少傾向となり、平成 21~23 年度は 100 件台になっています。一方、未解決事案は平成 18 年度以降 500 件ほど残されており、対策を引き続き強化していく必要があります。

不法投棄物は、がれき類などの建築系廃棄物が全体の 7 割と多く、投棄場所は農地や山林·原野が全体の 4 割を占めています。不法投棄の手口は、人目のつかない場所や無管理の土地に投棄したり、他法令の許認可事業等を隠れ蓑にして投棄するなど悪質·巧妙化しているため、十分な監視指導体制のもと早期発見·早期対応が必要です。

一方,野外焼却の新規発見事案件数は,平成 11 年度の 425 件をピークに,平成 12 年度の廃棄物処理法改正により不法焼却が罰則対象となったことで減少に転じ,平成 23 年度は 42 件となっています。

施策展開の方向

不法投棄や野外焼却の早期発見、早期対応及び未然防止を図るため、監視カメラの設置やボランティアによる不法投棄監視員、民間警備会社、監視協定を締結した業界団体と連携して夜間、休日も 24 時間、県内全域の監視体制を構築していくとともに、市町村や警察との連携も強化します。

また、未解決事案については、原因者責任を基本として粘り強く撤去指導を行うとともに、周辺住民の不安感·不快感の解消に向けた対策を強化します。

具体的施策

1 不法投棄等の防止

- 県民への意識啓発やボランティア不法投棄監視員の委嘱,警備会社や民間企業等との監 視協定を推進するなど,県民や事業者に不法投棄の未然防止のための協力要請を行います。
- 不法投棄等の拡大防止・早期発見を図るため、排出事業者や処理業者に対する指導・取締りを徹底します。

2 未解決事案対策

- 「棄て得は許さない」という方針のもと、不法投棄行為者、搬入業者、排出事業者及び 土地提供者に対して粘り強く撤去指導を行います。
- 未解決事案のうち、生活環境の保全上支障が生じるおそれはないものの、周辺住民に多大な不安感・不快感を与えているものについては、周辺の地下水等のモニタリングを継

続するとともに, 市町村や関係団体と連携し, 不安感·不快感を一層低減していく対策 を講じます。

環境指標

●「不法投棄等の防止」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
不法投棄等新規発見事案件数	136 件 (H23 年度)	現状維持に努める
不法投棄等未解決件数	512 件 (H23 年度)	500 件程度
野外焼却新規発見事案件数	42 件 (H23 年度)	現状維持に努める

各主体に期待する取組

●「不法投棄等の防止」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

0.7 0.7	田
	● たばこ・空き缶などのポイ捨てを行わず、家庭ごみの適切な廃棄に努める。
県民	■ ● アウトドア活動ではごみの持ち帰りなど,環境への負荷をかけないよう努める。
民間団体	● 野外焼却などの違法な処理は行わない。
	● 不法投棄を発見したときは、すみやかに県や市町村に通報する。
事業者	● 排出事業者は, 廃棄物の処理を適切に行うとともに, 処理委託を行った場合は, マニフェスト等
7-A-H	による処理状況の管理を徹底する。

第5節

生物多様性の保全と持続可能な利用

主な関連計画

鳥獣保護事業計画 茨城県希少野生動植物保護指針

5-1 生物多様性の保全

現状と課題

地球上に生命が誕生してから約 40 億年間,生物は相互に関わりあいを持ちながら,長い歴史を経て現在の多様な生態系を形成してきました。地球上の生物は,知られているだけで約 175 万種,未知のものも含めると約 3,000 万種にも及ぶと言われており,こうした多種多様な野生動植物は,生態系の重要な構成要素であるだけでなく,私たちの生活はこの豊かな自然に支えられてきました。

しかし、開発や乱獲による野生動植物の絶滅や生息·生育地の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の荒廃、一部の外来生物の定着や拡大による生態系や遺伝子の撹乱が深刻化していることに加え、地球規模で生じる地球温暖化による影響を受け、生物多様性の損失が懸念されています。

県では、レッドリストやレッドデータブックを作成し、県内に生息・生育する希少な野生動植物の状況を明らかにしていますが、絶滅のおそれのある野生動植物として選定されている種は、動物で 263 種(平成 11 年度)、植物で 578 種(平成 23 年度)にのぼります。

生物多様性の保全を推進し、将来の世代に引き継いでいくためには、県民や民間団体、事業者、行政などさまざまな主体が生物多様性の保全の重要性について関心を持ち、それぞれの地域の特性に応じた活動を各主体間で連携・協働しながら行っていくことが重要です。

また、身近な自然の中に貴重な動植物が多数存在し、保全·保護を行うべき課題であることを 県民が認識し、理解を深めていくための対策が必要です。

施策展開の方向

私達が将来にわたって生物多様性がもたらす恵みを享受できるよう、さまざまな主体と連携・ 協働しながら、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を進めます。

具体的施策



生物多様性地域戦略の策定

- 生物多様性の保全にあたって、行政はもとより、県民や事業者など、さまざまな主体の 参画・連携が重要であることから、今後、一層の推進を図るため、県としての目標や施 策の内容を明確に示した生物多様性地域戦略を策定します。
- 生物多様性の恵みを次の世代へ引き継ぐことができるよう,生物多様性の保全に対する 直接的な取組に加え,地球温暖化対策や環境負荷の低減,環境教育の充実など,環境政 策全般にわたる総合的な取組を推進します。

2 野生動植物の保護・管理

- 県内の野生動植物について適切な保護・管理を行うため、生息・生育状況の実態把握を行 うとともに、県の「鳥獣保護事業計画」に基づき、鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区 等の指定や鳥獣保護員による管理・保全など、引き続き鳥獣保護対策を推進します。
- イノシシなど一部の野生鳥獣が県内に分布を拡大し、生態系だけでなく、生活環境や農林水産業への被害が深刻化していることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害防止や地域個体群の適切な保護管理をより一層図るとともに、狩猟者など、その担い手となる人材の育成・確保を図ります。
- 地域における多様な生態系の健全性を維持・回復するため,野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取組を引き続き実施し、生物多様性の保全を図ります。
- 多様な動植物の生息・生育の場として重要な湿地の保全を図るため、新たにラムサール 条約登録に向けた取組を実施します。

3 希少な野生動植物の保護

- 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況の把握に引き続き努め、その状況に応じて必要な保護対策を講じるとともに、レッドリストやレッドデータブックの見直し検討を行います。また、レッドリストやレッドデータブックを活用し、県民や事業者等に広く希少野生動植物の保護について理解と配慮を求めます。
- 「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき、各種開発事業において、レッドリストや レッドデータブック掲載種をはじめとする希少野生動植物やその生息・生育環境につい て適切な保全措置や配慮が実施されるよう。引き続き助言・指導を行います。

4 外来生物対策の推進

- ミズヒマワリやオオキンケイギクをはじめとする外来生物が県内各地に蔓延し、地域の 生態系等への影響が深刻化していることから、外来生物対策の基本指針を新たに策定し、 国や市町村、地域団体等と連携を図りながら、定着の予防や必要な除去・防除対策に取り組みます。
- 外来生物の侵入や野生化を防止するため、県民に対する普及啓発を行います。
- 特定外来生物のうち,特に生態系への影響や生活環境被害等が懸念される外来生物については,防除実施計画に基づき,市町村等と連携を図りながら計画的な防除に取り組みます。

5 生物多様性に対する県民理解の促進

 生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進するためには、さまざまな主体が生物 多様性について関心を持ち、主体的な行動へと移していくことが重要です。生物多様性 の重要性や日常生活とのつながりについて県民の理解が深まるよう、情報発信の強化や 環境学習の充実に努め、保護意識の醸成や保全活動の促進を図ります。

環境指標

●「生物多様性の保全」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
市町村における生物多様性保全活動	_	全市町村で実施
	(H24 年度)	(H 34 年度)
鳥獣保護区		
面積	60,449ha	61,834ha
箇所数	80 箇所	81 箇所
	(H23 年度)	[県鳥獣保護事業計画:H28 年度]
ラムサール条約登録湿地	1 箇所	4 箇所
	(H24 年度)	(H34 年度)

各主体に期待する取組

●「生物多様性の保全」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

& J & 4X/	位が、第1寸で10より。
	● 自然とのふれあいを通じて生物多様性の豊かさを実感するとともに、生物多様性が日常の暮ら
県民	しと密接な関わりがあることを認識し行動する。
民間団体	● 生物多様性の保全に関する活動やイベントへの参加する。
	● 希少な野生動植物の保護や外来生物の拡散防止に努める。
声	● あらゆる事業活動において,生物多様性の保全への配慮に努める。
事業者	地域における生物多様性保全活動に対し協力・参加する。



5-2 自然公園等の保護と利用

現状と課題

自然の風景地の保護ばかりでなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生息環境の保全など、生物多様性の保全の観点から、自然公園は重要な位置を占めています。

本県においては、優れた自然の風景地の保護等とその利用の増進を目的とした自然公園として、水郷筑波国定公園と 9 ヶ所の県立自然公園があり、その総面積は 90,896ha(平成 23 年度)と県土の 14.9%を占めています(全国上位クラスは 30%超、本県はほぼ中位にランクされる)。

また,「県自然環境保全条例」に基づき,自然環境保全地域として 34 ヶ所 645ha(平成 23 年度), 緑地環境保全地域として 44 ヶ所 114ha(平成 23 年度)を指定し,自然環境の保全に努めています。

温泉は、県北の山間部及び太平洋沿岸に多く分布しており、源泉の数は 146、そのうち利用している源泉は 89(平成 24 年 4 月 1 日現在)であり、比較的泉温の低いものが多くなっています。

これらの個性豊かな優れた自然環境が人為的な影響により失われることのないよう適切に保全していくとともに、自然資源を活かした地域振興についても十分に配慮し、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応えながら、安全で快適な利用を推進し、自然と人間との共生を目指していくことが必要となります。

施策展開の方向

優れた自然の風景地において、生物多様性の保全など自然環境の保護を図るとともに、適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場の整備や自然公園利用の質の向上に向けた取組を引き続き進めていきます。温泉についても、現地調査·利用指導を行うことで、適正利用を促進します。

また、県民に対する自然保護思想の普及啓発を引き続き推進します。

具体的施策

1

自然公園の保護・管理と適切な利用

- 自然公園の優れた自然環境を保護するため、公園計画に基づく行為規制を行うとともに、 各公園の特性に応じた管理の実施や、国定公園管理員や県立自然公園指導員による指導 体制を強化するなど、引き続き自然公園内の適正な維持管理に努めます。
- 自然環境への関心や理解を深めるため、自然公園内において国定公園管理員や県立公園 指導員による利用者への案内指導を行うほか、自然観察会など自然とのふれあいの場を 提供します。
- 適正な公園利用を推進するため、安全で快適な公園利用施設等の整備を引き続き実施します。
- さらに、各自然公園の自然環境や社会状況等の変化を踏まえ、自然公園の指定状況や公園計画の見直しを検討します。

2 自然環境地域等の保全

- 自然環境保全地域や緑地環境保全地域について,自然保護指導員による指導管理や保全地域の所有者等への協力・要請を行い,天然林や市街地周辺の樹林地など優れた自然環境を維持している地域の保全に引き続き努めます。
- 里山や平地林など身近な自然環境を保全するため,自然環境の調査を随時実施するなど, 新たな保全地域の指定に向けた取組を推進します。

3 温泉の保護と利用

- 温泉源の保護を図るため、公益を害する恐れのある温泉掘削を防止し、過大な揚湯を規制するなど、環境保全に配慮し温泉の保護に努めます。
- 温泉の利用について、適宜、現地調査・利用指導を行うことで適正化を図ります。

環境指標

●「自然公園等の保護と利用」に関する取組の進行管理に,次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
自然公園面積	90,896ha	維持・拡大
	(H23 年度)	推持. 孤文
自然環境保全地域面積/箇所数		
面積	645ha	<i>₩</i> ± ± ±
箇所数	34 箇所	維持·拡大
	(H23 年度)	
緑地環境保全地域面積/箇所数		
面積	114ha	##·#+
	44 箇所	維持·拡大
	(H23 年度)	

各主体に期待する取組

●「自然公園等の保護と利用」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体

- アウドア活動等による自然公園利用の際は、ごみの持ち帰りや動植物を傷つけないなど、マナーを守る。
- 自然観察会等に積極的に参加し,自然への理解を醸成する。
- 自然環境の保全に地域ぐるみで取り組む。

事業者

- 自然公園内で開発行為を行う際は、自然環境や生態系、風致景観等に十分に配慮する。
- 法令に基づき,適正に温泉を利用する。

5-3 森林·平地林·農地の保全

現状と課題

森林は、水源のかん養や土砂流出防止等の県土保全、地球温暖化防止の役割などの様々な公益的機能を有しており、すべての生物を支え育む自然環境の基盤をなしています。

しかし、林業を取り巻く厳しい経済·社会情勢や、担い手の減少、森林所有者の森林·林業に対する意欲の低下等により、間伐などの適切な管理が行き届かない荒廃した森林が増えており、本来森林が有する公益的機能の低下が危惧されています。

また,県央部から県南西部にかけて分布している平地林は,私たちの生活に身近な緑であり,生活環境の保全や,環境教育・自然体験活動の場などとして大きな役割を果たしているほか,県土面積の約 1/3 を占める農地も,農業生産の場としてだけでなく,豊かな自然環境や美しい景観などの地域資源を形成するものとして重要です。しかし,都市化の進展や開発,管理放棄による手入れ不足などにより,その減少と荒廃が進行しており,適正な保全と整備が課題となっています。

施策展開の方向

林業の活性化や機能豊かな森林づくりなどを推進し、平地林をはじめとする森林の保全·整備を進めるとともに、農地の保全に取り組むなど、緑の自然環境を、引き続き県民のふれあいの場として利用していけるように、保全と活用を図ります。

具体的施策

1 森林の保全と整備

間伐等,適切な森林整備の推進や林業担い手の確保・育成等による「林業の再生と元気な担い手づくり」、いばらき木づかい運動の展開等による「県産材の利用拡大と安定供給体制づくり」、県民参加の森林づくりや緑化意識の啓発等による「機能豊かな森林の育成と活力ある山村づくり」を柱に、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」を確立します。

平地林の保全と活用

- 林地開発許可制度の適切な運用により、平地林の保全を図ります。
- 市町村が実施する平地林・里山林の整備に対し支援を行うとともに、その適正な活用を 推進するほか、地域住民やボランティアによる森林づくりへの支援や森林環境教育の推 進等により平地林・里山林の保全・整備・活用を進めます。
- 平地林の保全と活用のシンボルである「茨城県水郷県民の森」をはじめとした自然観察施設の適切な管理·運営を図り、自然環境に関する学習の場として活用を促進します。
- 県北地域の豊かな自然環境のもと、地域と触れ合いながら思い思いのスローライフを楽しむ「いばらき さとやま生活」を積極的に情報発信し、県北地域の魅力的なブランドイメージの構築と認知度の向上を図り、移住や交流・二地域居住を促進します。

3

農地の保全

- 農業者の経営環境の改善や新規就農者への支援を進めるなど農業担い手の育成・確保に 努め、地域の担い手への農地利用集積を促進するとともに、農地転用規制の厳格化等に より優良農地の確保・保全を図ります。
- 化学合成農薬や化学肥料を削減する環境にやさしい営農活動を拡大するとともに、それらに取り組む地域の農村景観や生産環境の保全活動を一体的に進める「エコ農業茨城」を推進します。

環境指標

●「森林·平地林·農地の保全」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
平地林保全整備面積	1,985 ha	地域の要望に応じ、増やしていく
(H5 年~23 年累計)	(H23 年度)	地域の安全に応じ、増やしていく
森林面積【再掲】	186,878ha	
うち民有林	141,901ha	適正な森林面積を確保し、多様で質の
うち国有林	44,977ha	高い森林の育成に努める
	(H24 年度)	
造林面積	79ha	115ha
	(H23 年度)	[県森林·林業振興計画:H27 年度]
間伐実施面積	3,860ha	2,620ha
	(H23 年度)	[県森林·林業振興計画:H27 年度]

各主体に期待する取組

●「森林·平地林·農地の保全」に関する取組を,県民,民間団体及び事業者とともに推進していくために, 次のような取組が期待されます。

県民 民間団体

- 平地林や農地等の持つ機能や役割を理解し、その保全と育成に努める。
- 里山など身近な緑を大切にする。
- 森林ボランティア活動など森づくりに参加・協力する。
- 地域で生産された県産材の利用を促進し、地産地消の運動を推進する。

事業者

- 自然環境や生態系に配慮し、平地林など森林の維持・保全に努める。
- 環境にやさしい営農活動に努める。



5-4 河川等水辺環境の保全と活用

現状と課題

本県は、大小多くの河川や霞ヶ浦などの湖沼、延長約 190km に及ぶ海岸線·海食崖、自然砂丘など恵まれた水辺環境を有しています。これらの水辺環境は、多様な生態系を育み、自然の水質浄化機能など公益的機能を果たしています。

しかし、人口の増加や都市的土地利用が進んでいることで多様な動植物の生息·生育が失われるほか、自然環境の変化などが見られます。

近年では、水辺空間は、自然とふれあうニーズの高まりとともに、生活にうるおいを与えてくれる水と緑のオープンスペースとして大きな期待が寄せられていることから、環境に配慮し、各河川等の特性に応じた整備に取り組んでいく必要があります。

施策展開の方向

多様な動植物の生息·生育環境として重要な水辺環境について、河川、湖沼·湿地等、沿岸、海域等、それぞれの特性に応じて、引き続き保全·活用を図ります。また、それぞれの水辺環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」を引き続き推進します。

具体的施策

1 河川の保全と活用

- 各河川の特性に応じ、遊歩道等の整備、水生植物に配慮した自然石等による護岸工の採用等、水辺環境や生態系に配慮した河川整備を引き続き行います。
- うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを引き続き推進します。
- 河川に係る広報活動をより一層充実し,河川環境に対する地域住民の意識向上に努めます。

2 湖沼・湿地等の保全と活用

- 各湖沼・湿地等の特性に応じて、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や 親水性に配慮した水際線整備を引き続き図ります。
- 民間団体の協力を得ながら水生植物帯の保全・再生を図るなど、水生植物の有する自然の水質浄化機能の向上に努めます。

3 沿岸・海域の保全と活用

- 鹿島灘海岸の海岸侵食対策を引き続き推進するとともに、河原子海岸においては、周辺施設と一体となったレクリエーション空間を創出するため、階段護岸の整備を進めます。
- 自然に対し、人の手が加わることによって、生産性と生物多様性を高くする「里海」の保全と活用を推進します。

環境指標

●「河川等水辺環境の保全と活用」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
水辺空間づくり河川整備事業箇所数(累計)	36 箇所	良好な水辺環境を保全・創出するため
	(H23 年度)	自然に配慮した河川整備を進めていく

各主体に期待する取組

●「河川等水辺環境の保全と活用」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

めがら、次で	のような収価が対けてれるが。
県民	● 河川等の水辺の美化活動に参加する。
民間団体	● 地域の良好な水辺環境の保全と活用に努める。
事業者	● 河川等の水辺の管理や清掃等の活動に努める。● 水辺環境の開発時には、環境保全型工法の採用を検討する。

第6節

快適で住みよい環境の保全と創出

主な関連計画

河川整備計画 海岸保全基本計画

6-1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出

現状と課題

緑は、生活にうるおいとやすらぎをもたらすなど、自然と人間が共生する生活環境を形成するうえで重要な役割を担っています。都市地域においても、大気の浄化機能や多様な動植物の生息・ 生育環境のため、既存緑地の保全に努めるとともに、都市公園の新たな整備促進など、緑の創出に努めることが必要になります。

市町村でも「緑の基本計画」により緑化を推進しており、平成 22 年度現在 12 市町村が策定しています。

本県における都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、平成23年度末現在で8.82m² (全国1位の北海道は20㎡超、本県は30位台にランクされている)となり、徐々に伸びています。市街化が進む一方、緑とのふれあいは県民のニーズが高いことから一層推進を図る必要があります。

施策展開の方向

市町村の緑の基本計画策定の促進などにより、都市計画区域内で良好な自然環境を形成する緑 地の保全と創出を図ります。

また,都市公園の整備や公共施設の緑地化,景観形成の推進を図っていくとともに,市町村が 行う都市再生整備計画事業を活用して,地域の個性を活かしたまちづくりを促進します。

具体的施策

1

緑の空間の保全と創出

- 県営都市公園の充実に努め、市町村の行う都市公園整備について積極的に助言や協力を 行います。
- これらの緑の整備や活動のネットワーク化、民有地の緑化等、住民等の参加と協力を得て、緑化の普及啓発に努めます。

2

うるおいのある快適な都市空間の創出

- 市町村が景観法に基づく景観行政団体となり主体的に景観施策に取り組めるよう支援するとともに、県景観形成条例に基づき景観形成に係る意識の高揚等を図る取組や行為規制を実施します。特に、景観を構成する重要な要素である屋外広告物については、その制度の周知を図るとともに、関係機関が一体となって違反広告物対策を推進します。
- 電線類の地中化による道路の景観の向上と安全で円滑な道路交通の確保を図るため,引

き続き電線共同溝や歩道の設置、交差点改良等の整備を実施します。

- まちづくり推進事業として、シンポジウムや顕彰事業等を実施するほか、市町村が、都市再生整備計画事業を活用するなど、地域の個性を活かしたまちづくりについて積極的に助言や協力を行います。
- 自然環境や景観と調和したまちづくりを進め、緑豊かで質の高い都市空間形成を促進します。

環境指標

●「都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出」に関する取組の進行管理に,次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
都市公園面積 (1人当たり)	8.82 ㎡/人	9.5m²/人
	(H23 年度)	[県総合計画:H27 年度]

各主体に期待する取組

●「都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

一推進して	在進していくために、次のような収組が効付されるか。		
県民	● 都市計画や景観形成,都市緑化などまちづくりに関する活動に参加する。		
民間団体	● 地域の美化活動や清掃活動など,快適な生活空間づくりに協力する。		
事業者	● 事業地内の建設工事等の実施に当たっての、景観に配慮した整備を推進する。		
尹未伯	工場·事業場内の緑化を推進する。		

6-2 歴史的環境・自然景観の保全と活用

現状と課題

本県には,地域の人々が長年醸成してきた史跡や遺跡等の歴史的·文化的遺産が多くあり,国, 県及び市町村によって指定·保護されています。

これらの歴史的·文化的遺産を包含する歴史的景観や地域の風土に囲まれた独自の自然景観は、次世代に伝えていくべき貴重な資源であり、地域への親しみや愛着を育み、歴史的な伝承を継承するなど重要な役割を果たしていることから、今後、これらの資源の保全と活用をさらに進めることにより、うるおいとやすらぎのある美しい環境の創出が求められています。

施策展開の方向

うるおいとやすらぎのある美しい環境の創出に向け、郷土への親しみや愛着を育む歴史的·文 化的遺産や、個性あふれる自然景観の保全と活用を図ります。

特に史跡については、計画的な土地の公有化と整備·活用を一層促進していき、その他記念物についても、現状保存とともに周辺環境の整備を引き続き推進します。

具体的施策

1 歴史的・文化的環境の保全と活用

- 地域に根ざした伝統文化を適切に保存し、積極的に公開することで、次世代に着実に継承します。
- 文化財等の情報を広く周知し、保護と活用を促進します。
- 地域の貴重な財産でもあり、県民の心のよりどころでもある弘道館をはじめとした被災 した文化財の早期復旧を進めるとともに、地域住民がその価値を再認識・共有し、地域 資源として活用するための取組を推進します。
- 県内の歴史的·文化的遺産は、魅力ある観光資源としての価値も有することから、その 保全と活用を図ります。

2 自然景観の保全と活用

- 筑波山や霞ヶ浦等の自然環境や景観の保全の取組,地域の自然資源を活かした多様なレクリエーション活動を推進するとともに,自然環境や景観と調和したまちづくりを進めます。
- 優れた自然景観の保全に資するため,名勝の周辺環境の整備を促進します。

各主体に期待する取組

●「歴史的環境·自然景観の保全と活用」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

 県民 民間団体
 文化財,歴史的景観等の保全に理解を深め,郷土に対する誇りや愛着が持てるよう努める。
 事業者
 地域で育まれてきた地域個性を踏まえた景観を損なわないような敷地や施設等の整備に努める。



6-3 自然災害への対応

現状と課題

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、自然は、豊かな恵みを与えるだけでなく、 人間の力の及ばない凄まじい威力により、人間の生活に多大な損害を与えることを、私たちは身 をもって体験しました。

自然災害に対しては、今までの認識と対策を改めて見直し、今後、起こりうるあらゆる天災に対して十分な危機意識をもって対応しなければなりません。

本県では,自然と人間との共生の必要性を認識しつつ,災害に強い都市環境の形成を図るべく, 様々な角度からあらゆる自然災害による被害を出来る限り少なくするために,自然災害による被 害の未然防止や軽減策に努め,実践していく必要があります。

施策展開の方向

東日本大震災により被災した各地の復旧に早急に取り組んでいきます。

また、東日本大震災を踏まえ、土砂災害や山地災害、海岸侵食、高潮、津波、洪水などの自然 災害から、県民生活や県土を守るための施設整備や対策に取り組むなど、災害に強いまちづくり を推進します。

万が一の災害に備え、各ネットワークの整備を行い、災害時の通信を確保するとともに、気象情報や災害情報などを広く配信し適切な行動をとることが出来るよう支援を図ります。

具体的施策

1

地震や台風などの自然災害等への対応

- 東日本大震災で被害を受けた公共施設や上下水道施設等の復旧をできるだけ速やかに 完了します。
- 液状化·耐震化対策や建築物の県耐震改修促進計画に基づき各種施策を進めることで、 災害に強いまちづくりを推進します。
- 海岸災害への対応では、海岸防災林の整備を進めるほか、防潮護岸等の整備、養浜による侵食対策を実施します。
- 山地災害への対応では、山復工や治山ダム工事とあわせて東日本大震災で被災した山腹 崩壊地の早期復旧に努めるとともに、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策 事業等による土砂防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を引き続き推進します。
- コンビナートや高圧ガス等取扱所等の保安意識の向上を図るなど、化学物質の漏出による環境汚染の未然防止策の促進に努めるとともに、自然災害等により発生した環境汚染物質の処理について、迅速な対応を行う体制の整備に努めます。

2

災害廃棄物への対応

東日本大震災により発生した廃棄物については、社団法人茨城県産業廃棄物協会と締結 した「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づき、県内廃棄物処理業 者との連携を図るほか、県関与公共処分場「エコフロンティアかさま」の活用等により、 処理を行う市町村への支援を図り、早期の処理完了を目指します。今後も、災害によって大量の廃棄物が発生した場合にも同様に廃棄物の迅速な処理を進めていきます。

3 異常気象への対応

台風の大型化や局地的な大雨,竜巻など,近年の気候変動がもたらす異常気象による自然災害に対する備えとして,ICT等を活用した災害情報の迅速な収集・伝達を推進するとともに,新しい防災情報ネットワークシステムの構築など,災害に強い多様な情報通信伝達手段の充実に努めます。

環境指標

●「自然災害への対応」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
保安林面積	55, 053ha (H23 年度)	55,269ha [国森林計画:H25 年度]
河川改修率	56.9% (H23 年度)	57.9% [県総合計画:H27 年度]
土砂災害防止施設の整備率	23.0% (H23 年度)	23.4% [県総合計画:H27 年度]

各主体に期待する取組

●「自然災害への対応」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	今までの自然災害に対する認識を見直し、被害の発生抑制に努める。災害時を想定し、各家庭での準備や地域の防災訓練などの活動に積極的に参加する。
事業者	企業間のネットワーク化や取引関係の多様化を図り、災害に強い企業づくりを目指す。災害時を想定し、地域の行政や住民と協力して、防災活動に対する積極的な取組を図る。安全を最優先とする意識の確立や安全管理体制の強化を図る。自然災害時に起こりうる環境汚染の抑制策を検討する。

第7節

各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

主な関連計画

いばらき教育プラン 茨城県環境保全率先実行計画

7-1 環境教育・環境学習等の推進

現状と課題

私たちは、化石燃料や希少金属などの資源を大量に利用して生活しています。また、澄んだ水や大気、動植物などの自然環境は、心豊かな生活を送るうえでかけがえのないものです。これらの地球の恵みを享受しながら持続可能な社会を実現するためには、あらゆる主体が環境保全意識を高め、環境保全活動を実践し、ライフスタイルを環境にとって良いものへと見直していく必要があります。

このため、環境問題を自分に身近な問題と捉え、日々の暮らしの中で意識して環境保全活動に取り組めるよう、学校や地域、職場等に対して、環境学習に関する情報や機会の提供等の支援を行うことが必要です。

特に,次世代を担う子ども達については,自然体験,社会体験,生活体験など実体験を通じて, 自然に対する畏敬の念を深めるとともに,人間と環境との関わりについて実感をもって学ぶこと が期待されます。

また、あらゆる主体に環境保全活動を広げるためには、環境問題の本質を理解し、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境保全活動を実践するリーダーとなる人材を育て、その能力を発揮できるような場を整備していくことが不可欠です。

これらのことを背景に、国は、平成23年6月に環境教育推進法を改正(現「環境教育等促進法」) し、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の理念に加え、自然体験 活動その他の体験活動や、協働取組の重要性を強調しました。また、都道府県は環境保全活動や 環境教育を推進するための「行動計画」を新たに策定するよう求められました。

一方,本県では、平成 17 年 12 月に策定したいばらき環境学習プランに基づき、持続可能な社会の実現に必要な人材の育成と、環境保全活動への参加者拡大を目指して、「エコ・カレッジ事業」や「環境アドバイザーの派遣」などを長年にわたり実施してきました。これにより、エコ・カレッジ修了生の一部が環境団体を設立するとともに、環境アドバイザーの派遣回数は増加傾向にあるなど、本県の取組は一定の効果を上げてきました。

今後もこれらの主要な事業を継続して実施しながら,エコ·カレッジの修了生など地域で環境保全活動を推進するリーダーが活躍できる場の整備や,環境保全活動の実践につながるような環境教育の推進に取り組む必要があります。

施策展開の方向

県では、学校や地域、職場等の幅広い分野におけるあらゆる世代が学べる環境教育プログラムとして、引き続き、教材の作成や活用、専門家派遣などに取り組んでいきます。

環境学習機会の提供については、地域の学習会に専門家を派遣する「環境アドバイザー派遣制度」の一層の利用促進を図るとともに、本県が誇る霞ヶ浦や筑波山などの豊かな自然を活用した

体験学習事業などを展開します。特に、子ども達が自然体験などの実体験を経験できるような機会の提供に努めます。

また、持続可能な地域づくりを進めていくため、地域で環境保全活動や環境教育を担う人材の 育成と活用の仕組みづくりを行います。具体的には、環境保全活動を推進するリーダーを養成す るための人材育成事業として「エコ·カレッジ事業」を実施してきましたが、様々な環境問題に

ついて学べるよう事業内容の充実を図るとともに、修了者が、環境団体や NPO 法人、職場や地域などの中心となって活躍できるよう支援します。

なお,この第7節は、環境教育等促進法に規定する「行動計画」に対応するものとして策定するものであり、法改正の趣旨を踏まえたものとするとともに、本県独自の施策などを記載しています。



具体的施策

1 学校, 地域, 職場等の幅広い分野における環境教育の推進

- 県では、子どもの頃から日々の暮らしの中で環境保全活動に取り組めるよう、本県独自の環境学習教材として、幼児向けには「環境絵カード」、小学生向けには環境実践プログラム「キッズミッション」、中学生向けには「地球温暖化学習 DVD」、高校生向けには「HOW TO エコライフ」を配布し、授業などにおける活用を促進しています。今後も、授業で活用している教師や子ども達の感想を踏まえながら、環境学習教材の内容を必要に応じて見直すなどして、充実を図ります。
- 放射線や人体に影響がある化学物質など、環境リスクに関する正しい知識の普及を図るため、学校や地域が主催する講演会への専門家の派遣、広報誌や副読本の発行等を行います。
- 子ども達が学校や地域で楽しみながら自主的に環境学習を行う「こどもエコクラブ」への登録を促進し、各クラブの活動内容をとりまとめた報告書を作成・配布するなど、その活動を支援します。
- 各地域の自然環境や歴史的な成り立ちを踏まえ、学校や地域、事業者がそれぞれの人材 やノウハウを活かしながら連携・協働して、地域の特徴を活かした環境教育を進めます。
- 学校において、環境教育を進めるためには、教員の資質向上が必要なことから、環境教育研修講座の充実や、環境教育リーダー研修基礎講座への教員派遣を実施するとともに、各学校の取組事例を収集しその活用を図ります。
- 地域や職場向けには、「茨城エコ・チェックシート」、「節電取組事例集(家庭版・事業所版)」などエコライフのチェックポイントをまとめた冊子を配布するとともに、「環境保全茨城県民会議」や「大好きいばらき県民会議」さらにはその構成団体等とも連携して、環境保全実践活動を県民運動として展開します。

2 環境学習・自然体験の機会の場の提供

- 環境教育等促進法では、自然体験その他の体験活動の重要性が強調され、環境省では体験学習の優良事例を周知・広報することとしています。本県には、地域の環境学習会に専門家を派遣する「環境アドバイザー派遣制度」があり、法の改正趣旨を踏まえ、自然観察会など体験型の分野の環境アドバイザーを増員するなどして利用促進を図ります。
- 森林湖沼環境税を活用して、湖上体験スクールや、間伐・下刈り作業等の体験学習を実施するとともに、今後も、霞ケ浦環境科学センター、県自然博物館、県大洗水族館など多様な環境学習拠点を活用しながら、本県が誇る霞ヶ浦や筑波山などの豊かな自然にふれあう体験学習事業などを展開します。
- 県では、新エネルギーなどについて学ぶことができる「次世代エネルギーパーク」推進事業などのほか、県内に立地する企業や研究機関が行う環境保全活動への取組や、環境保全に貢献する科学技術などについて学び、体験することができる仕組みがあり、学校行事や見学会で活用されています。今後もさらに、企業・研究機関等と連携を図るなど、体験施設の充実を図ります。

環境保全活動を担う人材の育成と活用

- 環境保全活動を無理なく長続きさせるためには、楽しみながら行うことが重要です。 霞ヶ浦を知り、愛着を持ち、水質浄化に繋げるため、環境団体が主催する「霞ヶ浦検 定」が毎年開催されています。このような団体独自の先進的な取組を支援しながら、 県が実施する学習会やイベント等においても、環境保全活動に取り組むインセンティ ブの付与に努めます。
- 各地域で環境教育・環境保全活動を推進するリーダーとなる人材の養成を目指し,エコ・カレッジをはじめとした人材育成事業を継続して実施します。
- エコ・カレッジについては、これまで実施してきた「体験コース」に加え、平成 23 年度からは、県民からの要請に応えてインターネットを活用した通信教育課程「導入コース」を設けました。今後も、県民や時代のニーズに応じて事業内容の充実を図ります。また、講座の実施にあたっては、県内の大学やつくば市に集中する研究機関、地域で活動する NPO 法人、エコ・カレッジの修了生が組織する環境団体等から講師を招くなど多様な主体との連携を深めます。
- エコ·カレッジの修了生を県や市町村の環境審議会等における委員としての登用等を促進するとともに、修了生同士の交流機会を設けるなどして、相互の連携強化を支援します。

環境指標

●「環境教育·環境学習等の推進」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
環境学習講座参加者数	12,774 人	10 万人
	(H23 年度)	(H25~34 年度累計)
人材育成事業修了者数	97 人	2,000 人
	(H23 年度 単年)	(H25~34 年度累計)

各主体に期待する取組

●「環境教育·環境学習等の推進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体

- 講習会・講演会・自然観察会等に積極的に参加し、環境問題への関心と理解を深める。
- 地域における人材と連携して、多様な主体に対する環境教育の機会の提供に努める。
- 従業員に環境教育を行い、職場全体で環境保全に対する意識の高揚を図る。

事業者

● 自らの環境保全の取組の紹介や、環境学習の場としての施設の公開、人材の派遣などに努める。

7-2 各主体の環境保全活動と協働取組の促進

現状と課題

大量生産·大量消費·大量廃棄という私たちの生活は地球環境に大きな負荷を与え、また地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えることとなり、茨城県にいながら、世界で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

このため、県はもとより、県民、民間団体、事業者といったあらゆる主体が環境問題を自らの 問題としてとらえ、問題の解決に向けて取り組むことが求められています。

特に、本県は、温室効果ガス排出量の約7割を産業部門が占めるとともに、工場立地面積は全国第1位であるなど産業活動が活発であるという特色がありますので、中小企業の環境配慮に関する取組の裾野を広げるため、平成18年に、県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「茨城エコ事業所登録制度」を創設し、制度の普及・拡大に努めてきましたが、さらに中小企業の参加を増やしていく必要があります。

また、環境保全活動は様々な分野にまたがるものであるため、これらを推進するためには単独の主体の取組では限界があるとともに、一過性のものになってしまう懸念があります。環境保全活動を体系的·効果的に進めるためには、各主体が協働で取り組む仕組みづくりが課題となっています。このような中、東日本大震災の発生を受けて、県民や企業の価値観に変化が生じており、ボランティア活動や社会貢献活動を通した人とのつながりや助け合い、社会との関わりが強く意識されるようになっています。

県にはすでに、県・環境団体・事業者の協働による「レジ袋の無料配布中止」に向けた取組事例があり、この取組店舗数は全国トップクラスになっているとともに、レジ袋の辞退率は85%程度と高水準を維持しています。このような協働取組意識の高まりを、他の分野にも波及させていくことが必要です。

施策展開の方向

県では、県民、民間団体、事業者などの各主体が、自主的かつ積極的に環境問題についての理解を深め、環境保全活動を実践できるよう、それぞれの立場や役割に応じた支援や情報提供に取り組みます。

県民や民間団体に対しては、あらゆる場面において環境にやさしい生活を送ることを広める「エコライフ運動」を全県的な県民運動として推進します。

特に,「レジ袋の無料配布中止」の取組については,今後も普及啓発に努め,85%という高い 辞退率を維持していくとともに,同様の取組が拡大している近県との連携を深めること等により, 参加業種の拡大を図ります。

また、エコライフの具体的な実践内容は、節電や節水、食べ残しや食品廃棄の削減など身近で 簡単にできるものから、時間や費用をかける必要があるものまで様々ですが、これらの事例をと りまとめたデータベースの充実を図ります。

事業者に対しては、「茨城エコ事業所登録制度」を利用するメリットをさらに PR すること等により登録数の増加を図り、環境配慮に関する取組の促進に努めます。

さらに、環境保全茨城県民会議などの環境団体や NPO 法人との連携を促進することにより、環境保全活動の基盤を強化し、協働取組の下地づくりと仕組みづくりに努めます。

第3章

具体的施策

県民の環境保全活動の促進 1

- エコライフ運動を全県に広めるため、家庭や地域におけるエコライフの事例をとりまと めた「エコライフ運動データベース」の充実を図ります。
- 日常生活での省エネ·省資源等の実践活動を促進していくため、「茨城エコ·チェックシ 一ト」を県民に配布し,環境に配慮した生活行動の動機づけを推進するとともに,環境 保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績が顕著な県民に対し、今後も県 独自の表彰を行います。
- レジ袋の無料配布中止の取組は、スーパーマーケットやクリーニング店において実施さ れていますが、環境団体等と連携したキャンペーンを定期的に実施するなどして、さら に意識の高揚を図り、85%という高い辞退率の維持や新たな業種への取組拡大に努め ます。
- 地球温暖化防止等に関する意識の向上を図るため.季節ごとの省エネキャンペーンやノ ーマイカーデーの実施、エコドライブ実体験セミナーの開催等を継続して促進します。
- 東日本大震災の影響による電力供給力の問題を契機として,地球温暖化の防止に向けて, 県民の節電取組効果の見える化を推進します。

団体の環境保全活動の促進

- エコライフ運動を推進するため、3R実践活動の啓発、エコライフフォーラムの開催等 を継続して実施するとともに、環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に 功績が顕著な団体に対し、今後も県独自の表彰を行います。
- 団体を対象とした各種の助成金についての情報を提供するなどして.環境保全活動を支 援します。

事業者の環境保全活動の促進

- 事業者の環境に配慮した取組を推進するため.「茨城エコ事業所登録制度」の普及を図 るとともに、環境マネジメントの専門家を派遣するなどして、ISO14001 やエコアクシ ョン 21 の認証取得を支援します。
- 環境保全意識の高揚を図るため、環境マネジメントや環境パ ートナーシップなどに功績のあった企業に対して、県独自の 表彰を行います。
- 事業所の省エネルギー活動を促進するため、企業の省エネ事 例を紹介するとともに、省エネルギー・再生可能エネルギー施 設の導入に向けたセミナーの開催や、低利融資などの支援を 行います。



シンボルマーク

4 】県の環境保全に向けた率先実行の推進

- 県は、自らの事務事業の執行に際し、環境の負荷の軽減を図ることを目的として策定した、「環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)」に基づき、設定した数値目標の達成に向けて、全庁での取組を推進します。具体的には、照明や冷暖房機器の適正使用はもとより、LED 照明や高効率型蛍光灯の導入、デマンド監視装置の適切な運用による電気使用量の削減、合理的な利用と管理による用紙類使用量の削減、県有施設への太陽光や風力などの再生可能エネルギーの導入など、省エネルギー・省資源対策を推進します。
- 県自らグリーン購入推進方針や低公害車購入方針を策定し、環境負荷の少ない製品の購入を積極的に進めます。

5 協働の取組の仕組みづくり

- 複雑化·多様化する県民ニーズに対応するため、地域を担う多様な民間主体と行政が協働して公共サービスを提供する「新しい公共」の考え方も踏まえ、協働取組の仕組みづくりに努めます。
- 県では、環境保全茨城県民会議を通じて、地域で活動する環境団体の把握に努めるとともに、これらの環境団体や構成団体、市町村、事業者、県民と連携しながら、環境保全活動に関する県民運動の推進や環境情報の発信等を積極的に行います。
- エコ·カレッジの修了生など地域で活動する個人に対して参加を呼びかけ、協働でイベントを開催するなどしてイベント開催等のノウハウを伝え、協働取組の担い手を育成します。

環境指標

●「各主体の環境保全活動と協働取組の促進」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
環境 NPO 等と県の連携・協働事業実施件数	21 件	協働取組数を増やす
	(H23 年度)	[県総合計画:H27 年度]
茨城工⊐事業所登録制度登録件数	1,756 件	2,400 件
	(H23 年度末累計)	[政策評価:H27 年度]
ISO14001 登録件数	408 件	
エコアクション 21 登録件数	144 件	登録件数を増やす
	(H23 年度末累計)	

各主体に期待する取組

●「各主体の環境保全活動と協働取組の促進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体

事業者

- 家庭や地域での話題に環境問題を取り上げ、環境保全活動を実践し、エコライフの輪を広げる。
- リサイクル活動,環境美化活動,緑化活動などに積極的に参加し,環境問題の理解を深める。
- 県民・民間団体などとの協働により地域での環境保全活動に努める。
- 事業活動における環境負荷低減に向けた取組や適切な情報の開示: 提供に努める。
- 茨城エコ事業所への登録やISO14001, エコアクション 21 の認証取得など環境マネジメントシステムの導入に努める。

7-3 国際的な視点での環境保全活動の促進

現状と課題

これまで、国や国際機関が中心となっていた国際協力の場で、開発途上国のニーズに応えていくため、地方自治体にも役割が求められるようになっています。

高度な産業が集積し、様々な主体により多くの環境保全活動が実践されている本県においても、 地球規模での環境保全活動がなされるよう、積極的な環境保全のための国際協力の体制の構築が 必要です。

施策展開の方向

本県の有する最先端科学技術の集積を最大限活用し、大学や国の研究機関等と協力·連携を図りながら、専門知識をもつ人材の派遣、学術·研究に係る相互交流等に積極的に取り組むとともに、企業、民間団体等様々な主体の環境保全に資する地方発の国際協力の促進と支援に努めます。

具体的施策

1 環境保全のための国際協力の推進

- 県内に設置されている大学や国の研究機関等と協力・連携を図りながら、専門家の派遣、 学術・研究交流等に積極的に取り組むとともに、引き続き地方発の環境保全のための国際協力の推進に努めます。
- 地域が抱える課題の解決や地域活性化に取り組むため、大学等の知的資源を活用した国際間での共同研究や共同事業を推進するとともに、地域づくりの次代の担い手となる人材の育成を図ります。

各主体に期待する取組

●「国際的な視点での環境保全活動の促進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体

● 地球規模の環境問題に関心を持ち,市民レベルの活動に努める。

事業者

- 環境保全に関して、国際的な視点で取り組むことができる人材の育成に努める。
- 技術開発や海外研修員の受入れ、環境保全活動などを通して、国際交流の推進に努める。

第8節

環境の保全と創造のための基本的施策の推進

主な関連計画

いばらき科学技術振興指針 茨城県産業活性化指針

8-1 環境情報の収集・管理・提供

現状と課題

環境問題について、あらゆる主体が理解を深め、環境保全活動を効果的に進めていくためには、 参画する各主体間で必要な情報を共有することが不可欠です。一方で、情報によっては難解かつ 量が多くなることもあるため、環境保全活動に関わったことのない県民や子どもたちには十分に 理解できないという課題もあります。加えて、情報が公表される時期や範囲も適切でなければな りません。

県では、ホームページや様々な媒体を通して情報発信に努めていますが、これまで以上に、県 民が必要とする情報を、迅速かつ的確に、いつでも、だれにでもわかりやすく提供することが求 められています。

施策展開の方向

県では、県のみならず、市町村や環境団体、事業者等が保有する多様な環境情報を収集し、かつ有効な活用を図っていくため、これらの情報のデータベース化に努めるほか、「環境いばらき」をはじめとしたホームページを活用して、環境イベント情報や報道発表の内容、環境行政に関する情報や制度等県民が必要とする情報について、速やかに、分かりやすく提供します。

他にも、環境学習メールマガジンの発行や、環境資料のビデオ、図書、パネルの貸出など情報 提供の一層の充実を図ります。

具体的施策



環境情報の収集・管理・提供

- 環境情報の信頼性及び正確性を確保したうえで、県民が必要とする情報の収集·整理· 提供に努めます。
- 環境問題に関する各種資料の貸出や、環境保全に関する相談受付、環境学習のための情報提供等を実施します。
- 環境イベントや環境団体の紹介,市町村の施策等,環境に関わる情報を集めて,ホームページ「環境いばらき」に掲載するほか、メールマガジンを発行するなど、積極的に情報を提供します。
- 県の環境の状況をとりまとめた環境白書を毎年発行するほか、各戸配布される県広報誌「ひばり」に環境保全施策を掲載するなど、様々な媒体を活用して、より多くの県民に情報を提供できるよう努めます。

環境指標

●「環境情報の収集·管理·提供」に関する取組の進行管理に,次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
県環境ホームページへのアクセス件数(年間)	956,086 件	1,000,000 件
	(H23 年度)	(H34 年度)

各主体に期待する取組

●「環境情報の収集·管理·提供」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます

県民 民間団体	● 環境情報の活用による具体的な環境保全行動の実践に努める。
事業者	● 自らの環境配慮に対する取組について情報を開示・提供に努める。● 製品等が環境に与える負荷についての適正な情報の提供に努める。

8-2 グリーン・イノベーションの推進

現状と課題

「グリーン·イノベーション」とは、生活·地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源(天然資源、食糧資源)、エネルギー等の地球規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものです。

本県においても, 県民一人ひとりのライフスタイルの転換や環境·エネルギー技術を用いた新産業の創出を図ることにより, 経済の成長を維持しながら, 環境負荷の小さい社会の構築を目指す必要があります。

また、グリーン·イノベーションを実現するためには、県内の事業者が、環境に配慮した技術や製品の開発·普及、再生可能エネルギー等の新分野へ進出することが重要であり、県と事業者による連携した取組が求められています。

そうした中で、本県には、つくば·東海·日立·鹿島地区などの知的集積や産業集積があり、グリーン·イノベーションの基盤となる環境研究·技術開発に取り組む環境が整っています。

施策展開の方向

本県に集積された科学技術を活かし、次世代エネルギー利用の促進に向けた研究開発、低炭素 社会づくりのための実証実験、気候変動に適応する技術などの研究開発を促進し、エネルギー供 給の低炭素化やエネルギー利用の高効率化·スマート化などグリーン·イノベーションを推進し ます。

また,つくば·東海·鹿島地区等に集積した知的財産や産業を活用しながら,本県の地域経済に高い波及効果のある企業の戦略的な誘致を推進するとともに,中小企業の新分野進出や販路拡大,企業間の連携を支援するなど,国際競争力ある産業の集積·活性化を図ります。

あわせて, 県内の企業や大学, 研究機関などと連携を図り, 環境問題の調査研究や環境保全技術の開発の推進に努めます。

このほか、学校教育における理数教育の充実や、県内の大学や研究機関との連携により、子どもたちがグリーン・イノベーションについての理解を深められるように努めます。

具体的施策



つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

- つくば・東海地区等に集積した科学技術を活かし、低炭素社会の実現に不可欠な燃料電池やリチウムイオン電池等の革新的技術の研究・開発を推進します。
- その推進にあたっては、東海地区にある世界最先端の研究施設、大強度陽子加速器施設 (J-PARC)の活用を図ります。
- 平成 23 年 12 月 22 日に区域指定された「つくば国際戦略総合特区」で講じられる規制 緩和や税制・金融上の特例措置等を有効に活用し、産学官の緊密な連携のもと、つくば に集積した科学技術からグリーン・イノベーション分野における新事業・新産業の創出 を目指します。

● この特区におけるグリーン・イノベーション分野の先導的プロジェクトとして、「藻類バイオマスエネルギーの実用化」、「TIA-nano世界的ナノテク拠点の形成」を推進します。

2 競争力あるものづくり産業の育成

- 「いばらき成長産業振興協議会」等を活用し、次世代自動車や環境・新エネルギーなど 今後成長が見込まれる産業分野について引き続き調査研究を行うとともに、大手企業と の交流や大学・研究機関の先端技術や研究成果などの情報提供等を実施し、競争力のあ る産業の育成や、中小企業の成長分野への進出を推進します。
- 企業や技能者団体等と密接な連携のもと、事業主等の自発的な職業能力開発の取組を支援するとともに、企業ニーズを踏まえて県立産業技術専門学院における職業訓練の充実を図るなど、グリーン・イノベーションの普及・拡大を支える技能者の育成を推進します。

3 次代の担い手となる研究者・技術者の育成・確保

学校教育における理数教育を充実させることで、子どもたちの科学技術への興味・関心を高める取組を進めていくとともに、大学や研究機関等と連携を図りながら、科学技術を支えていく優れた人材の育成を進めていきます。

環境指標

●「グリーン·イノベーションの推進」に関する取組の進行管理に、次の環境指標を活用します。

環境指標項目	現況	目標
再生可能エネルギーの発電設備容量【再掲】	約 240,000kW ※	導入量を増やしていく方向
		(検討中)

※ 平成 25 年 1 月現在(企画部科学技術振興課調べ)

各主体に期待する取組

●「グリーン·イノベーションの推進」に関する取組を、県民、民間団体及び事業者とともに推進していくために、次のような取組が期待されます。

県民 民間団体	環境フォーラムや環境イベント等に参加し、環境・エネルギー技術について理解を深める。
事業者	県内の大学,研究機関などと連携を図り、環境への負荷が少ない技術や製品の開発・普及、再 生可能エネルギー等の新分野へ進出を図る。

8-3 総合的な環境保全対策の推進

現状と課題

環境影響評価(環境アセスメント)制度については、環境影響評価法の施行から 10 年が経過したことから、新たな環境課題に対応するため、「計画段階配慮書手続の創設」や「環境影響評価図書のインターネット公表の義務化」などを盛り込んだ法改正が平成 23 年に行われました。また、低炭素社会への転換にあたり風力発電の導入が期待されていることから、平成 24 年 10 月には、新たに風力発電所の設置事業が法対象事業に追加されました。これらを踏まえ、県においても、県環境影響評価条例の改正を行いました。このように、大規模開発事業による重大な環境への影響の未然防止に向けて、環境影響評価制度の充実・強化が進められています。

経済的支援としては、NPO 法人等の市民団体が行う水質保全活動について助成を行うとともに、中小企業向けの環境保全施設の設置等や地球温暖化対策を推進するための資金融資等を行っています。

公害苦情については、近年は、毎年3,500件程度の公害苦情を処理しています。公害苦情の処理は迅速で適切な対応が求められていることから、公害苦情相談員や処理体制の充実を図るなどして、早期解決に努めています。

施策展開の方向

規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、環境への影響ができるだけ小さくなるよう、環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度を適正に運用します。

また、県民の日常生活や企業の事業活動を環境への負荷が少ない活動へと導くため、必要な経済的支援を継続的に実施します。

公害に関する苦情や紛争に対して、迅速かつ適切な処理に努めます。

具体的施策

1 環境影響評価制度の適正な運用

● 環境影響評価制度の適正な運用にあたり、地域の環境の状況に関する情報の収集・整備・ 提供に努めるとともに、県が、県民や学識経験者等の意見を踏まえた環境保全の見地から意見を述べることで、事業者による環境の保全が適切に行われるよう努めます。

2 経済的支援

- 森林湖沼環境税を活用して、水辺の浄化活動や水環境学習を実践する市民団体に対して活動経費の一部を助成するとともに、霞ヶ浦や涸沼・牛久沼流域の小規模事業者向けの汚水処理施設の設置や、個人世帯向けの高度処理型浄化槽の設置などに要する資金への融資を継続します。
- 中小企業における環境保全施設や省エネルギー·再生可能エネルギー施設の設置等について、融資あっ旋や利子補給を実施し、設置者の経済的負担の軽減を図ります。

第3章

公害苦情処理·公害紛争処理

- 公害に関する苦情については,公害紛争処理法の規定に基づき公害苦情相談員を設置す るなど公害苦情処理体制を整備するとともに、関係市町村と連携・協力を図り、公害苦 情の迅速かつ適切な処理に努めます。
- 公害に係る民事上の紛争解決のため,公害紛争処理法に基づき設置している公害審査会 において、あっせん、調停及び仲裁を適切に実施するとともに、当事者間の妥当な合意 形成に向けて、迅速かつ適切な解決に努めます。また、国における公害紛争処理制度や 裁判、民事調停等の司法上の制度など、当事者にとって適切な制度を選択できるよう、 制度の普及や市町村等公害苦情相談機関との連携に努めます。

各主体に期待する取組

●「総合的な環境保全対策の推進」に関する取組を,県民,民間団体及び事業者とともに推進していくた めに、次のような取組が期待されます。

民間団体

環境影響評価制度において、環境の保全が適切に配慮がなされるよう意見の提出に努める。

事業者

■ 環境影響評価制度において,事業の実施にあたり適切な環境への配慮に努める。

第3項 いばらきエコ・プロジェクト

本県のもつ地域特性や環境の課題を踏まえ、計画に示した基本目標の実現に向けて、県としてより積極的に取り組む重点施策を、いばらきエコ・プロジェクトとして推進します。

- 1 県民総ぐるみによる温暖化対策推進エコ・プロジェクト
- 2 泳げる霞ヶ浦実現エコ・プロジェクト
- 3 循環型社会形成エコ・プロジェクト
- 4 緑を育むエコ・プロジェクト
- 5 自然と生きものを守るエコ・プロジェクト
- 6 グリーン・イノベーション推進エコ・プロジェクト
- 7 環境教育推進エコ・プロジェクト

県民総ぐるみによる温暖化対策推進エコ·プロジェクト

● プロジェクトの目的

本県の温室効果ガス排出量は、平成 14 年度以降 4,800 万~5,000 万 t-CO₂ 台と概ね横ばいで推移しています。

県では、地球温暖化対策を確実に進めるため、国の温室効果ガス排出量の削減目標である「平成 32 年までに平成 2 年比 25%削減」を踏まえ、本県の削減目標を 8.5%~15.2%削減に設定し、県民総ぐるみで取組を進めています。

しかしながら、東日本大震災を契機として、国では新たなエネルギー·環境政策を検討するとともに、温室効果ガス排出量の削減目標の見直しを進めているところであり、国の動向を踏まえつつ温室効果ガスの排出削減に努めます。

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、「県民総ぐるみによる温暖化対策を推進」することによる低炭素社会の実現を目指します。

🥏 取組の方向

【省エネルギー対策の推進】

低炭素型ライフスタイルへの転換や、企業の省エネルギーの積極的な取組など、県民や企業の主体的な取組による省エネルギー対策を推進します。

【交通関連対策の推進】

エコドライブの推進や次世代自動車の普及を図るとともに,モーダルシフトの促進や,公共 交通機関を基軸としたコンパクトな市街地構造の構築の推進などにより,自動車からの二酸 化炭素排出量の削減を推進します。

【森林吸収源対策の推進】

木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する「緑の循環システム」を確立し、二酸化炭素を吸収する健全な森林の育成を図ります。

【再生可能エネルギーの導入促進】

環境負荷の少ない太陽光・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。

【グリーン・イノベーションの推准】

本県に集積した科学技術を活かし、次世代エネルギーに係る研究開発や低炭素社会づくりのための実証実験等を促進します。

【環境学習の推准】

地域での温暖化対策の取組を担う人材を育成するため,様々なライフステージにおける環境 学習の機会の充実を図ります。

関連施策

- 地球温暖化の防止 (1-1)
- 再生可能エネルギーの利用と導入促進 (1-2)
- 大気環境の保全 (2-1)
- 3R(リデュース·リユース·リサイクル)の推進 (4-1)
- 廃棄物の適正処理 (4-2)
- 森林·平地林·農地の保全(5-3)
- 環境教育·環境学習等の推進 (7-1)
- 各主体の環境保全活動と協働取組の促進 (7-2)
- グリーン・イノベーションの推進 (8-2)

地球温暖化の現状と課題

本県の温室効果ガス排出量

4,800 万~5,000 万 t-CO2 台 (H14 年度以降概ね横ばいで推移)

国の温室効果ガス排出量 削減目標 … H32 年までに 25%減 (H2 年比)

本県の温室効果ガス 削減目標 8.5%~15.2% 削減

省エネルギー対策の推進

- 低炭素型ライフスタイルへの転換の促進
- 企業の省エネルギーの積極的な取組の促進 等

交通関連対策の推進

- エコドライブの推進
- 次世代自動車の普及促進
- モーダルシフトの促進
- 公共交通機関を基軸としたコンパクトな市街地の構築推進 等

森林吸収源対策の推進

「緑の循環システム」の確立による二酸化炭素を吸収する健全な 森林の育成

再生可能エネルギーの 導入促進

■ 太陽光·風力·バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進

グリーン·イノベーションの 推進

- 次世代エネルギーに係る研究開発の促進
- 低炭素社会づくりのための実証実験等の促進

環境学習の推進

● 地域での取組を担う人材育成のための環境学習の機会の充実

10年後の将来像

県民総ぐるみによる温暖化対策を推進

低炭素社会の実現

泳げる霞ヶ浦<u>実現エコ・プロジェクト</u>

❷ プロジェクトの目的

霞ヶ浦(西浦·北浦·常陸利根川)の COD は、近年改善傾向にはあるものの、河川から依然として高い濃度で窒素・りんが流入することなどにより、植物プランクトンが増殖するため、まだ十分に改善されていない状況にあります。

西浦と北浦とでは生活排水の処理状況や産業などが異なることから, それぞれに施策の目標を設定して対策を実施する必要があります。

今後も、昭和40年代前半に湖水浴場がにぎわっていた頃の「泳げる霞ヶ浦」という長期ビジョンの実現に向け、霞ヶ浦の総合的な水質保全対策を推進します。

🥏 取組の方向

【西浦及び北浦における水質保全対策】

西浦·北浦ともに,依然として流入河川から高い濃度の窒素・りんの供給が続いていることから,生活排水対策等によるりんの負荷削減を進めるとともに,それぞれの特性に応じて畜産・農地等からの窒素負荷の削減対策等を進めます。

【意識啓発·調査研究等】

水質保全対策を効果的に進めるため,地域住民に対する意識啓発を行うとともに,水質汚濁 メカニズムの解明に努めます。



- 水環境の保全 (2-2)
- 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策 (3-1)
- 河川等水辺環境の保全と活用 (5-4)
- 環境教育·環境学習等の推進 (7-1)

霞ヶ浦の現状と課題

河川からの高い濃度の窒素・りんの流入、植物プランクトンの増殖により COD 等は依然として高い水準

生活排水の処理状況や周辺産業が異なる西浦と北浦それぞれの対策が必要水質保全を図るための地域住民に対する意識啓発

生活排水対策等によるりんの削減

畜産・農地からの 窒素の削減

水質汚濁メカニズ ムの解明

西浦・北浦における水質保全対策

生活排水対策

- ▼ 下水道,農業集落排水施設の整備・接続の推進
- 高度処理型浄化槽の設置の推進

工場·事業場対策

- 指導による排水基準の遵守の徹底
- 立入検査の実施等

畜産対策

- 家畜排せつ物の農外処理・利用の促進
- 良質堆肥利用の促進

農地対策

- 化学肥料等の使用量削減
- エコファーマー認定計画の導入面積の拡大

湖内対策

- 水生植物帯やウェットランドの整備等による生態系の 持つ自然浄化機能を活用した浄化の促進
- 自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりの推進

意識啓発·調査研究 等

地域住民に対する知識の普及· 意識の高揚を図る

- 霞ケ浦環境科学センターを活用した環境学習
- 霞ヶ浦湖上体験スクールの開催
- 環境保全団体への支援

霞ケ浦環境科学センターと 他研究機関等との連携

- 水質汚濁メカニズムの解明
- アオコの発生要因の解明

10年後の将来像

あらゆる施策を総動員

「泳げる霞ヶ浦」「遊べる河川」の実現

循環型社会形成エコ・プロジェクト

🥏 プロジェクトの目的

これまでの社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄というシステムの上に成り立ってきましたが、環境への負荷を低減し、限りある資源を有効に活用するためには、持続可能な社会システムへと転換を図ることが急務です。

資源採取から生産,流通,消費そして廃棄に至る社会経済活動の全段階を通し,廃棄物の排出抑制や循環資源の活用などの取組を進めることで,自然環境への負荷をできる限り小さくする必要があります。また,適正な物質循環を確保するため,廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収・適正処分という循環型社会形成推進基本法が定める対策の優先順位に従い,環境と経済が調和した「循環型社会」の形成を進める必要があります。

🧼 取組の方向

【いばらきゼロエミッションの実現】

廃棄物の循環利用を進めるとともに廃棄物自体の発生を限りなく減らしていこうとする「いばらきゼロエミッション」の実現を図ります。

【循環型社会に向けた地域づくり】

地域で発生した廃棄物は地域で再利用·再資源化するという理念のもとに,循環型社会に向けた地域づくりを推進します。

関連施

策

- 再生可能エネルギーの利用と導入促進 (1-2)
- 3R(リデュース·リユース·リサイクル)の推進 (4-1)
- 廃棄物の適正処理 (4-2)
- 不法投棄等の防止 (4-3)
- グリーン・イノベーションの推進 (8-2)

廃棄物管理の現状と課題

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄のシステム

環境への<mark>負荷の</mark>低減 限りある資源の有効活用

持続可能な社会システムへの転換が急務

いばらきゼロエミッションの実現

廃棄物に対する理解促進

- 環境学習会の開催
- 環境にやさしい買い物運動の推進

事業者への支援・活性化

エコショップ制度やリサイクル製品認定制度の推進

廃棄物の焼却量の削減

温室効果ガスの排出を抑制するとともに、 熱回収及び廃棄物発電の導入を促進

不法投棄の防止

不法投棄の監視・通報体制の強化

循環型社会に向けた地域づくり

地域における 3R 推進活動への支援

地域における集団回収や市町村による分別 回収・リサイクル拡大への取組を支援

各種リサイクル制度の円滑な運用確保

容器包装リサイクルや家電・小型家電リサイクル、建設リサイクルなど各種リサイクル制度の円滑な運用を推進

地域一体となったバイオマス構想の実現

木質バイオマスや食品バイオマス等の地域での利活用を図る取組を支援

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正なリサイクルや最終処分場の 確保

10年後の将来像

- 廃棄物の排出をできる限り抑制
- 廃棄物となったものは再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環的利用
- 循環的利用のできないものは適正な処分を確保

循環型社会の形成

緑を育むエコ・プロジェクト

● プロジェクトの目的

本県の森林と農地は、首都圏に近い立地条件や平坦な土地という地形的条件から、開発が 進み、緑の減少傾向が続いています。

特に、林業や農業を支える担い手の減少や高齢化により、森林の荒廃や農地の耕作放棄地 化が進むなど、森林や農地を適正に管理する必要性が高まっています。

また、緑は、大気の浄化機能や多様な動植物の生息·生育環境の役割を果たすなど、県民の生活にうるおいと安らぎをもたらすことから、既存の緑の保全とともに、新たな緑の創出に努める必要があります。

このほか,未来を担う青少年が体験学習を通じて森林の働きや重要性を理解する機会を増 やしていく必要があります。

これらを踏まえ、多様で機能豊かな森林の育成や農地における環境にやさしい営農活動の 実施、さらには都市における着実な都市公園の整備などによる緑豊かな県土の創造の実現を 目指します。

🥏 取組の方向

【緑の循環システムの確立】

県民の緑化意識の高揚を図り、地域住民や森林ボランティア、企業、行政などが一体となって森づくりを進め、水源かん養機能や生物多様性保全機能など多様で機能豊かな森林を育てます。また、県産材の利用拡大を図り、安定供給体制を整備するなど、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」を確立します。

さらに,森林·林業体験学習を拡充し,多くの小中学生等が森林や緑の重要性を学ぶ機会を 創出するとともに,林業就業者の確保及び育成に対する支援を行い,森林整備を推進します。

【エコ農業いばらきの推進】

環境にやさしい営農活動と地域の農村景観や生産環境の保全活動を一体的に進める「エコ農業いばらき」を推進します。

【耕作放棄地の発生防止と利活用】

耕作放棄地の発生の防止に加えて,都市農村交流や環境学習の場としての活用やバイオ燃料 資源作物の栽培を行うなど、新たな価値を生み出す取組を行います。

【都市における緑地の保全】

都市における既存緑地の保全と新たな都市公園の整備等を図るとともに, 都市再生整備計画 事業を活用し, 地域の自然環境等を活かした個性豊かなまちづくりを促進します。

関連施策

- 二酸化炭素の吸収源対策 (1-1-2)
- 再生可能エネルギーの導入促進 (1-2-2)
- 森林等による水質保全と水の有効利用 (2-2-4)
- 野生動植物の保護・管理 (5-1-2)
- 森林·平地林·農地の保全 (5-3)
- 地震や台風などの自然災害等への対応 (6-3-1)
- 環境学習・自然体験の機会の場の提供 (7-1-2)

緑の保全の現状と課題

「緑」の役割

水源かん養

生物多様性の保全

自然災害の防止

二酸化炭素吸収源

道路等の各種基盤整備

住宅・工業用地の増加

減少傾向

森林・農地の管理 機能の活性化 都市における 緑の保全と創出

未来を担う 青少年による 体験学習



緑の循環システムの確立

(森林湖沼環境税の活用)

- 森林環境保全のための適正な森林整備の推進
- いばらき木づかい 運動・木質バイオマ ス活用の推進
- 県民協働による森 林づくりの推進

エコ農業いばらき の推進

- 環境保全型農業直接支援対策
- いばらきエコ農産物の認証,エコファーマーの認定

耕作放棄地の 発生防止と利活用

- バイオディーゼル 燃料資源作物の栽 培の促進
- 利活用による耕作 放棄地の発生防止

都市における緑地の保全

- 都市公園の充実・ 整備
- 都市緑化祭の開催・功労者の表彰

10年後の将来像

- 多様で機能豊かな森林の育成
- 環境にやさしい営農活動の実施
- 都市における着実な都市公園の整備

緑豊かな県土の創造の実現

自然と生きものを守るエコ・プロジェクト

🥏 プロジェクトの目的

地球上には、多様な生物が存在するとともに、相互に関わり合いを持ちながら多様な生態系を形成しており、こうした生き物の豊かな個性とつながりのことを「生物多様性」といいます。私たちの生活は、衣服や食料、住居、医療、文化芸術や教育、生活環境や防災、経済産業の分野に至るまで生物多様性の恵みの上に成り立っています。

しかしながら,近年,開発や乱獲,資源の過剰利用や土地の改変,外来生物による生態系の撹乱,さらには地球温暖化や環境汚染などにより,身近なところで生物多様性に及ぼす影響が懸念されており,生物多様性の保全が重要な課題となっています。

また、平成 23 年度に県が実施した「環境保全県民意識調査」では、「生物多様性」の認知度が 31.5%にとどまっているため、生物多様性を保全し、その恵みを次の世代へと引き継いでいくためには、県民の生物多様性に対する認知度の向上が必要です。

より身近な自然の中にも貴重な動植物が多数存在し、その保全·保護が必要であることを 県民が認識するとともに、県民や民間団体、事業者、行政などさまざまな主体が生物多様性 の保全に取り組むことにより、人と生きものが共存する社会の実現を目指します。

🥏 取組の方向

【生物多様性地域戦略の策定】

生物多様性地域戦略を策定し、将来にわたって生物多様性がもたらす恵みを享受できるよう、 あらゆる主体が具体的取組に連携・協働して取り組むよう方向付けます。

【生物多様性の普及啓発】

生物多様性の重要性の理解を深めるため、普及啓発事業を実施します。

【生物多様性保全の推進】

生物多様性地域戦略に基づき,生物多様性保全に関する様々な施策を推進します。

【多様な主体の連携・協働】

県や市町村、民間団体等、地域の多様な主体との連携·協働による生物多様性保全活動を促進します。

関連施策

- 地球温暖化の防止 (1-1)
- 自然公園等の保護と利用 (5-2)
- 森林·平地林·農地の保全 (5-3)
- 河川等水辺環境の保全と活用 (5-4)
- 環境学習・自然体験の機会の場の提供 (7-1-2)
- 協働の取組の仕組みづくり (7-2-5)
- 環境影響評価制度の適正な運用(8-3-1)

生物多様性の現状と課題

進行する生物多様性の危機

- ❖ 開発や里山の手入れ不足などによる生息・生育地の減少や環境の悪化
- ❖ 希少な野生動植物の乱獲や盗掘
- 有害鳥獣や外来生物の分布拡大による農林業被害や生態系への影響
- ❖ 地球温暖化など地球環境の変化

本県が抱える課題

- ❖ 地域の生物多様性の保全
- 希少野生動植物の保護や生息等環境 の保全
- ❖ 鳥獣被害対策や外来生物対策の推進
- ❖ 県民理解の増進や担い手の育成
- 多様な主体の連携・協働や自発的な活動,生物多様性へ配慮した事業活動の促進

様々な主体の積極的な参画と連携・協働による生物多様性保全が必要

生物多様性地域戦略の策定

● 生物多様性の保全に向けた基本方針や具体的取組,各主体の 担う役割について提示

生物多様性の普及啓発

- 多様な機会を通じた普及啓発
- 生物多様性保全へ配慮した県民生活や事業活動の促進

生物多様性保全の推進

- 優れた自然環境の保全・再生 (自然公園の保護と適正な利用, 筑波山ブナ林の保全)
- 希少野生動植物の保護と生息・生育環境の保全 (ラムサール条約登録実現の推進、レッドデータブックの改訂・普及)
- 野生鳥獣の保護管理や外来生物対策の推進 (対策指針の策定,外来生物の侵入・定着・拡大の防止と駆除)

多様な主体の連携・協働

● 地域における生物多様性保全活動の促進やネットワーク化

10年後の将来像

- 生物多様性の重要性に関する県民理解の向上
- 様々な主体による生物多様性保全活動の活性化

人と生きものが共存する社会の実現

グリーン・イノベーション推進エコ・プロジェクト

🥏 プロジェクトの目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故を受け、国において新たなエネルギー政策の見直しが課題となっています。

このような中,原発を補うものとして,太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー や省エネルギーに対する期待が高まっています。

一方で、現状では、再生可能エネルギーの発電コストは高く、発電量は天候に左右される ため安定しておらず、また、施設の省エネ化も高コストなどを理由に、導入が進んでいませ ん。

本県には、つくば·東海·日立·鹿島地区などの知的集積や産業集積があり、グリーン·イノベーションの基盤となる環境研究·技術開発に取り組む環境が整っています。

これらの蓄積された科学技術を活かしたグリーン·イノベーションの推進による持続可能 な社会の実現を目指します。

🥏 取組の方向

【環境研究・技術開発の推進】

「つくば国際戦略総合特区」に代表されるような、本県の知的集積を活かした次世代再生可能エネルギーの実用化や革新的な省エネルギー技術の開発などのグリーン・イノベーションの基盤となる研究・技術開発を産学官連携のもと推進します。

【県内中小企業の進出促進】

鹿島港の洋上風力発電プロジェクトなど,環境·新エネルギー分野への県内中小企業の進出 を促進します。

また、県工業技術センターにおいて、環境·新エネルギーをはじめとする今後成長が見込まれる分野の基盤技術開発等を通じて、県内中小企業の新分野進出を支援します。

【次代の担い手となる研究者・技術者の育成・確保】

学校教育における理数教育の充実や, 県内の大学や研究機関との連携により, 将来にわたる グリーン・イノベーションの担い手育成に努めます。



- 再生可能エネルギーの利用と導入促進 (1-2)
- グリーン·イノベーションの推進 (8-2)

グリーン・イノベーションの現状と課題

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原発事故を受け、国による新たなエネルギー政策の見直し

再生可能エネルギーや省エネルギーに対する期待の高まり

再生可能エネルギー

現状:高い発電コスト 発電が不安定 省エネルギー

現状:高コストのため導入 進まず

本県の知的及び産業集積により、グリーン・イノベーションの基盤と なる環境研究・技術開発に取り組む環境が整っている

環境研究・技術開発の推進

- 燃料電池,リチウムイオン電池等革新的技術の研究開発
- 太陽光・風力発電等再生可能エネルギー分野における新産業創出
- 藻類バイオマスエネルギーの実用化
- TIA-nano 世界的ナノテク拠点の形成
- J-PARC の活用
- 規制緩和措置等 税制上の優遇措置,研究拠点整備 実証研究の実施,ベンチャー支援

県内中小企業の進出促進

- 風力発電メーカー等大手企業との交流・連携

次代の担い手となる研究者・技術者の 育成·確保

科学技術を支える優れた人材の育成 学校教育における理数教育の充実 大学や研究機関等との連携

10年後の将来像

本県に蓄積された科学技術を活かしたグリーン・イノベーションの推進

持続可能な社会の実現

環境教育推進エコ・プロジェクト

🥏 プロジェクトの目的

環境問題は、様々な要因が複雑に関連して発生しており、その範囲は、地球温暖化などの世界規模のものから、水質汚濁やごみ問題などの身近なものまで多岐にわたります。

これらの環境問題を解決に導き、この第3次茨城県環境基本計画の基本目標の一つである「みんなが参画する持続可能な社会」を実現するためには、子どもから大人まで、また県民、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体が、環境についての関心と理解を深めるとともに、互いに協働して環境の保全と創造に取り組む必要があります。

県では、下記の「取組の方向」に掲げる三つの仕組みづくりにより、それぞれの地域において環境保全活動を担う人材の育成を図り、各地域から持続可能な社会を実現することを目指します。

🧼 取組の方向

【様々な環境問題について学べる仕組みづくり】

環境問題を解決に導くためには、まず、一人ひとりが様々な環境問題について認識し、理解 を深める必要があります。このため、子どもから大人まであらゆる主体が、様々な環境問題 について広い視野をもって様々な観点から学べる仕組みをつくります。

【人材を育成し、活用できる仕組みづくり】

できるだけ多くの主体から意欲を引き出し自発的な行動に繋げていくため、環境保全活動を 進んで実践するリーダーを育成する必要があります。加えて、これらの人材が活躍できる場 の提供や、人材を活用できる仕組みをつくります。

【協働で環境保全活動に取り組む仕組みづくり】

様々な要因が複雑に関連しあう環境問題を効果的に解決に導くため、様々な知識や能力、経験や人脈を保有した者達が協働で環境保全活動に取り組むことができる仕組みをつくります。

関連施策

- 温室効果ガスの排出抑制対策 (1-1-1)
- 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策 (3-1)
- 3R(リデュース·リユース·リサイクル)の推進 (4-1)
- 森林·平地林·農地の保全 (5-3)
- 自然景観の保全と活用 (6-2-2)
- 環境教育·環境学習等の推進 (7-1)

環境問題と環境教育の現状と課題

環境問題は世界規模のものから身近なものまで 多種多様で、様々な要因が複雑に関連

環境問題を解決し「みんなが参画する持続可能な社会」を実現するためには、次のことが必要

- ❖ あらゆる主体が環境についての理解と関心を深める
- ❖ 互いに協働して環境の保全と創造に取り組む

必要な3つの仕組み

様々な環境問題について 学べる仕組みづくり

- 環境アドバイザー派遣制度 の充実と利用促進
- 自然体験活動の場や環境学 習施設を活用した環境学習 の推進
- 企業と連携した施設見学会の開催や学校への講師派遣
- こどもエコクラブなど自主 的な環境学習・環境保全活 動を支援

人材を育成し活用できる 仕組みづくり

- 地域で環境保全活動を実践 するリーダー育成のための 環境学習講座の充実
- 環境学習講座修了生を地域 の環境保全活動に派遣する 仕組みの構築
- 講座修了生同士による交流 や意見交換の機会の提供
- 子どもへの環境教育を強化するため環境学習教材を充実、また教員の質の向上

協働で環境保全活動に 取り組む仕組みづくり

- 各主体が実践する環境保全 活動のデータベース構築
- 協働取組を促進する機能 (コーディネート)の構築
- 講師派遣や環境に関わる施設の活用など、国や市町村、大学や研究機関などとの連携強化

10年後の将来像

- 各地域において環境保全活動を担う人材の育成
- 各地域から持続可能な社会を実現

環境の保全と創造に取り組む社会の実現

第 4 章 計画の推進



第4章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、茨城県地球環境保全対策推進本部やその 下部組織である環境基本政策部会において、関係部局等相互による緊密な連携のもと、環境保全に 係る各種計画・事業の調整を行い、総合的かつ計画的に推進します。

茨城県地球環境保全対策推進本部 本部長 : 知事 本部員 : 副知事,企業局長,病院事業管理者 理事兼政策審議監, 各部長, 教育長 警察本部長 ❖ 環境基本計画の策定·推進 ❖ 環境保全施策の総合調整・推進 環境基本政策部会 部会長 : 生活環境部次長 部会員 : 関係課長など ❖ 環境基本計画の策定(改定)・推進 ❖ 環境保全施策や各種個別計画・事業との調整 報告 指示 報告 指示 関連部課 生活環境部 環境保全施策の実施 環境基本計画の進行管理 連携 環境保全施策の点検・評価 ● 環境の現況のとりまとめ・公表 環境保全施策の実施

第2節 進行管理の仕組み

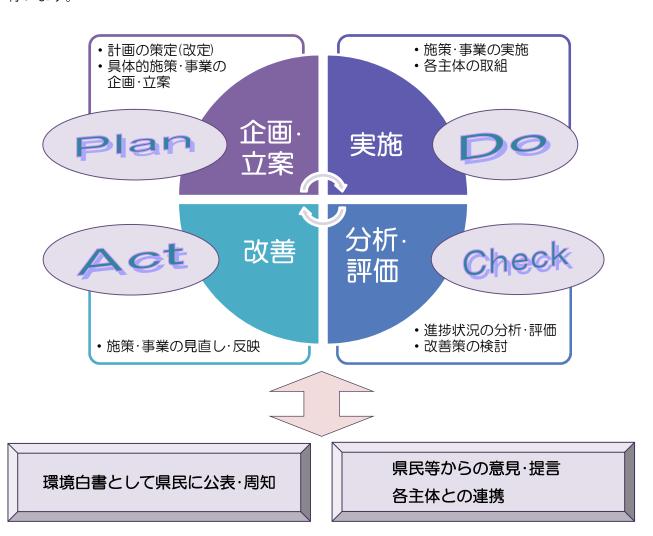
本計画に掲げられた環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するためには、施策の実施状況や環境の現況を的確に把握し、適切な進行管理を継続的に行うことが重要です。

このため、「企画・立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「分析・評価 (Check)」及び「改善 (Act)」の PDCA マネジメントサイクルを活用し、環境指標などを用いて、施策の進捗状況を毎年度分析・評価します。

その結果は、毎年発行する環境白書やホームページなどにおいて広く県民に公表・周知するとともに、施策・事業の見直しや次年度の新たな施策等の企画立案に活用します。

また,施策の実施状況や指標の現況については,庁内関係部局,市町村等との連携により把握するとともに,県民や事業者に対してアンケート調査を行うなど,県民等に広く意見・提言を求めることにより,施策の実施に効果的に反映させます。

策定後も社会情勢の変化等に柔軟かつ適切に対応できるよう,必要に応じて本計画の見直しを 行います。



第3節 環境指標

環境の状況及び各種施策の実施状況を把握するため、環境指標を活用します。 なお、数値目標の設定が可能な指標については、数値目標を設定します。

1. 地球温暖化対策の推進

環境指標項目	現 況	目標
温室効果ガス排出量	4,934.4 万 t-CO ₂	4,601.4 万~4,264.9 万 t-CO₂
うち二酸化炭素	4,760.9 万 t	(H2 年度比▲8.5%~▲15.2%)
	(H21 年度)	[県地球温暖化対策実行計画:H32 年度]
森林面積	186,878ha	
うち民有林	141,901ha	適正な森林面積を確保し多様で質の
うち国有林	44,977ha	高い森林の育成に努める
	(H24 年度)	
大気環境中のフロン環境濃度 CFC-11 CFC-12 CFC-113	0.26ppb 0.52ppb 0.084ppb (H23 年度)	全ての主体が一体となってフロン類の大気中への排出抑制に努める
フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量 (CFC, HCFC, HFC)	96,804 kg (H23 年度)	排出フロンの全量回収に努める
再生可能エネルギーの発電設備容量	約 244,000kW ※	導入量を増やしていく方向(検討中)

※ 平成 25 年 1 月現在(企画部科学技術振興課調べ)

2. 地域環境保全対策の推進

環境指標項目	現況	目標
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
(一般環境大気測定局)		
二酸化いおう(SO ₂)	100%	100%
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
オキシダント(Ox)	0%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
微小粒子状物質(PM2.5)	_	100%
	(H23 年度)	(H27 年度)
大気汚染物質に係る環境基準の達成率		
(自動車排出ガス測定局)		
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
	(H23 年度)	
光化学スモッグ注意報発令日数	2 日	0 日
	(H23 年度)	
低公害車等導入台数		
県公用車	130 台	 台数を増やす
県全体	61,725 台	ロ奴を担じり
	(H23 年度)	
騒音に係る環境基準の達成率		
自動車(面的評価)	92.1%	100%
航空機	90.6%	100%
	(H23 年度)	
酸性雨測定結果(降雨 pH 県年間平均値)	pH 4.97	- - - 原因物質の排出抑制に努める
	(H23 年度)	

環境指標項目	現況	目標
公共用水域の環境基準の達成率		
河川(BOD)	78.4%	100%
海域(COD)	72.7%	100%
湖沼(COD)	0.0%	100%
	(H23 年度)	
生活排水処理総合普及率	78.4%	88.0%
下水道普及率	57.9%	64.2%
農業集落排水施設普及率	5.5%	6.5%
合併処理浄化槽普及率	14.6%	17.0%
コミプラ等	0.4%	0.2%
	(H23 年度)	[生活排水ベストプラン:H27 年度]
土壌汚染に係る要措置区域の件数	4 件 (H23 年度末)	土壌汚染対策を進める
地盤沈下面積(2cm 以上沈下)	2.28 km (H22 年度) 305.41 km (H23 年度)※1	各主体が一体となって、改善を図る
ダイオキシン類の環境基準の達成率		
大気(測定地点)	100%	100%
土壌(測定地点)	100%	100%
公共用水域水質(測定地点)	95.3%	100%
公共用水域底質(測定地点)	100%	100%
地下水(測定地点)	100%	100%
	(H23 年度)	
河川, 湖沼及び海域等公共用水域の	100%	4000/
環境基準の達成率(健康項目)	(H23 年度)	100%
有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100%	100%
	(H23 年度)	100 /0
有害大気汚染物質の指針値の超過率	0%	0%
	(H23 年度)	·
PRTR 法による	16,905,465kg	化学物質の排出量・移動量の削減に
化学物質の排出量・移動量の総量	(H23 年度)	努める
除染実施計画を策定した市町村(※2)のうち	0 市町村	19 市町村
除染活動を終了した市町村数	(H24 年度)	LE CHARLE

^{※1} H23 年度の数値は東北地方太平洋沖地震等の影響を受けたものと考えられる。 H23 年度以前の過去データは概ね良好に減少傾向に推移している。

3. 湖沼環境保全対策の推進

環境指標項目	現 況	目標
霞ヶ浦の水質(COD:年平均値)		
西浦	8.2mg/L	7.3mg/L
北浦	9.1mg/L	7.6mg/L
常陸利根川	9.2mg/L	7.6mg/L
全水域平均	8.7mg/L	7.4mg/L
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
霞ヶ浦の水質(全窒素)		
西浦	1.3mg/L	1.1mg/L
北浦	1.6mg/L	0.99mg/L
常陸利根川	1.1mg/L	0.89mg/L
全水域平均	1.3mg/L	1.0mg/L
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
霞ヶ浦の水質(全りん)		
西浦	0.090mg/L	0.088mg/L
北浦	0.13 mg/L	0.096mg/L
常陸利根川	0.10mg/L	0.072mg/L
全水域平均	0.10mg/L	0.084mg/L
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]

^{※2} 指定を受けた 20 市町村のうち鉾田市は、調査の結果、除染実施計画対象区域内は全て空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回ったため、計画を策定していません。

環境指標項目	現況	目標
霞ヶ浦の水質(全りん)		
西浦	0.090mg/L	0.088mg/L
北浦	0.13mg/L	0.096mg/L
常陸利根川	0.10mg/L	0.072mg/L
全水域平均	0.10mg/L	0.084mg/L
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
下水道整備普及率		
西浦	63.6%	71.7%
北浦	12.6%	14.2%
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
高度処理型浄化槽整備基数	6,576 基	15,654 基
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
特殊肥料生産・販売業者届出数	432 件	582 件
	(H22 年度)	(H27 年度)
霞ヶ浦北浦湖岸の水生植物帯(ヨシ)	51,596 m²	72,748 m²
造成面積	(H12~22 年度累計)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
外来魚回収量(霞ヶ浦)	569t/年	800t/年
	(H22 年度)	[霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画:H27 年度]
涸沼の水質		
COD:年平均值	5.9mg/L	5.5mg/L
全窒素: 年平均值	1.8mg/L	1.4mg/L
全りん:年平均値	0.060mg/L (H23 年度)	0.060mg/L
 	40.6%	[涸沼水質保全計画:H26 年度] 48.7%
涸沼流域下水道普及率	(H23 年度)	- • -
	12.6 千人	[涸沼水質保全計画:H26 年度] 17.1 千人
涸沼流域農業集落排水施設処理人口	12.6 十人 (H23 年度)	
 牛久沼の水質	(円23 牛皮)	[個/11/11
	7.5mg/L	7.2mg/L
COD: 年平均值	1.4mg/L	1.3mg/L
全窒素:年平均值	0.062mg/L	0.059mg/L
全りん:年平均値	(H23 年度)	[牛久沼水質保全計画:H28 年度]
牛久沼流域下水道普及率	76.0%	85.4%
	(H23 年度)	[牛久沼水質保全計画:H28 年度]
	0.6 千人	0.6 千人
	(H23 年度)	「牛久沼水質保全計画∶H28 年度]
	(1120 干汉)	

4. 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

環境指標項目	現 況	目標
ごみ排出量(1人1日当たり)	946g/人/日	949g/人/日
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
一般廃棄物資源化率	18.0%	23%
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物発生量	10,838 千 t	10,838 千 t
	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物資源化率	64%	65%
	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
建設廃棄物リサイクル率	97.2%	98%
コンクリート塊	99.5%	100%
アスファルト・コンクリート塊	99.6%	100%
建設発生木材	97.7%	97%
建設汚泥	92.2%	98%
	(H20 年度)	[県建設リサイクル推進行動計画:H27 年度]

理技术是否	TB VD	
環境指標項目	現況	目標
建設発生土リサイクル率	86.7%	92%
	(H20 年度)	[県建設リサイクル推進行動計画:H27 年度]
下水汚泥リサイクル率	52.0%	100%
	(H23 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
一般廃棄物最終処分量	109 千 t	94 千 t
	(H22 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
産業廃棄物最終処分量	185 千 t	163 ∓ t
(石炭火力の港湾埋立量除く)	(H20 年度)	[県廃棄物処理計画:H27 年度]
不法投棄等新規発見事案件数	136 件	現状維持に努める
	(H23 年度)	
不法投棄等未解決件数	512 件	500 件程度
	(H23 年度)	
野外焼却新規発見事案件数	42 件	現状維持に努める
	(H23 年度)	

^{※「}ごみ排出量」については H22 年度時点で、また、「建設廃棄物リサイクル率のうち建設発生木材」については H20 年度時点で、数値目標(H27 年度)を達成している。

5. 生物多様性の保全と持続可能な利用

環境指標項目	現 況	目標
市町村における生物多様性保全活動	_	全市町村で実施
	(H24 年度)	(H34 年度)
鳥獣保護区		
面積	60,449ha	61,834ha
箇所数	80 箇所	81 箇所
	(H23 年度)	[鳥獣保護事業計画:H28 年度]
ラムサール条約登録湿地	1 箇所	4 箇所
	(H24 年度)	(H34 年度)
自然公園面積	90,896ha	維持・拡大
	(H23 年度)	推付·加入
自然環境保全地域面積/箇所数		
面積	645ha	 維持·拡大
箇所数	34 箇所	4E14 DA74
	(H23 年度)	
□ 緑地環境保全地域面積/箇所数	44.41	
面積	114ha	維持·拡大
箇所数	44 箇所	
五 以 杜 / D 人 枚 / D 天 注	(H23 年度) 1,985ha	
平地林保全整備面積	1,905Ha (H23 年度)	地域の要望に応じ,増やしていく
(H5 年~23 年累計)		
森林面積【再掲】	186,878ha	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
うち民有林	141,901ha	適正な森林面積を確保し、多様で
うち国有林	44,977ha	質の高い森林の育成に努める
	(H24 年度)	
造林面積	79ha	115ha
BB 15 42 47 44	(H23 年度)	[県森林·林業振興計画:H27 年度]
間伐実施面積	3,860ha	2,620ha
	(H23 年度)	[県森林·林業振興計画:H27 年度]
水辺空間づくり河川整備事業箇所数(累計)	36 箇所	良好な水辺環境を保全・創出するため
	(H23 年度)	自然に配慮した河川整備を進めていく

6. 快適で住みよい環境の保全と創出

環境指標項目	現況	目標
都市公園面積 (1人当たり)	8.82 ㎡/人	9.5m²/人
	(H23 年度)	[県総合計画:H27 年度]
保安林面積	55, 053ha	55,269ha
	(H23 年度)	[国森林計画:H25 年度]

環境指標項目	現 況	目標	
河川改修率	56.9%	57.9%	
	(H23 年度)	[県総合計画: H27 年度]	
土砂災害防止施設の整備率	23.0%	23.4%	
	(H23 年度)	[県総合計画:H27 年度]	

7. 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

環境指標項目	現 況	目標		
環境学習講座参加者数	12,774 人	10 万人		
	(H23 年度)	(H25~34 年度累計)		
人材育成事業修了者数	97 人	2,000 人		
	(H23 年度 単年)	(H25~34 年度累計)		
環境 NPO 等と県の連携・協働事業実施件数	21 件	協働取組数を増やす		
	(H23 年度)	[県総合計画:H27 年度]		
茨城エコ事業所登録制度登録件数	1,756 件	2,400 件		
	(H23 年度末累計)	[政策評価:H27 年度]		
ISO14001 登録件数	408 件			
エコアクション 21 登録件数	144 件	登録件数を増やす		
	(H23 年度末累計)			

8. 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

環境指標項目	現 況	目標
県環境ホームページへのアクセス件数(年間)	956,086 件	1,000,000 件
	(H23 年度)	
再生可能エネルギーの発電設備容量	約 240,000kW ※	導入量を増やしていく方向(検討中)
【再掲】		

[※] 平成 25 年 1 月現在(企画部科学技術振興課調べ)

第4節 財政的措置

本計画に掲げられた各種施策を総合的·計画的に推進するため,必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5節 環境基本計画と各種個別計画との関係

本計画は、総合計画の部門計画であり、その推進にあたっては、総合計画や本計画を踏まえ具体的施策を示した各種個別計画と緊密かつ相互に連携を図りながら一体となって推進します。

県総合計画			環境基本計画		主要な個別計画	
	住みよい		地球温暖化対策の推進	●地球温暖化の防止●再生可能エネルギーの利用と導入 促進	茨城県公共交通活性化指針 茨城県地球温暖化対策実行計画 茨城県森林・林業振興計画 茨城県都市計画マスタープラン いばらき科学技術振興指針	
生活大県プランの目標	いばらきづくの			地域環境 保全対策の 推進	◆大気環境の保全◆水環境の保全◆土壌・地盤環境の保全●化学物質の環境リスク対策●放射性物質による環境汚染対策	鹿島地域公害防止計画 生活排水ベストプラン 茨城県家畜排せつ物利用促進計画
			湖沼環境 保全対策の 推進	●霞ヶ浦の総合的な水質保全対策 ●涸沼·牛久沼の水質保全対策	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 涸沼水質保全計画 牛久沼水質保全計画 生活排水ベストプラン 茨城県水産業振興計画 茨城県家畜排せつ物利用促進計画	
	人が輝く いばらきづくり		資源の有効 利用と廃棄 物の適正処 理の推進	●3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進●廃棄物の適正処理●不法投棄等の防止	茨城県廃棄物処理計画	
			生物多様性 の保全と 持続可能な 利用	●生物多様性の保全●自然公園等の保護と利用●森林·平地林·農地の保全●河川等水辺環境の保全と活用	鳥獣保護事業計画 茨城県希少野生動植物保護指針 緑のいばらき推進計画 茨城県森林・林業振興計画 海岸保全基本計画 茨城県農業改革大網 等	
	活力ある いばらきづくり		快適で住み よい環境の 保全と創出	●都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出●歴史的環境・自然景観の保全と活用●自然災害への対応	河川整備計画 海岸保全基本計画 砂防事業全体計画 地すべり防止工事基本計画 無電柱化推進計画	
			各主体が学 び協働する ことによる 環境保全 活動の推進	●環境教育・環境学習等の推進●各主体の環境保全活動と協働取組の促進●国際的な視点での環境保全活動の促進	いばらき教育プラン 茨城県環境保全率先実行計画	
	くり		環境の保全 と創造のた めの基本的 施策の推進	●環境情報の収集・管理・提供●グリーン・イノベーションの推進●総合的な環境保全対策の推進	いばらき科学技術振興指針 茨城県産業活性化に関する指針	

資料編



資料編



資料 1 茨城県環境基本計画(前計画)の点検結果

点検結果

1. 現計画の構成・内容について

①「第2章 基本目標 第1節 環境の将来像」について

上位計画にあたる『茨城県総合計画(改定) いきいきいばらき生活大県プラン』に示されている環境に関する将来像を,新しい環境基本計画の将来像とする。

②「第2章 基本目標 第2節 基本目標」について

国の『21世紀環境立国戦略』では、持続可能な社会を実現するため、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築が必要とされていることから、前計画の3つの基本目標について見直す必要がある。

【前計画の目標】

- ・環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築
- ・恵み豊かな自然との共生と快適な環境の創出
- ・すべての主体が参画する新たな社会の創造
- ③「地域編」について

『茨城県総合計画(改定)いきいきいばらき生活大県プラン』では、県土を「県北山間」、「県北臨海」、「県央」、「鹿行」、「県南」、「県西」の6つの地区に区分しているが、環境基本計画が目指す環境の将来像や基本目標、環境保全対策に大きな地域差は生じていないことから、地域編のあり方について検討する必要がある。

④「いばらきエコ・プロジェクト」の見直し

「いばらきエコ・プロジェクト」については,近年の社会経済情勢や県の 各種計画等の施策を踏まえた内容に見直す必要がある。

⑤環境基本計画と各種個別計画との関係の明確化

環境基本計画は、あらゆる環境に関する計画の上位計画にあることから、それらとの関係を明確にし、環境基本計画の目指す将来像の実現に向けて、一体となって推進する必要がある。

⑥「環境保全に関するアンケート調査結果」の反映

県民や事業所に対して行ったアンケート結果を,十分に反映した内容とする必要がある。

⑦「第3章 第2項 個別施策の展開」について

国の第四次環境基本計画や先に発生した東日本大震災の影響を踏まえ,新たな個別施策を盛り込む必要がある。

法に基づき策定する「生物多様性地域戦略」や「いばらき環境学習プラン」 を統合し、新たに盛り込む必要がある。

●将来像

『豊かな自然を守り、環境と調和した生活を 送ることができる県』

変更点及び必要な取組

- ●現行計画の3つの基本目標に「低炭素社会 の構築」を加えた基本目標を設定
- ・低炭素社会の実現
- ・循環型地域社会の構築
- ・自然と共生する社会の創出
- ・みんなが参画する持続可能な社会の実現
- ●「地域編」を廃止
- ●「いばらきエコ·プロジェクト」のテーマや内容、プロジェクトを推進するためのシナリオの見直し
- ●「第4章 計画の推進」の中に「第3節 環 境基本計画と各種個別計画との関係」を追 記
- ●「資料編」に「資料2 環境保全に関する アンケート調査結果」を追記するととも に、調査結果を施策に反映
- ●「2-5 放射性物質による環境汚染対策」 や「8-2 グリーン・イノベーションの推 進」等を第2項の各節の内容に追記

変更点及び必要な取組

●県民、事業者、NPO、団体、市町村など、

様々な主体の取組との連携・協働を図り,

県民総ぐるみの対策の推進が必要。特に本

県の排出量の7割を占める産業部門の取

2. 環境基本計画の施策体系

(1)地球環境保全対策の推進

①地球温暖化の防止

- ・地域や家庭における地球温暖化対策の普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員を育成。また、節電の取組を表彰等するエコチャレンジ事業や県民や事業者の参加によるエコドライブ実体験セミナーの実施。他にも、中小企業を対象に省エネルギー・再生可能エネルギー施設設置等に係る資金融資や利子補給、エネルギー診断事業等を行い温暖化対策の取組を推進。
- ·二酸化炭素の吸収源対策として、従来の造林事業に加えて、森林湖沼環境税を活用した間伐等による森林整備を実施。

(単位:万 t-CO₂)	H16	H18	H20	H21
温室効果ガス 排出量	4, 870. 3	5, 083. 9	5, 064. 0	4, 934. 4



温室効果ガス排出量は,横這い傾向

【目標: H32 年度までに, 4,601.4~4,264.9 万 t-CO₂

(H2 年度比▲8.5%~▲15.2%)】

●緊急に間伐を必要とする森林の解消に向けて,森林環境保全直接支援事業等の事業量を確保するとともに,事業の継続が必要。

組を促進することが必要。

②オゾン層保護の推進

・フロン類回収業者等に対し立入調査を実施し、法に基づく行程管理制度 を周知・徹底。

	(単位:ppb)	H15	H19	H23
大気環境中	CFC-11	0. 27	0. 21	0. 26
フロン	CFC-12	0. 63	0. 56	0. 52
環境濃度	CFC-113	0. 086	0. 083	0. 084



フロン環境濃度は、H15 年度以降概ね横這い傾向

- ●フロン類が使用されている機器の所有者 や解体業者等への行程管理制度のさらな る周知徹底が必要。
 - ⇒前計画のこの項で取り上げたフロン対策は地球温暖化,酸性雨は大気環境の施策として位置付,それに伴い指標もそれぞれの項に移行。
 - ⇒県の総合計画において、「再生可能エネルギーの導入促進」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられたことから新たに「1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進」を追記。

(2) 地域環境保全対策の推進

①大気環境の保全

- ・大気汚染の環境基準の達成に向け、監視観測体制を徹底。
- ・工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源の特性に応じた対策を実施。有害化学物質対策を推進。
- ・悪臭対策について,「悪臭規制法」「県生活環境の保全等に関する条例」 に基づき,地域指定を積極的に推進し,工場・事業場への規制を徹底。
 - ◆大気汚染に係る環境基準達成率の推移
 - 大気環境基準については、光化学オキシダントを除き、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は全測定局で達成 【目標:100%】
 - ◆有害大気汚染に係る環境基準達成率の推移
 - → H15 年度以降, ベンゼン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは全地域で環境基準を達成 【目標:100%を維持】

- ●H22 年度に全国の環境基準達成率が 0%であった光化学オキシダントは,広域的な大気汚染として全国的な課題となっているため,対策の検討が必要。
- ●H21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)について、これまでの研究成果から環境基準を達成できないおそれがあり、今後の調査等対応が必要。

変更点及び必要な取組

②水環境の保全

・水質測定計画に基づき、河川、湖沼、海域など公共用水域や地下水の水質の監視体制を充実。水質汚濁の状況を踏まえ、環境基準の見直しや検 香項目の追加等を検討。

◆公共用水域に係る環境基準達成率(%)の推移

(単位:%)	H15	H19	H23
河川(環境基準点:BOD)	70. 5	75. 0	78. 4
海域(環境基準点:COD)	90. 9	81. 8	72. 7
湖沼(環境基準点:COD)	0	0	0
河川, 海域及び湖沼(健康項目)	100	99. 2	100

→

河川の BOD の達成率は改善傾向,海域の COD の達成率は震災の影響が顕著な H23 年度を除き横ばいで推移,湖沼の COD の達成率は 0%で推移

【目標: H27 年度までに,河川環境基準点(BOD) =88.6%, 健康項目=100%】

定の効果は得られているが、環境基準の達成に至った湖沼は無いことから、今後も引き続き生活排水の処理状況、工場等の排水基準の遵守状況、水温・降雨量等の自然条件などを把握し監視することが必要。

●各湖沼において水質保全計画を策定し. 一

⇒健康項目の指標は「2-4 化学物質の環 境リスク対策」に移行。

③土壌・地盤環境の保全

- ・地盤沈下を防止するため、地下水揚水機設置者に対し、「県生活環境の保全等に関する条例」「県地下水採取の適正化に関する条例」に基づく 規制を実施。
- ・地下水利用事業者に対し,工業用水の利用等代替水利用を促進。
- ・「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく,保全地域や観測地域 における地域の実情に応じた総合的な地盤沈下対策を推進。

◆地盤沈下(2cm以上)面積の推移

(単位:km²)	H15	H19	H22	H23
地盤沈下面積(2cm 以上沈下)	0	4. 53	2. 28	305. 41



震災の影響が顕著な H23 年度の測量結果を除き, 年間 2cm 以上沈下する地域は減少傾向

④化学物質の環境リスク対策

- ・環境リスクの低減を目指し、化学物質の環境への排出量・移動量の実態を把握。化学物質の取扱者に対して適切な使用・管理を指導徹底するなど、総合的なリスク対策を推進。
- ・ダイオキシン類や環境ホルモンについて、「県化学物質適正管理指針」や「化学物質排出把握管理促進法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などの法令等に基づき、事業者による化学物質の環境への排出削減やダイオキシン類発生源焼却施設の改善整備、民間事業者に対する検査・指導を推進。

◆ダイオキシン類の環境基準達成率(%)の推移

(単位:%)	H15	H19	H23
大気(測定地点)	100	100	100
土壌(測定地点)	100	100	100
公共用水域水質(測定基準 点)	100	95. 5	95. 3
公共用水域底質(測定基準 点)	100	100	100
地下水(測定地点)	100	100	100

大気, 土壌, 公共用水域底質及び地下水については基準を達成公共用水域水質については H23 年度に 2 地点で基準未達成【目標: 100%】

●地下水採取規制,地下水の代替水の供給事業等の地盤沈下対策の一層の推進が必要。

- ●化学物質の排出量等は全国上位に位置するため、事業者への指導等に努め、排出量等を低減していく事が必要。
- ●福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量 の放射性物質が広範囲に放出され、人の健 康や生活に影響を及ぼす可能性への懸念 や、国の『第四次環境基本計画』において、 放射性物質による環境汚染対策が盛り込 まれたことから、新たに取組が必要。
 - ⇒東京電力福島第一原子力発電所事故に 伴う放射性物質に係る対応として,「2-5 放射性物質による環境汚染対策」を追 記。

変更点及び必要な取組

(3) 湖沼環境保全対策の推進

- ①霞ヶ浦の総合的な水質保全対策
 - ・「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」に基づく湖沼及び流入河川の水質保全 対策を推進。
 - ・水生植物, 水辺地, 田畑等が有する自然の浄化機能の保全と活用。
 - ・湖沼や流域を一体として捉えた霞ヶ浦の総合的な環境保全に向け流域を 管理。
 - ◆霞ヶ浦の水質の推移(COD)…H18~22 年度全水域平均で 8.8mg/L が, H23 年度は 8.2mg/L と低下。

年平均値(単位:mg/L)	H15	H19	H22	H27 目標値
西浦	7. 5	8. 5	8. 2	7. 3
北浦	7. 7	9. 5	9. 1	7. 6
常陸利根川	7. 2	8. 8	9. 2	7. 6

 \rightarrow

基準値と比較して高い濃度で推移

- ●西浦·北浦とも,流入河川から高い濃度の 窒素やリンの供給が継続。このため,生活 排水対策等によりりんの削減と,畜産・農 地対策等による窒素の削減の促進が必要。
- ●水質浄化対策を効果的に行うため、河川・ 湖内の水質データの収集・分析等が必要。
- ●引き続き,生活排水や農地対策など積極的な汚濁負荷の削減が必要。

(4) 資源循環型廃棄物管理の推進

- ①発生抑制・リサイクルの推進
 - ·循環型社会の形成に向けて,廃棄物の発生抑制や減量化により排出される廃棄物を減少させる対策を推進。
 - ・廃棄物のリサイクル推進に向け、課題の検討や関係各主体に対し普及啓 発を推進。
 - ・「ごみ減量化行動計画」「県廃棄物処理計画」に基づく市町村におけるリサイクル推進施策の支援。分別回収や「家電リサイクル法」を普及啓発。

を図るため、市町村における分別回収·再 生利用の促進や集団回収を支援するため の各種施策の効果的な実施が必要。

●一般廃棄物については,再生利用率の向上

◆一般廃棄物

	H15	H19	H22	H27 目標値
新ごみ排出量 1人1日当たり(g/人/日)		999	946	949
一般廃棄物資源化量(千 t)	208. 0	200	187	_
一般廃棄物資源化率(%)	18. 2	18. 4	18. 0	23. 0
一般廃棄物最終処分量 (千 t)	149	121	109	94

 \rightarrow

排出量は減少傾向にあるものの, 再生利用率は H16 以降全国値を下回る

(5) 多様な自然の保全と活用

- ①生物の多様性の確保
 - ·「鳥獣保護事業計画」に基づく鳥獣保護区等の設定や野生鳥獣の保護管理 を推進。
 - ・自然公園や自然環境保全地域などを保全。
 - ・希少野生動植物保護指針に基づき開発行為における自然環境への配慮に ついて指導助言。
 - ・野生動植物の生息・生育状況の把握や茨城県版レッドデータブックの見直した。
 - ・茨城県版レッドデータブックにおける希少な野生動植物の適切な保護, 生息·生育環境の保全と創出。
 - ◆鳥獣保護区面積の推移

	H15	H19	H23
面積 (ha)	60, 255	61, 187	60, 499
箇所数 (箇所)	76	81	80

 \rightarrow

鳥獣保護区面積は, やや減少傾向

- ●イノシシなど一部の野生鳥獣やアライグマなど外来生物による生態系や農林水産業等への被害が深刻化しており,総合的な鳥獣保護管理が必要。
- ●希少野生動植物の保全のために、県内の生育・生息状況や絶滅のおそれのある種を的確に把握するとともに、希少野生動植物のおかれている現状と保護の大切さについて県民への普及啓発が必要。
- ●生物多様性基本法の施行等, 生物多様性の 保全に係る社会的要請が拡大し, 一層の取 組が必要。

変更点及び必要な取組

- (6) 快適で住みよい環境の保全と創出
 - ①都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出
 - · 斜面林, 社寺林等の身近で良好な緑について, 風致地区や緑地保全地区を 指定。また, 都市公園を整備するなど都市地域の緑の拠点を整備。
 - ・公共施設や道路敷地内緑化の促進により、都市における緑を創出し、緑の ネットワークづくりを推進。

◆都市公園面積

	(単位: m²/人)	H15	H19	H22	H23
都市公園面積	1 人当たり	7. 96	8. 32	8. 72	8. 82

順調に増加

- ●都市公園面積1人当たりについては、順調に増加しているものの、H23年度末現在8.8㎡/人であり、全国平均(都道府県計)9.9㎡/人と比較すると少なく、全国37位と下位になっているため、さらなる取組が必要。
 - ⇒大震災や近年多発している異常気象に よる自然災害への対応として,「6-3 自然災害への対応」を追記。

(7) パートナーシップによる環境保全活動の推進

- ①環境教育・環境学習等の推進
 - ・こどもから大人までのライフステージに応じた環境教育·環境学習を推進するため、幅広い年齢層を対象に事業を実施。
 - ・エコカレッジについては、座学型の講座「体験コース」に加え、インターネットを活用した通信講座「導入コース」を H23 年度に開講。
 - ・環境アドバイザー派遣制度については、派遣要請の多い分野のアドバイザーを増員するなどして、制度の活用を促進。
 - ◆エコカレッジ

(単位:人)	H15	H19	H23
エコカレッジ修了者(累計)	402	641	920

 \rightarrow

エコカレッジ受講者数は順調に増加 【目標:H23~27 年度までの 5 年間で

エコカレッジ修了者を 1,000 人上積みする】

- ◆こどもエコクラブ
 - H22 年度の国事業仕分けにより、国は「こどもエコクラブ」の運営に対する金銭的支援をとりやめたことから、県でも十分な支援が困難。

	H15	H19	H23
クラブ数(クラブ)	105	93	87
会員数 (人)	2, 280	3, 611	3, 958

 \rightarrow

児童数の減少に比して会員数は概ね良好に推移 クラブ数はやや悪化

- ●環境問題を解決していくためには、自然の素晴らしさや大切さを認識することが重要だとして、次世代を担う子ども達を対象に、自然体験の機会を提供する等改正環境教育促進法に対応した施策を展開することが必要。
- ●環境の保全においては、一人ひとりの環境配慮行動を促進することが不可欠なことから、更なる環境教育や意識啓発が必要。
- ●施策の柱の見直しと併せて、改正環境教育促進法との整合を図るとともに「いばらき環境学習プラン」(法に基づく行動計画)として位置づける。
 - ⇒改正環境教育促進法を踏まえた施策を 盛り込むとともに、環境教育等に係る 県の行動計画として位置付ける。

- (8)環境の保全と創造のための基本的施策の推進
 - ①環境情報の収集・管理・提供
 - ・多様な環境情報の収集, データベース化に努め, 情報ネットワーク化を図り, 各主体間の相互の情報交流·発信を推進。
 - ・県民や事業者等に対し、速やかに情報提供を実施。ホームページの情報強化に努め、環境学習·調査研究等への活用を促進。

(単位:件)	H15	H18	H19	H23
県環境ホームページ アクセス件数(年間)	55, 328	75, 949	60, 134	956, 086

- ●より多くの県民·事業者等に環境に係る 情報を提供できるよう、ホームページや メールマガジンの内容の充実を図ること が必要。
 - ⇒トップページ閲覧数のみだった指標を H23 年度は訪問数のカウントに修正。

 \rightarrow

H18 年度以降,減少傾向 【目標:100,000 件(年間)】

	変更点及び必要な取組
点検結果 ②環境アセスメントの推進 ・「環境影響評価法」や「県環境等影響評価条例」に基づき、事業者によ 環境保全対策を適切に指導。 ③総合的な環境保全対策の推進 ・県民に対し、公害審査会に係る紛争処理の手続き等について制度内容 説明。	●国の『第四次環境基本計画』においても、「グリーン・イノベーションの推進」が盛り 込またことから、「いばらき環境ビジネス 振興エコ・プロジェクト」の見直しを含め て施策として展開。

資料 2 2011 年茨城県環境保全に関するアンケート調査結果

第3次計画の策定にあたり、広く県民や事業者の環境に対する意識を把握し、基礎資料とするため、平成23年に環境保全意識調査を実施しました。

県民アンケート

調査概要

● 調査の目的

本調査は、多様化する環境問題に的確に対応し、あらゆる環境に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本となる新たな「環境計画」を作成するにあたり、県民の意向を反映させることを目的に、県民の環境に対する意識・関心度・配慮行動などを調査するものです。

● 調査の方法

○ 調査対象

一般県民 3,000 名 (電話帳から無作為抽出)

○ 調査方式

アンケート調査票の郵送配布, 回収

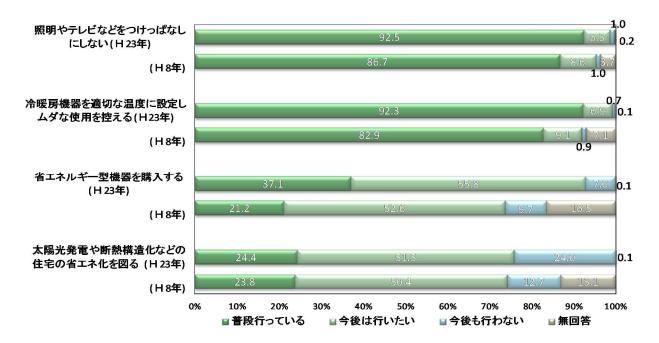
○ 回収状況 (有効回答 895 件 / ~2012/1/25)

	個人
オリジナルデータ	3, 000
対象外(廃業・電番違い、宛先不明、受取拒否)	109
未接触分	205
追加分	0
I/P 済み	948
有効回答率	32. 79%

結果概要

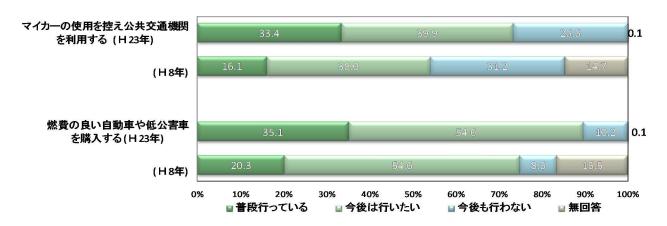
1. 日常実施しているエネルギー節約

今回とH8年を比較すると、【照明やテレビをつけっぱなしにしない】、【冷暖房機器を適切な温度に設定しムダな使用は控える】及び【省エネルギー型機器を購入する】に関しては【普段行っている】が増加しています。



2. マイカーに対する意識

今回とH8年を比較すると、2項目とも【普段行っている】が増加しています。



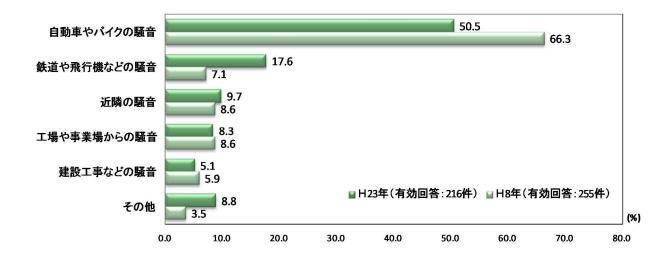
3. 周辺の静けさ

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



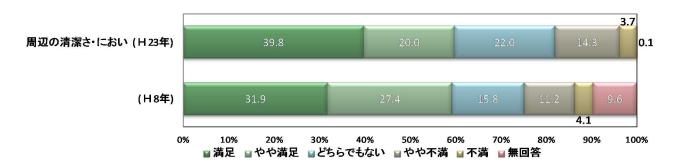
4. 周辺の静けさに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【鉄道や飛行機などの騒音】が増加し、【自動車やバイクの騒音】が減少しています。



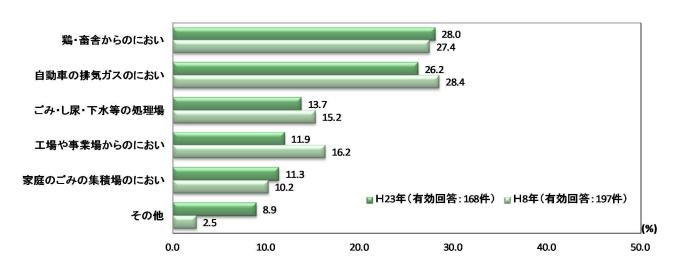
5. 周辺の清潔さ

今回とH8年を比較すると、【満足】と【満足+やや満足の小計】が増加し、【やや満足】が減少しています。



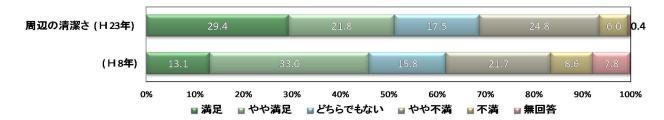
6. 周辺の清潔さに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【廃棄物の不法投棄】と【ペットや家畜などの糞尿処理】が増加しており、【空き缶やタバコの投げ捨て】と【家庭のごみ集積場の管理】が減少しています。



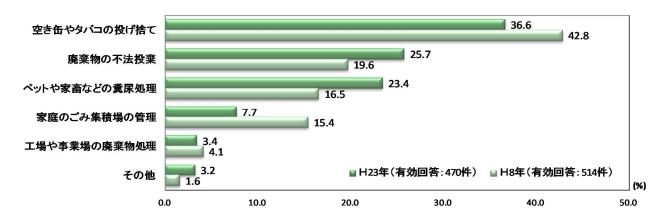
7. 周辺の清潔さ(におい) ≪悪臭対策≫

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



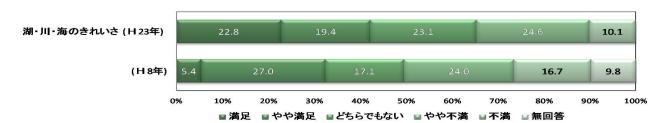
8. 周辺の清潔さ(におい)に対する不満の原因

今回とH8年を比較しても、統計的に有意差は認められませんでした。



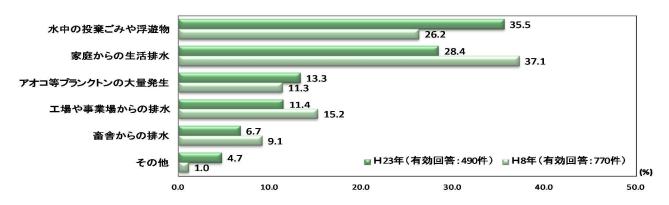
9. 湖・川・海のきれいさ

今回とH8年を比較すると、【満足】と【満足+やや満足の小計】が増加し、【やや満足】が減少しています。



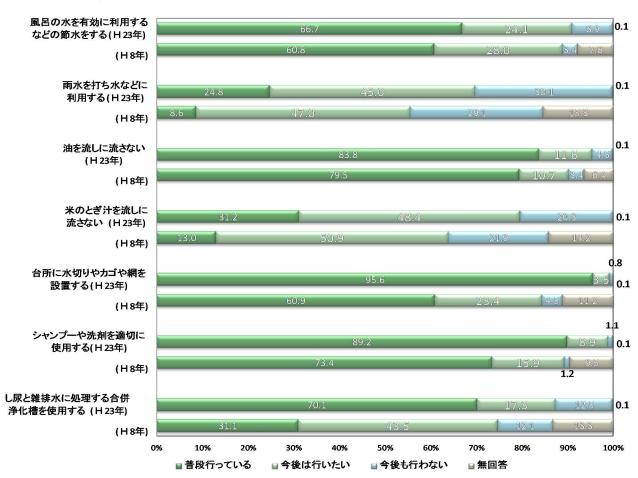
10. 湖・川・海のきれいさに対する不満の原因

今回とH8年を比較すると、【水中の投棄ごみや浮遊物】が増加しており、【工場や事業場からの排水】、【畜舎からの排水】及び【家庭からの生活排水】が減少しています。



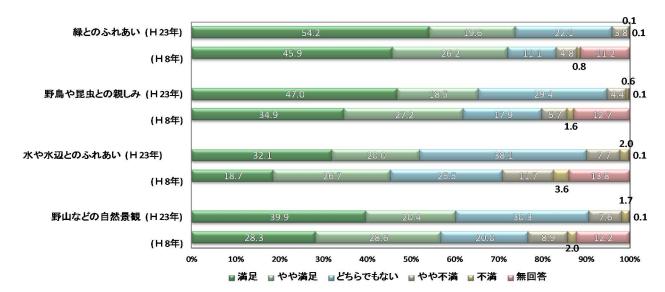
11. 日常実施している水の節約

今回とH8年を比較すると、全項目とも【普段行っている】が増加しています。それに対して、【台所に水切りや カゴや網を設置する】、【シャンプーや洗剤を適切に使用する】及び【し尿と雑排水に処理する合併浄化槽を使用 する】に関して、【今後は行いたい】が減少しています。



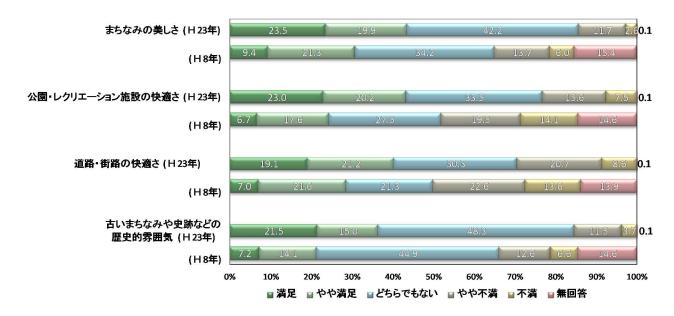
12. 周辺環境・自然とのふれあい

今回とH8年を比較すると、【満足】が増加しており、【やや満足】が減少しています。



13. 快適で住みよい環境への満足度

今回とH8年を比較すると、【満足】、【満足+やや満足の小計】及び【どちらでもない】が増加し、【不満】が減少しています。



14. 環境教育推進の有効性

この項目については、【非常に有効である】がもっとも多くあがっています。



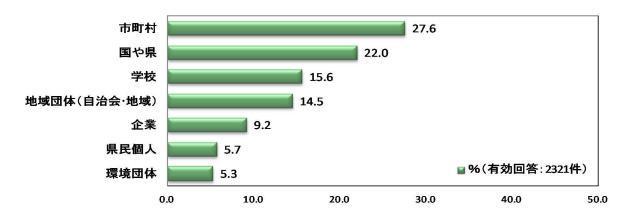
15. 環境教育に対する関心と行動

この項目については、【環境を学ぶ講座や研修会に興味はあるが出席したことはない】がもっとも多くあがっています。



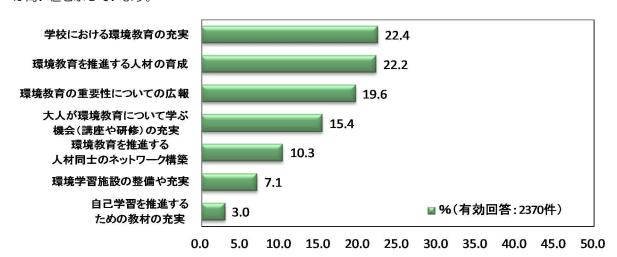
16. 環境教育推進に取り組むべき主体

この項目については、【市町村】がもっとも高く、次いで【国や県】が高い値を示しています。



17. 環境教育推進のための取り組むべき施策

この項目について、【学校における環境教育の充実】がもっとも高く、次いで【環境教育を推進する人材の育成】 が高い値を示しています。



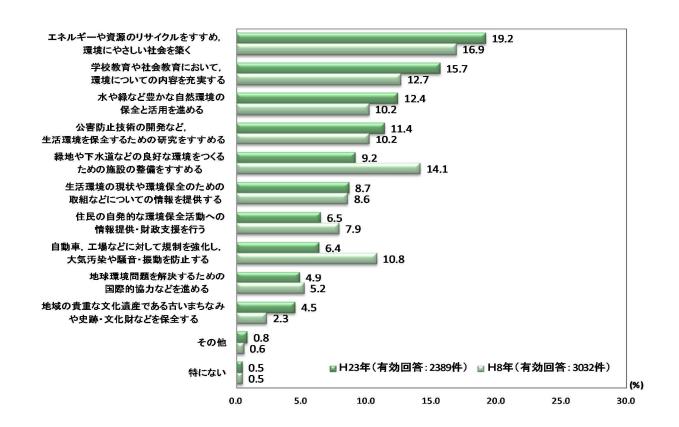
18. 環境の保全と経済的発展のあり方

今回とH8年を比較すると、【経済発展と環境の保全を調和させて両立させていくべきである】と【環境の保全よりも経済発展を優先させていくべきである】が増加しており、【どちらかといえば、経済発展よりも環境の保全を優先させていくべきである】が減少しています。



19. よりよい環境のために行政が柔敵的に取り組むべきこと

今回とH8年を比較すると、【学校教育や社会教育において、環境について内容を充実する】、【水や緑など豊かな自然環境の保全と活用を進める】及び【地域の貴重な文化遺産である古いまちなみや史跡・文化財などを保全する】が増加しており、【自動車、工場などに対して規制を強化し、大気汚染や騒音・振動を防止する】、【住民の自発的な環境保全活動への情報提供、財政支援を行う】及び【緑地や下水道などの良好な環境をつくるための施設の整備をすすめる】が減少しています。



事業所アンケート

調査概要

● 調査の目的

本調査は、多様化する環境問題に的確に対応し、あらゆる環境に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本となる新たな「環境計画」を作成するにあたり、県民の意向を反映させることを目的に、県民の環境に対する意識・関心度・配慮行動などを調査するものです。

● 調査の方法

○ 調査対象

いばらきエコ事業所登録事業所 500 社 (登録事業所から無作為抽出) 一般事業所 2,500 社 (電話帳から無作為抽出)

○ 調査方式

アンケート調査票の郵送配布, 回収

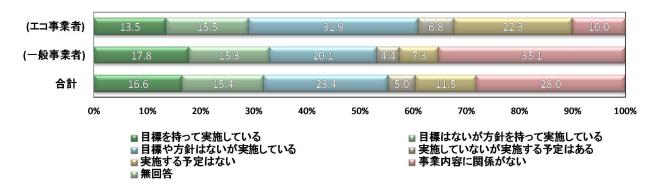
○ 回収状況 (~2012/1/5)

	エコ事業所	一般事業所
オリジナルデータ	500	2,500
対象外(廃業、電番違い、宛先不明、受取拒否)	10	93
未接触分	0	66
追加分	5	0
I/P 済み	251	643
有効回答率	50.71%	26.71%

結果概要

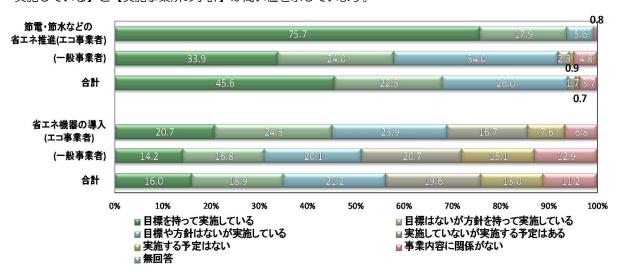
1. 事業所内の緑化の促進

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



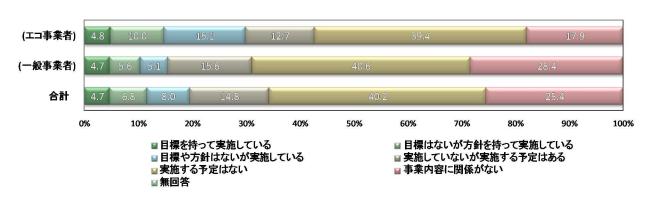
2. 節電・節水などの省エネ推進

【省エネ推進】【省エネ機器導入】とも、エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って 実施している】と【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



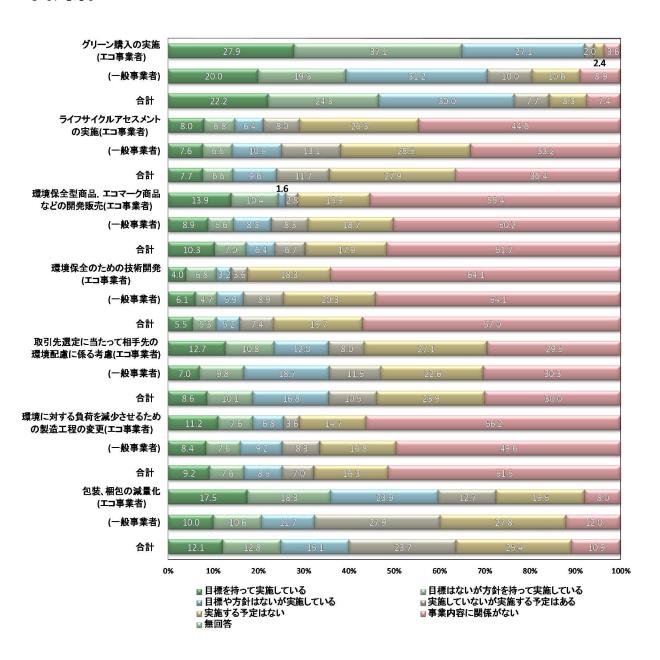
3. 再生エネルギーの導入

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標はないが方針を持って実施している】、【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



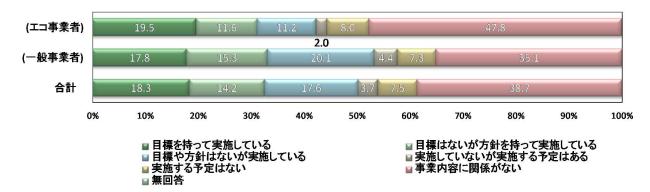
4. 環境配慮の推進

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標をもって実施している】と【目標はないが方針をもって実施している】が高い値を示しています。それに対し、【目標や方針はないが実施している】が低い値を示しています。



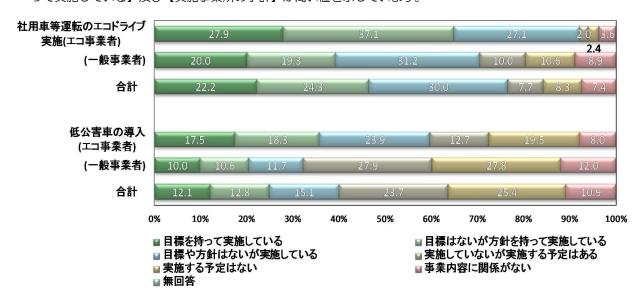
5. 汚染物質の排出抑制

エコ事業所と一般事業所を比較すると, エコ事業所では【目標や方針はないが実施している】と【実施事業所の 小計】が低い値を示しています。



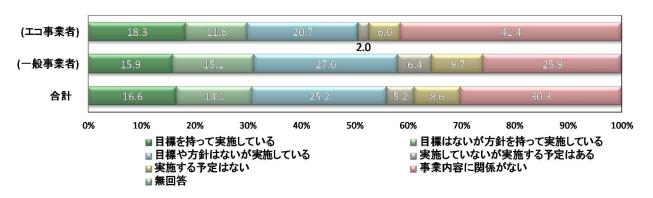
6. 社有車に対する意識

エコ事業所と一般事業所を比較すると, エコ事業所では【目標を持って実施している】,【目標はないが方針を持って実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



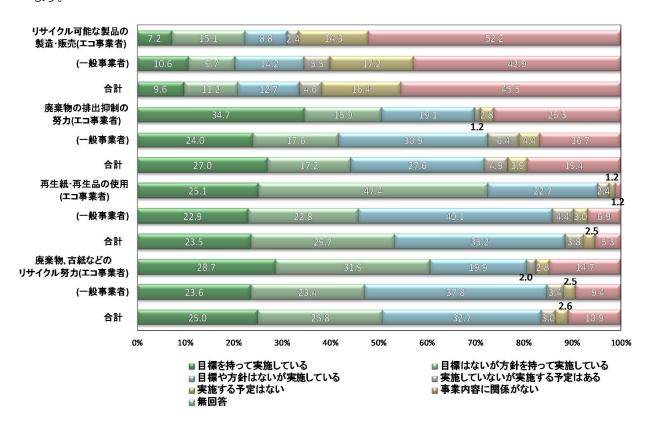
7. 騒音・振動・悪臭の低減

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【実施事業所の小計】が低い値を示しています。



8. リサイクルに対する意識

エコ事業所と一般事業所を比較すると、エコ事業所では【目標を持って実施している】と【目標はないが方針を 持って実施している】が高い値を示しています。また、【目標や方針はないが実施している】が低い値を示してい ます。



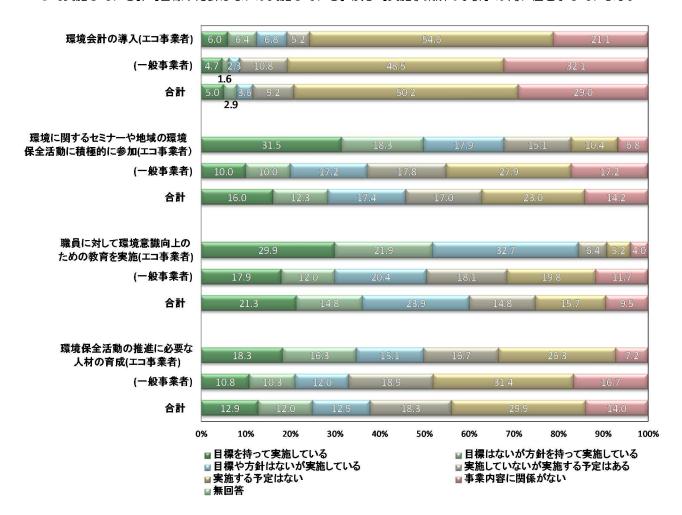
9. 事業に係る環境情報提供・公開

エコ事業所と一般事業所を比較すると,エコ事業所では【目標を持って実施している】,【目標はないが方針を持って実施している】,【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



10. 環境アセスメントの推進

エコ事業所と一般事業所を比較すると,エコ事業所では【目標を持って実施している】,【目標はないが方針を持って実施している】,【目標や方針はないが実施している】及び【実施事業所の小計】が高い値を示しています。



資料 3 県政世論調査(震災後の環境意識)結果

平成 24 年 8 月実施の「県政世論調査」において「震災後の環境意識」について調査を行いました。

調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は、県政に対する県民の関心、意見、要望、評価などをとらえ、県行政の推進を図る上で必要な基礎的資料を得るために実施したものである。

2. 調査の項目

(1) 生活意識

(2) いばらき県民の郷土愛

(3) 地域の教育力

(4) 家庭教育

(5) 震災後の環境意識

(6) 食の安全

(7) 家庭における節電

(8) 人権意識

(9) 在宅医療

(10) 県民の観光に対する意識

(11) 「うまいもんどころ」の認知度

(12) 生涯スポーツの振興

(13) 県民の治安に関する意識とその変化

(14) 防犯意識とその変化

(15) 広報活動

3. 調査の設計

(1) 調査地域 茨城県全域

(2) 調査対象 県内に移住する満 20 歳以上の男女個人

(3) 標本数 1,500人

(4) 抽出方法 住民基本台帳等からの層化二段無作為抽出法

(5) 調査時期 調査員による個別面接聴取法

(6) 調査時期 平成 24 年8月 17 日~8月 29 日

(7) 調査実施機関 株式会社 サーベイリサーチセンター

4. 回収結果

(1) 有効回収数(率) 1,137(75.8%)

(2) 調査不能数(率) 363(24.2%)

[調査不能の内訳] 転 居 38(10.5%) 住所不明 34(9.4%)

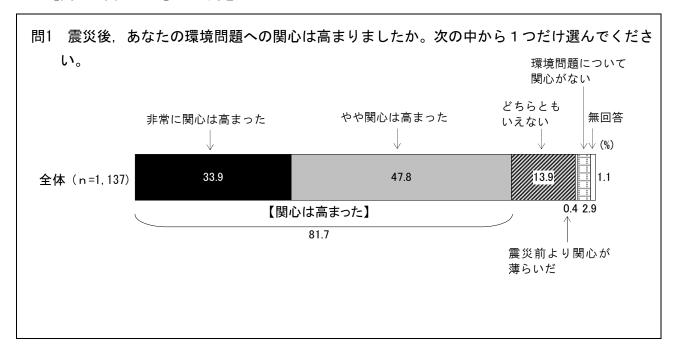
長期不在 56(15.4%) 拒 否 94(25.9%)

一時不在 77(21.2%) その他 (病気など) 64(17.6%)

調査結果 ~震災後の環境意識

1. 震災後の環境問題への関心

- (1) 震災後の環境問題への関心の高まり
- ―【関心は高まった】が8割を超えている―



震災後の環境問題への関心の高まりとしては、「非常に関心は高まった」(33.9%)と「やや関心は高まった」(47.8%)を合わせた【関心は高まった】(81.7%)が8割を超えている。

—【関心は高まった】は男性の50代から70歳以上、女性の20代と40代から60代で8割台— 地域別でみると、【関心は高まった】は、県北(83.6%)と県南(84.3%)で8割台半ばと高くなっている。

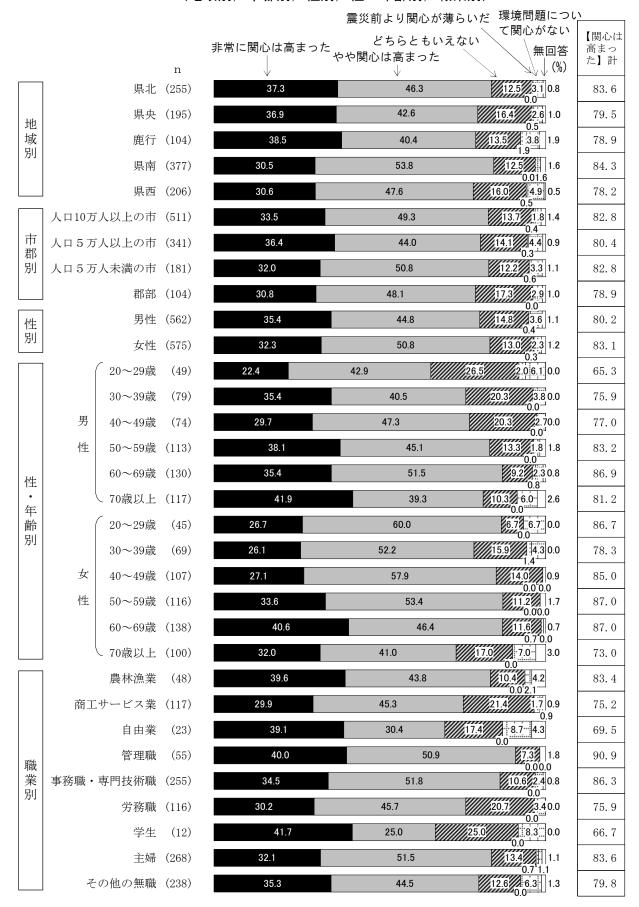
市郡別でみると、【関心は高まった】は、郡部(78.9%)以外のすべての層で8割台となっている。

性別でみると、【関心は高まった】は、女性(83.1%)が男性(80.2%)よりも約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると、【関心は高まった】は、男性では50代 (83.2%)、60代 (86.9%)、70歳以上 (81.2%) で8割台となっており、女性では20代 (86.7%)、40代 (85.0%)、50代 (87.0%)、60代 (87.0%) で8割台後半と高くなっている。

職業別でみると、【関心は高まった】は、管理職(90.9%)で約9割と最も高く、農林漁業(83.4%)、 事務職・専門技術職(86.3%)、主婦(83.6%)で8割台半ばとなっている。

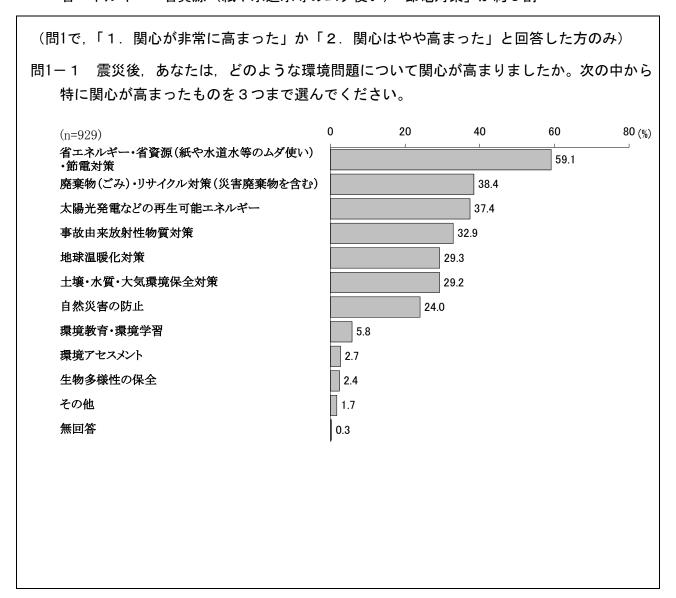
図V 1-1 震災後の環境問題への関心の高まり (地域別、市郡別、性別、性・年齢別、職業別)



⁽注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

(2) 震災後に関心が高まったもの

―「省エネルギー・省資源 (紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」が約6割―



震災後の環境問題への【関心は高まった】と回答した方に、関心が高まった環境問題を聞いたところ、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」(59.1%)が約6割と最も高く、次いで「廃棄物(ごみ)・リサイクル対策(災害廃棄物を含む)」(38.4%)、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」(37.4%)、「事故由来放射性物質対策」(32.9%)が3割台で続いている。

―「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」は男性の40代、女性の30代から40代で約7割―

地域別でみると、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」は、県西(64.6%)で6割台半ばと最も高くなっている。「廃棄物(ごみ)・リサイクル対策(災害廃棄物を含む)」は 鹿行(42.7%)で4割を超えて最も高く、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」はすべての地域で3割台後半となっている。また、「事故由来放射性物質対策」は県北(37.6%)で約4割、「地球温暖化対策」は県央(39.4%)で約4割と高くなっている。

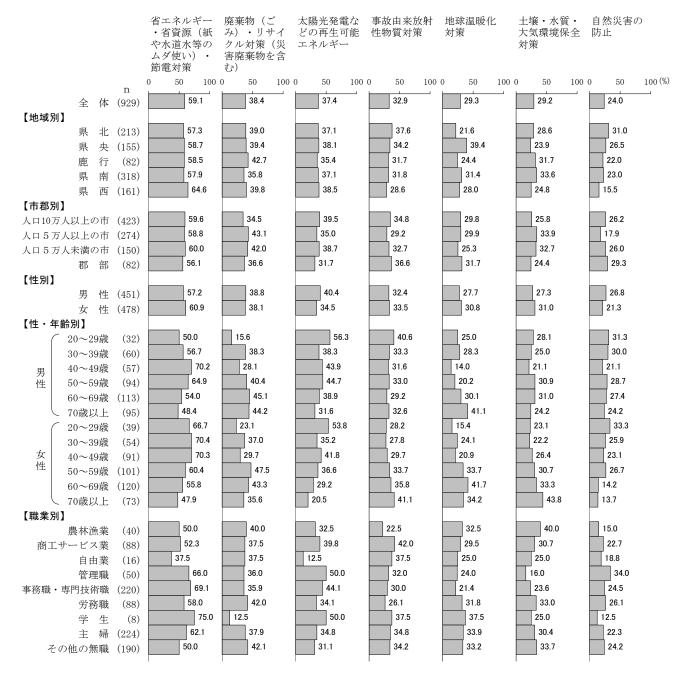
市郡別でみると、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」は、郡部(56.1%)以外のすべての層で6割前後となっている。「廃棄物(ごみ)・リサイクル対策(災害廃棄物を含む)」は人口5万人以上の市(43.1%)と人口5万人未満の市(42.0%)で4割を超えて高く、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は人口10万人以上の市(39.5%)と人口5万人未満の市(38.7%)で約4割と高くなっている。

性別でみると、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」と「自然災害の防止」は、いずれも男性が女性よりも約6ポイント高くなっている。一方、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」と「土壌・水質・大気環境保全対策」は、いずれも女性が男性よりも約4ポイント高くなっている。「地球温暖化対策」は、女性(30.8%)は男性(27.7%)よりも約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」は、男性の40代(70.2%)、女性の30代(70.4%)と40代(70.3%)で約7割と高く、男性の50代(64.9%)と女性の20代(66.7%)で6割台半ばとなっている。「廃棄物(ごみ)・リサイクル対策(災害廃棄物を含む)」は、女性の50代(47.5%)で約5割と最も高く、男性の50代(40.4%)、60代(45.1%)、70歳以上(44.2%)、女性の60代(43.3%)でも4割台となっている。また、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は、男性の20代(56.3%)、女性の20代(53.8%)で5割台半ばと高くなっている。

職業別でみると、「省エネルギー・省資源(紙や水道水等のムダ使い)・節電対策」は、事務職・専門技術職(69.1%)で約7割と最も高く、管理職(66.0%)と主婦(62.1%)で6割台となっている。「廃棄物(ごみ)・リサイクル対策(災害廃棄物を含む)」は、農林漁業(40.0%)、労務職(42.0%)、その他の無職(42.1%)で4割台と高くなっている。また、「太陽光発電などの再生可能エネルギー」は、管理職(50.0%)で5割、事務職・専門技術職(44.1%)で4割台半ばと高くなっている。このほか、「事故由来放射性物質対策」は商工サービス業(42.0%)で4割を超え、「土壌・水質・大気環境保全対策」は農林漁業(40.0%)で4割と、それぞれ最も高くなっている。

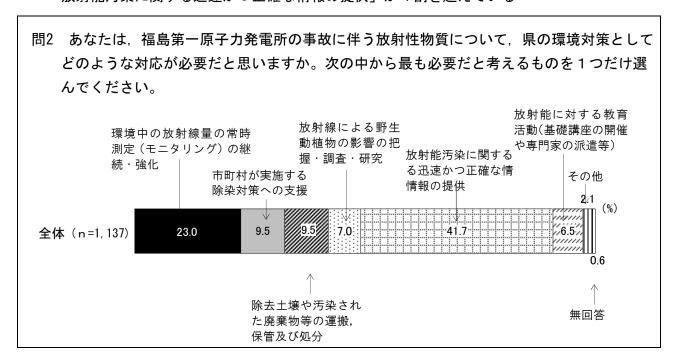
図 V 1-1-1 震災後に関心が高まったもの (地域別、市郡別、性別、性・年齢別、職業別-上位7項目)



(注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

2. 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関して必要な県の環境対策

―「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」が4割を超えている―



福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質について、県の環境対策として必要だと思う対策としては、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」(41.7%)が4割を超えて最も高くなっている。次いで「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」(23.0%)が2割台半ばとなっている。

―「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は男性の20代で6割を超えている―

地域別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、県西(48.1%)で約5割と最も高く、県央(44.1%)で4割台半ばとなっている。一方、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、県北(28.2%)で約3割と最も高くなっている。

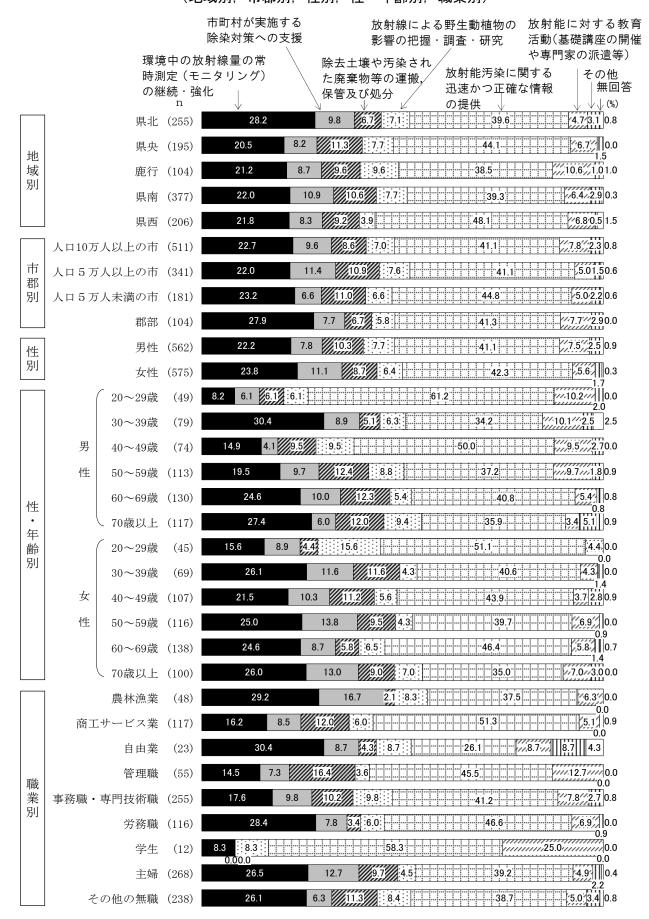
市郡別でみると、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、郡部(27.9%)で約3割と最も高くなっている。

性別でみると、「市町村が実施する除染対策への支援」は、女性(11.1%)が男性(7.8%)より も約3ポイント高くなっている。

性・年齢別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、男性の20代(61.2%)で6割を超えて最も高く、男性の40代(50.0%)、女性の20代(51.1%)で5割台となっている。また、「環境中の放射線量の常時測定(モニタリング)の継続・強化」は、男性の30代(30.4%)で約3割と高くなっている。

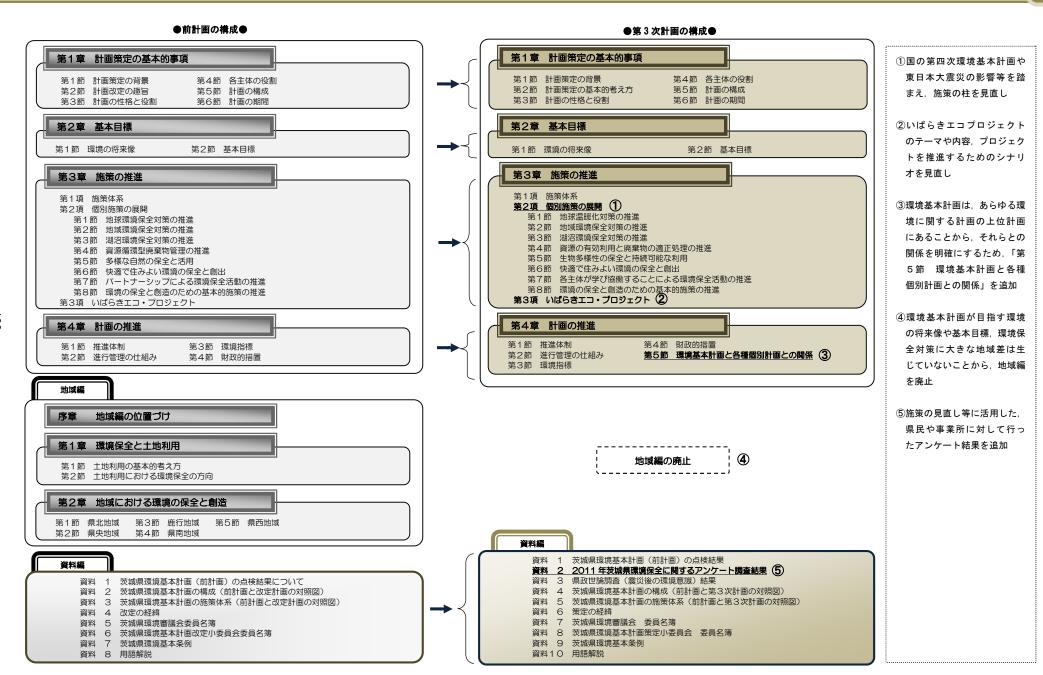
職業別でみると、「放射能汚染に関する迅速かつ正確な情報の提供」は、商工サービス業(51.3%)で5割を超えて最も高く、管理職(45.5%)と労務職(46.6%)で4割台半ばとなっている。

図 V 2-1 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関して必要な県の環境対策 (地域別、市郡別、性別、性・年齢別、職業別)



⁽注) 自由業及び学生は回答人数が少ないので分析ではふれていない。

資料 4 茨城県環境基本計画の構成(前計画と第3次計画の対照図)



 $\frac{3}{3}$

- ①基本目標に「低炭素社会の実現」を
- ②「地球温暖化対策の推進」に変更
- ③「オゾン層の保護・酸性雨対策等の 推進」は、フロン対策は地球温暖 化、酸性雨は大気環境の施策とし て位置付け
- ④県総合計画において、「再生可能エネルギーの導入促進」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられていることから施策として追加
- ⑤「放射性物質による環境汚染対策」を追加
- ⑥生物多様性基本法の制定により生物多様性の保全を強化

- ⑦改正環境教育促進法との整合
- ⑧「環境マネジメントの推進」を「各 主体の環境保全活動と協働取組の 促進」の一施策として統合
- ⑨国の第四次環境基本計画や県総合計画において、「グリーン・イノベーションの創出」が低炭素社会の実現に向けた取組として位置付けられていることから施策として追加
- ⑩「環境アセスメントの推進」を「総合的な環境保全対策の推進」に統合

資料 6 策定の経緯

平成 24 年 2月 2日	第2回 環境審議会
	·環境審議会へ「第 3 次茨城県環境基本計画について」知事から 諮問
6月26日	第1回 茨城県環境基本計画策定小委員会
	·前計画の点検結果及び計画の構成·施策体系について検討 ·計画の基本的考え方について検討
7月20日	第1回 環境審議会
	・前計画の点検結果及び計画の構成・施策体系について審議
8月31日	第2回 茨城県環境基本計画策定小委員会
	・第3次計画の施策の展開及び環境指標について検討
11月9日	第3回 茨城県環境基本計画策定小委員会
	·第3次計画(素案)について検討 (具体的施策及びいばらきエコ・プロジェクトについて検討)
11月21日	第2回 環境審議会
	・第3次計画(素案)について審議
12~1 月	第3次計画(案)のパブリックコメントの実施
	・県及び環境政策課ホームページで公表・行政情報センター、環境政策課、各県民センターで縦覧(12月21日~1月21日)
平成 25 年 2 月 1 日	第 4 回 茨城県環境基本計画策定小委員会
	・第3次計画(答申案)について検討
2月13日	第3回 環境審議会
	·第3次計画(答申案)について審議 ·「第3次茨城県環境基本計画について」知事に答申
3月22日	「第3次茨城県環境基本計画」の決定

資料 7 茨城県環境審議会 委員名簿

(任 期) 平成 23 年 5 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日まで (50 音順, 敬称略)

1. 委員

	氏 名	職名	専門部会
1	及川ひろみ	認定 NPO 法人宍塚の自然と歴史の会理事長	
2	大迫 政浩	(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	
3	小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長	
4	神達 岳志	- - 茨城県議会議員	
5	黒田 久雄	茨城大学農学部地域環境科学科教授 	霞·水
6	小 林 久	茨城大学農学部地域環境科学科教授	
7	杉浦 則夫	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	霞·水·公
8	〇 須藤 隆一	東北大学大学院工学研究科客員教授	霞·水
9	百目鬼明子	弁護士	公
10	中杉 修身	元上智大学教授	霞·公
11	成田 昇	(社)茨城県経営者協会環境委員長	
12	白田 信夫	茨城県議会議員	
13	原口 弥生	茨城大学人文学部社会科学科准教授	
14	平間 敬文	(社)茨城県医師会常任理事	
15	福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	霞·水
16	真山 淑枝	(社)霞ヶ浦市民協会理事	
17	溝口 輝明	茨城県中小企業団体中央会理事	
18	三村信男	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター教授	
19	吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会専務理事	
20	若松 伸司	愛媛大学農学部生物環境保全学教授	
21	◎ 和田祐之介	茨城県商工会議所連合会会長	

◎:会長 ○:副会長

2. 特別委員

	氏 名	職名	専門部会
1	会田 真一	茨城県市長会会長 (守谷市長)	
2	中川 清	土浦市長	霞
3	保立 一男	神栖市長	
4	鬼沢保平	鉾田市長	霞
5	井川 義孝	農林水産省関東農政局生産部長	霞·水
6	泊宏	国土交通省関東地方整備局河川部長	霞·水

(専門部会)霞…霞ヶ浦専門部会 水…水質環境基準類型指定専門部会 公…公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会

資料 8 茨城県環境基本計画策定小委員会 委員名簿

(任 期) 平成 24 年 3 月 5 日から平成 25 年 2 月 13 日まで (50 音順, 敬称略)

			(00	
	氏	名	所属·職名	
1	内山	洋 司	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
2	大 迫	政 浩	(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	審議会委員
3	小 管	次 男	茨城生物の会 会長	
4	富岡	典 子	国立環境研究所地球環境研究センター 湖沼·河川環境研究室 主任研究員	
5	◎ 中杉	修 身	元上智大学教授	審議会委員
6	成 田	昇	(社)茨城県経営者協会環境委員長	審議会委員
7	塙	佳 樹	市町村行政代表(土浦市民生活部長)	
8	〇原口	弥 生	茨城大学人文学部社会科学准教授	審議会委員
9	北條	勝彦	NPO 法人茨城県環境カウンセラー協会理事長	

◎:委員長 ○:副委員長

資料 9 茨城県環境基本条例

平成8年6月25日 茨城県条例第48号

茨城県環境基本条例を公布する。

茨城県環境基本条例

≪目次≫

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
 - 第1節 環境基本計画等(第9条·第10条)
 - 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第11条―第28条)
 - 第3節 地球環境保全の推進(第29条・第30条)
 - 第4節 霞ケ浦流域の総合的な環境の管理(第31条)
- 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等(第32条・第33条)

≪付則≫

私たちのふるさと茨城は、180 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ケ浦、筑波山に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

しかしながら,近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い,生活の利便性が高まる一方で,資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動に起因して,都市・生活型公害や廃棄物の問題が生じている。

また,日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が,自然の復原力を超えるまでに大きくなりつつあり, 一地域の環境に影響を及ぼすにとどまらず,地球の温暖化,海洋の汚染等地球規模の環境問題までの 広がりを持つに至り,世代を超えた影響も懸念されている。

ここに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する私たちは、人類の存続の基盤である地球の環境の有限性及びぜい弱性を深く認識し、世界の事象や知見に目を開き耳を傾けるとともに、世界の各地との共感的理解に基づく連携と役割の分担を目指しつつ、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境 の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - (1) 現在及び将来の県民が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されること。
 - (2) 人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること。
 - (3) すべての者が参加し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まれること。
 - (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であること及び地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全は、本県の経験、技術等を生かして国際的な連携及び協力の下に、すべての者の参画と行動により、積極的に推進されること。

(県の責務)

- 第 4 条 県は,前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,次に掲げる事項に関する 総合的な施策を策定し,及び実施する責務を有する。
 - (1) 大気,水,土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全に関すること。
 - (2) 森林及び緑地の保全,良好な景観の形成,歴史的文化的遺産の保全その他の人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
 - (3) 公害の防止,保全すべき自然環境の適正な保全に支障を及ぼす行為の防止,災害の防止,水道水源地域の汚染の防止その他の環境の保全上の支障の防止に関すること。
 - (4) 上下水道, 廃棄物処理施設, 公園, 緑地その他の環境の保全及び創造に資する施設の 整備に関すること。
 - (5) 環境への負荷の少ない土地の合理的かつ適正な利用に関すること。
 - (6) 資源の循環的な利用, エネルギーの使用の合理化並びに廃棄物の減量化及び適正な処理の促進に関すること。
 - (7) 地球環境保全の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に配慮しつつ当該市 町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その 他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全す るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、事業者は、特に 次に掲げる事項に配慮するものとする。
 - (1) 事業の内容, 地域の状況等を勘案して, 環境の保全上の支障が生じないように, 工場, 事業所等を設置し, 及び事業活動を行う場所を選定すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用する措置を講ずること。
 - (3) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (4) 前号に定めるもののほか、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (5) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の 低減に資するために必要な情報を提供すること。
 - 2 前項に定めるもののほか、事業者は、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関す る施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告等)

- 第8条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
 - 2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
 - 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の方針等)

- 第 10 条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - 2 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境への負荷が低減されるように行わなければならない。

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(多様な自然環境の体系的な保全及び創造)

第 11 条 県は、山地、山間地、平地、河川・湖沼、沿岸・海域等の県土空間における多様な自然環境 を、自然の生態系がもつ環境の保全能力が維持されるように、地域の自然的社会的条件に 応じて、体系的に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

- 第 12 条 県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の 推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 県は、野生生物の生息空間の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 13 条 県は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られるよう に、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

- 第 14 条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。
 - (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

- 第 15 条 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の 環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成、 金融上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。
 - 2 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷を自ら低減させることとなるよう誘導することにより環境を保全し、及び創造するため、環境への負荷に応じた適正な経済的負担を求める措置を講ずることについて調査及び研究を行い、その成果の適正な活用に努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

- 第 16 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 県は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備並びに廃棄物の適正な処理、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(土地の合理的かつ適正な利用)

第 17 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業に係る構想又は計画の 策定段階において環境への負荷の少ない合理的かつ適正な土地の利用に関し必要な調整 その他の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 18 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第 19 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用 並びに廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとす る。
 - 2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に率先して努めなければならない。

(県民の意見の反映)

第20条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育,学習等)

第 21 条 県は、事業者及び県民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第22条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自 発的に行う自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に 関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(参加及び連携の推進)

第23条 県は、環境の保全及び創造を推進するに当たっては、民間団体等の自主的かつ積極的な参

加並びに国,地方公共団体及び民間団体等による相互の連携が基本となることにかんがみ, これらに必要な情報の収集,調査研究その他の参加及び連携の推進に資する措置を講ずる ものとする。

(環境管理・監査等の促進)

第24条 県は、事業者が事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全 及び創造に関する計画の策定、体制の整備等からなる環境管理・監査等の実施が促進され るように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 県は、前5条に掲げる事項を適切に推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮 しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する行動の事例その他の環境の保全及 び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備等)

第26条 県は、自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究体制の整備並びに調査研究及び技術開発の 推進及び成果の普及その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視. 測定等)

- 第 27 条 県は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施 するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
 - 2 県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(公害に係る紛争の処理)

第28条 県は、公害に係る紛争の処理について円滑な解決を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する行動の促進)

第 29 条 県は、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、県、市町村、事業者及び県民が、その役割に応じ、一体となって、環境への負荷を低減し、良好な環境の創造に資するため行動することを促進するため、必要な措置を講じなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 30 条 県は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用、人材の交流等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 霞ケ浦流域の総合的な環境の管理

第31条 県は、霞ケ浦流域の総合的な環境の保全及び創造を図るため、霞ケ浦及びその流域の河川の水質の汚濁を防止する施策、自然の水質浄化能力を保護及び活用する施策、その水源となる山林・平地林を保全する施策その他の霞ケ浦流域の全体の環境を総合的に管理する施策を講じなければならない。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 32 条 県は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援の措置)

第 33 条 県は、環境の保全及び創造を図るうえで市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全及び創造のための施策のうち、必要と認めるものについて、財政的かつ技術的な支援措置を講ずるように努めるものとする。

≪付則≫

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 環境の整備保全に関する基本条例(昭和46年茨城県条例第38号)は、廃止する。

(茨城県公害防止条例の一部改正)

3 茨城県公害防止条例(昭和 46 年茨城県条例第 39 号)の一部を次のように改正する。 次のよう〔略〕

(茨城県地球環境保全行動条例の一部改正)

4 茨城県地球環境保全行動条例(平成7年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次のよう[略]

資料 10 用語解説



ISO14001

国際標準化機構(ISO)が制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。計画(Plan)をたて、実行(Do)し、点検評価(Check)し、見直し(Act)という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の低減を図る。

ICT

情報通信技術;Information and Communication Technology の略称で「IT」とほぼ同義。

アスベスト

蛇紋石または角閃石の非常に細い繊維状のもののこと。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れるため、工業用品から日用品まで広く使用されてきた。 多量に吸入すると、肺がんや悪性中皮腫等を引き起こすとされる。

新しい公共

行政だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公 共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、身 近な分野において共助の精神で行う仕組み・体制・ 活動などのこと。

一酸化炭素(CO)

一般には、燃料の不完全燃焼によって発生し、都市では自動車の排出ガスが最大の発生源になる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、多量に吸入すると呼吸困難を引き起こすとされる。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち,産業廃棄物以外のもののこと。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか,事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する 意識向上のため、県で実施している登録制度のこと。 環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践し ている事業所を登録し、広く県民に紹介することに より、環境への負荷の少ない社会づくりを目指して いる。

茨城エコ・チェックシート

省資源,省エネ,節水の実践などエコライフに取り 組むための知恵とヒントが数多く紹介された県で 発行する家庭向けのチェックシートのこと。

いばらきエコドライブ推進協議会

エコドライブの普及促進を図るため、平成 20 年 6 月に運輸、経済団体、行政等の関係機関により設置 された組織のこと。

茨城県希少野生動植物保護指針

県内に生息・生育する希少野生動植物のあり方について基本的な考え方を整理し、開発事業を行う際の 手続きや今後実施すべき保護施策を定めたもの。

茨城県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項の規定に基づく,本県の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画。平成23年4月策定。

いばらき・さとやま生活

里山など四季折々の豊かな自然環境に包まれた県 北地域において、都市住民の方々が気軽に地域とふ れあいながら、安心・快適なスローライフを思い思 いに楽しむ悠々自適のライフスタイルのこと。

いばらき成長産業振興協議会

県内の企業や大学·研究機関,産業支援機関等が連携したネットワークを形成するともに,分野別研究会活動を通じて,成長分野関連産業に係る交流や情報提供,分野進出の課題に関する調査研究などを行い,もって県内中小企業の成長分野進出を促進し,本県における成長産業の振興を図ることを目的として設立された協議会のこと。

いばらきゼロ・エミッション

ゼロ·エミッションとは、国連大学が堤唱している 廃棄物を全く出さない産業集団の形成を目指す構造のこと。ある企業からの廃棄物を、別の産業が原 材料として使用する完全循環型の生産システムを さすもの。県では、生産や消費活動からの排出物を 限りなくゼロに近づけることで、資源を有効活用し、 環境負荷を伴わない社会を目指している。

エコ・アクション 21

環境省が提唱する環境マネジメントシステム。環境パフォーマンス評価及び環境報告書を一つに統合した環境配慮のツールで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、認証取得の費用負担を軽くしているのが特徴。

エコ・カレッジ

地域や職場において環境教育や環境保全活動を推 進するリーダーを育成するため、県が開催する環境 講座。

エコショップ制度

県や市町村において、環境にやさしい商品の販売や簡易包装、ごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定する制度。

エコドライブ

「急発進や急加速をしない」や「アイドリング・ストップ」など環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。エコドライブにより自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながり、燃料代の節約にもなる。

工口農業茨城

農村の環境保全活動とあわせ、農薬や化学肥料に頼 りすぎず、環境への負荷をかけない農業を地域ぐる みで一体的に進める取組。

エコフロンティアかさま

茨城県笠間市にある日本最大規模の管理型産業廃棄物の最終処分場のこと。敷地内東側に溶融処理施設(発電所),北東側に管理棟,西側に浸出水処理施設,中央~南側に最終処分場が配置されている。

エコライフ

省エネルギーや廃棄物の削減,リサイクルの推進など,環境保全に配慮した日常生活(ライフスタイル)のこと。

NPO

非営利団体·民間非営利団体; Non Profit

Organization の略称で、NPO 法に基づき認証された NPO 法人のこと。ある目標のもとに社会的な事業を展開する、市民やボランティア活動などからなる組織のこと。

オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で,太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し,地球上の生物を守る役割を果たしている。

温室効果ガス

地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、一酸化二窒素 (N_2O) 、ハイドロフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF_6) の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。



階段護岸

河川や海岸がレクリエーションの場として活用されるよう,人々が水際や河原に接近しやすくするために階段状に作られた護岸のこと。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに,人間活動によって他地域から入ってきた生物のこと。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットなどのように私たちの暮らしに欠かせない生物も多いが、一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与える生物もいる。

霞ヶ浦検定

平成 20 年度より毎年行われている社団法人霞ヶ浦市民協会が主催する「霞ヶ浦」に関する検定のこと。初級·3級·2級·1級のランクがある。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理できる浄化槽のこと。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、 浄化槽法の改正により(平成 13 年度施行)、浄化槽 の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

可搬型モニタリングポスト

車両等により運搬し、野外等に設置して使用する空間放射線量率の測定装置のこと。測定データを携帯電話等で自動送信することにより、任意の地点の空間放射線量率を連続監視できる特徴を持っている。

環境アドバイザー派遣制度

地域における環境教育·環境学習を支援するため, 県民が自主的に開催する学習会などに,県が委嘱す る環境の専門家を講師として派遣する制度のこと。

環境いばらき

茨城県の環境に関する施策や情報を掲載したポータルサイトのこと。

環境影響評価(環境アセスメント)制度

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度のこと。

環境学習

環境と人間との関わりについて理解と認識を深め、 環境の保全に対して責任のある行動がとれるよう にすることを目的として、環境を学ぶこと。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要さを認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的とし、学校·家庭·企業等を通じて行う教育のこと。

環境試料

環境保全に関わる指標を算出する際に、検査や分析 のために用いられるサンプルのこと。具体的には、 土壌、湖や海の水、ほこりやちり、農畜産物・海産 物などをさす。

環境配慮型商品・製品

廃棄量を少なくしたり, リサイクルしやすい工程にするなど, 環境に与える影響を少なくするよう配慮した商品·製品のこと。再利用, 再資源化, 処理容易性, 小型軽量, 省電力, 長期使用性, 包装材のリサイクル等を商品開発の指針とする企業が増えている。

環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)

県自らが環境への負荷の低減を図るために策定した計画のこと。県では、エネルギーの合理的な使用 や資源の循環的利用、廃棄物の減量化等に率先して 取り組んでいる。

環境保全茨城県民会議

昭和 47 年 3 月に設立以来環境保全活動を行っている, 広域団体·事業者·地域団体等で構成する公益団体のこと。

環境マネジメント

環境に関する経営方針(Plan)をたて、実施(Do)し、 点検(Check)し、改善(Act)するというサイクル (PDCA サイクル)を体系的・継続的に実行していく ことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改 善するための仕組みのこと。

環境リスク

人間活動によって,環境に加えられる負荷が,健康 や生態系等に影響を及ぼす可能性のこと。

キッズミッション

県内の小学校において実施している子供向け環境 プログラムのこと。子どもたちに、生活と身近な環 境を知ってもらい、環境に配慮した生活習慣を身に つけてもらうことを目的としている。

京都議定書

2008 年から 2012 年の 5 年の間に, 1990 年と比較して先進国が取り組むべき温室効果ガスの削減目標を規定した文書のこと。1997 年に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において合意に至ったため京都議定書と呼ばれる。

揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体になりやすい有機化合物の総称のことで、トルエン、キシレンなど多種多様な物質が含まれる。VOCとは、volatile organic compoundsの略。

クリーンアップひぬまネットワーク

涸沼の美しい自然を保全し、将来に残していくため、 平成 13 年 3 月に、流域住民·事業者·団体·行政が一体となって設立した団体の名称のこと。様々な活動を通じ、涸沼の水質浄化に取り組んでいる。

グリーン・イノベーション

総合科学技術会議の「平成 22 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成 21 年 10 月 8 日)によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、わが国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え, 価格や品質だけでなく,環境への負荷ができるだけ 小さいものを優先的に購入すること。

健康項目

環境基本法(平成 5 年)による水質汚濁に係る環境 基準が定められた項目のこと。水質汚濁物質の中で も特に人体への有害性の強いものが項目として設 定されている。

原子カオフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法において指定された,原子力災害時に,国,県,市町村,原子力事業者,その他防災関係機関及び専門家など,関係者が一堂に会して情報を共有するとともに応急対策を決定するための拠点となる施設(緊急事態応急対策等拠点施設)のこと。

公害苦情相談員

県や市町村の公害苦情相談窓口にいる職員のこと。 住民の苦情を聞き苦情処理に必要な調査を行うと ともに,関係機関と連絡をとりあって,当事者に対 し改善措置の指導,助言などを行う。

光化学オキシダント

工場,自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(炭化水素)が,太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激,呼吸への影響といった人の健康のほか,農作物など植物へも被害を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

こどもエコクラブ

子ども達が中心となって、地域の中で仲間と一緒に 地域環境に関する学習や具体的な取組、活動を実施 するクラブのこと。子どもたちの環境保全に対する 意識を醸成することを目的としている。

COP10

条約における締約国会議; Conference of the Parties の 10 回目の会議の通称で、ここでは平成 22 年名古屋で開催された生物の多様性に関する条約の締約国会議のこと。

コミプラ

「コミュニティ·プラント」の略称で,厚生労働省の補助を受けて市町村が一般廃棄物処理計画に基づき設置する生活雑排水とし尿を集合処理する施設のこと。



再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、波力、海流、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。

里山·里海

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し,様々な人間の働きかけを通じて自然環境が形成されてきた地域をいい,集落を取り巻く二次林と,それらと混在する農地·ため池·草原·海等で構成される地域概念のこと。

サーマル・リサイクル

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱 エネルギーを回収し、その熱を利用すること。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら 汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をさす。産業廃棄物については、 事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適 正に処理することが義務づけられている。

酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれ, pH(水素イオン濃度)5.6以下となった酸性の雨のこと。原因物質の排出源としては,工場や自動車からの排出ガスなどがある。

J-PARC

大強度陽子加速器施設; Japan Proton Accelerator Research Complex の略称。日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設・運営している世界最高性能の研究施設(平成 20 年供用開始)。宇宙誕生の謎探求から医薬品の開発研究まで,幅広い分野の研究が行われ,世界中の研究者に利用されている。

COD

化学的酸素要求量; Chemical Oxygen Demand の略称で,海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標のこと。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量(mg/L)に換算したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいる。

次世代エネルギーパーク

資源エネルギー庁では、地球環境と調和したエネルギーの在り方について、実際に見て触れる機会を増やし理解の促進を図るため、次世代エネルギー施設や体験施設等の整備を推進している。本県では、企業や研究機関等の協力を得て、県全体を「エネルギーパーク」としており、来訪者が次世代エネルギーを実感し、将来の環境やライフスタイルを考える。っかけとなるようなモデルコースを提案している。

次世代自動車

「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月閣議決定)において、ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、CNG 自動車等とされている。二酸化炭素の排出削減や非化石エネルギー源の利用を進める上で有効とされている。

持続可能な社会

環境を壊すことなく、人類の消費を支えるための手段として、自然が再生する力やそのスピードに考慮しながら、人が利用する規模や早さを管理し、資源を使いきらないように配慮する社会のこと。

循環型地域社会

社会経済活動の全段階を通じて,資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り,物質循環を確保することによって,環境への負荷を出来るだけ少なくし,循環を基調とする社会経済システムが実現した地域社会のこと。

親水性

水浴·水遊び·散歩·釣り等日常生活や観光,レクリエーションを通して、湖沼や河川などの水辺を眺めたり、その水に触れたりするなど、水辺環境に身近に親しむことができる機能のこと。

森林吸収源対策

森林のもつ二酸化炭素吸収機能を維持・向上させるためのさまざまな対策のこと。森林は、その成長とともに大気中の二酸化炭素を吸収・固定するため、地球温暖化防止の視点から重要な役割を果たしている。

森林湖沼環境税

森林や霞ヶ浦等をはじめとする湖沼·河川など本県の豊かな自然環境を守るため、平成 20 年から本県独自に導入した税制度。この財源を有効活用し、間伐などの森林の保全·整備や湖沼等の水質保全のための取組を重点的に行っている。

水源かん養機能

森林の土壌がもつ機能のこと。森林土壌は、降水を 貯留し、河川へ流れ込む水の量をコントロールして 洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させると ともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水 質が浄化される。

3R

ごみの量を減らすための取組で、①ごみの発生抑制 (リデュース; Reduce)、②不要になったものの再利 用(リユース; Reuse)、③ごみの再生利用(リサイクル; Recycle) の 3 つの頭文字を示したもの。

生活環境項目

環境基本法(平成 5 年)に定められた水質汚濁に係る環境基準で定められた項目のひとつで,生活環境の保全に関する基準のこと。河川·湖沼·海域の各公共用水域について,水道·水産·工業用水·農業用水·水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値が定められている。

生物多様性

地球上には人間だけでなく、さまざまな生きものが 生きており、知られているだけでも 175 万種、未発 見の種も含めるとその数は 3000 万種を超すともい われているが、これらの生きものは生態系の中で関 わり合い、支えあいながら生きている。こうした多 種多様な生きもののつながりのこと。生態系のバラ ンスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私 たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらし ている。

藻類バイオマスエネルギー

「藻(も)」といわれる植物が体内で作り出すオイルで、化石燃料に代わるエネルギーのこと。



ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のこと。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせる性質を持つといわれ、塩素を含むプラスチック類の燃焼等で発生する。

大好きいばらき県民会議

各地域での青少年·福祉·環境·生活等様々な分野の活動を団体·企業·行政がともに支え合い, やさしさとふれあいのある茨城を創る, 大好き いばらき 県民運動を推進する組織体のこと。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があるが、近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加することにより、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地球温暖化防止活動推進センター

各地域の地球温暖化防止活動を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県又は指定都市等に、一つに限って首長が指定する機関のこと。センターは、地球温暖化防止に関する広報啓発、民間団体や地域活動者への活動支援などを実施する。本県では、一般社団法人茨城県環境管理協会(旧社団法人茨城県公害防止協会)を指定している。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき,野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたとき,環境大臣または知事が指定するエリアのこと。狩猟による捕獲が禁止され,鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち,特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され,森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

つくば国際戦略総合特区

つくばにおける科学技術の集積を活用し、ライフイノベーション·グリーンイノベーションを推進し、 我が国の国際競争力の強化に貢献することを目指す国際戦略総合特区。

※国際戦略総合特区:

規制,制度の特例措置,税制·財政·金融上の支援措置をエリア限定で総合的に実施し,我が国の経済成長のエンジンとなる産業·機能の集積拠点を形成することを目標とし,地方公共団体が申請し,国から指定される特別区域のこと。

TIA-nano 世界的ナノテク拠点

世界水準の先端ナノテク研究設備·人材が集積する つくばにおいて、産業界の協力を得て構築する世界 的なナノテクノロジー研究·教育拠点。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

特定外来生物

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、 人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの で、「特定外来生物防止法」で指定された生物のこ と。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則 として禁止されており、既に定着しているものにつ いては必要に応じて防除が行われる。



二酸化いおう(SO2)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生するもの。呼吸器への悪影響があり,四日市 ぜんそくなどの原因となったことで知られている。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼によって発生するもの。比較的水に溶解しにくい性質があり、呼吸器系の疾患の原因となる。



バイオマス

石油などの化石資源を除く再生可能な生物由来の 有機性資源のことで、太陽光、風力などとともに再 生可能エネルギーのひとつとされる。種類としては、 家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工 場残材、下水汚泥などがある。

PRTR 制度

化学物質排出移動量届出制度,環境汚染物質排出移動 登録制度; Pollutant Release and Transfer Register の略称で,有害性が疑われるような化学物質が,どこからどのくらい環境中へ排出されているか,廃棄物として移動しているかを把握し,集計・公表する仕組みのこと。

BOD

生物 化学的酸素要求量;Biochemical Oxygen Demand の略称で,水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をさし、河川の水の汚染状況を表すのに用いられる。一般にこの値が大きいとその水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。

浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質; Suspended Particulate Matter の略称。大気中に漂う粒径 $10 \, \mu m (1 \, \mu m = 0.001 \, mm)$ 以下の代表的な大気汚染物質。物の破砕や選別,土砂の巻き上げ,燃料の燃焼過程などで発生し,粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人体に影響を及ぼす。

微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも,粒径 2.5 μm以下の小さなもののこと。粒径が小さくなる事から肺の奥まで入りやすく健康への影響も大きくなり,発がん性も懸念されている。

フロン類

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒·洗浄剤·発泡剤などに使われますが、大気中に放出されるとオゾン層の破壊や温暖化の原因となる。

放射線

ウランなど,原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子,ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線),加速器などで人工的に作り出されたX線,電子線,中性子線,陽子線,重粒子線などのこと。



緑の基本計画

都市緑地法に基づき,市町村が策定する「緑地の保全や緑化の推進に係る基本計画」の通称で,樹林地·草地·水辺地などにおいて,緑地の適正な保全と緑化の推進に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープランのこと。従前の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合・拡充したもので,都道府県だけでなく区市町村でも策定できるようになっている。

緑の循環システム

「木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する」 ことで、林業·木材産業の活性化と森林のもつ公益 的機能を維持するシステムのこと。

モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を,環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送·内航海運に転換すること。

モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し,個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化を促す取組のこと。様々な運用施策やシステムの導入や改善,実施主体となる組織の改変や新設等を持続的にかしこく展開していくこと。



有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合に人体の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるもの。



ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の略称のことで、条約が採択された際の会議開催地がイランのラムサールであるため、「ラムサール条約」と呼ばれている。湿地に生息する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的としている。国内の登録湿地は 46 箇所で、県内では渡良瀬遊水地が平成 24 年 7 月に初めて登録された。

類型指定

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について,「環境基本法」に基づき,河川,湖沼及び海域の利用目的に応じた水域類型を指定すること。

レジ袋の無料配布中止の取組

地球温暖化対策やごみの減量化を進めるため,スーパーマーケットなどにおけるレジ袋の無料配布を中止し,レジ袋を削減する取組のこと。茨城県では,事業者や環境団体等と協定を締結して,県全域でこの取組を実施している。

レッドデータブック/レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物種の情報をまとめた資料のこと。1966年にIUCN(国際自然保護連合)が発行したものに始まり,現在は,世界の多くの国や団体等が独自にレッドデータブックを作成している。レッドリストは,既に絶滅したと考えられる種や絶滅のおそれのある種を生物学的な観点から絶滅の危険度を評価しリストにまとめたもの。この大況や存続を脅かしている原因等を詳しく解説したものがレッドデータブックである。県でも,レッドデータブックを作成し,県内の希少野生生物保護のため広く活用を図っている。

第3次茨城県環境基本計画

発行年月/平成25年3月

発 行/茨城県生活環境部環境政策課 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 TEL 029-301-1111



この冊子は再生紙を使用しています。